

官報

号外 昭和四十三年四月四日

第五十八回 衆議院會議録 第二十号(一)

昭和四十三年四月四日(木曜日)

議事日程 第十四号

昭和四十三年四月四日

午後二時開議

第一 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 物品税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

東北開発審議会委員の選挙

科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一)

議員請暇の件 東北開発審議会委員の選挙 科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件等二件

午後二時六分開議

○議長(石井光次郎君) これより開議を開きます。

議員請暇の件

○議長(石井光次郎君) おはかりいたします。

議員三ツ林弥太郎君から、海外旅行のため、四月十三日から二十一日まで九日間請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

東北開発審議会委員の選挙

○議長(石井光次郎君) 東北開発審議会委員の選挙を行ないます。

○山村新治郎君 東北開発審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 山村新治郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

議長は、東北開発審議会委員に米内山義一郎君を指名いたします。

科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(石井光次郎君) おはかりいたします。

内閣から、科学技術会議議員に兼重寛九郎君、杉野目晴貞君を、社会保険審査会委員に川崎三郎君を任命したので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

ジョンソン米大統領のベトナム和平演説に関する緊急質問(大平正芳君提出)

北爆停止及びジョンソン米大統領の次期大統領選挙不出馬表明に関する緊急質問(勝岡田清一君提出)

ジョンソン米大統領の演説に関する緊急質問(西村榮一君提出)

米北爆停止に関する緊急質問(竹入義勝君提出)

ジョンソン米大統領のテレビ演説に関する緊急質問(川上貫一君提出)

○山村新治郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、大平正芳君提出、ジョンソン米大統領のベトナム和平演説に関する緊急質問、勝岡田清一君提出、北爆停止及びジョンソン米大統領の次期大統領選挙不出馬表明に関する緊急質問、西村

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一) ジョンソン米大統領のベトナム和平演説に関する大平正芳君の緊急質問

四三四

第一君提出、ジョンソン米大統領の演説に関する緊急質問、竹入義勝君提出、米北爆停止に関する緊急質問、及び川上貢一君提出、ジョンソン大統領のテレビ演説に関する緊急質問を順次許可されんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 山村新治郎君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

まず、大平正芳君提出、ジョンソン米大統領のベトナム和平演説に関する緊急質問を許可いたします。大平正芳君。

〔大平正芳君登壇〕

○大平正芳君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ベトナムの和平をめぐるジョンソン声明を中心に、政府の所信をただしたいと思ひます。

三月三十一日の夜、ジョンソン米大統領は、ベトナム紛争の解決につき、これまでの政策を思い切って修正した新しい提案を行ないました。すなわち、それは、ベトナムの早期和平を促進するための第一歩として、北ベトナムに対する爆撃を、大幅に、一方的に、かつ即時に停止するという内容のものであります。これは昨年九月のいわゆるサンアントニオ方式を越えた大胆な措置であります。しかも、ジョンソン大統領は、その提案と時を同じうして、次期大統領候補に指名を求めないし、また受ける意思もないとして、ベトナム和平の達成に、一切の個人的、党派的念慮を排して、全精力を傾ける決意を表明いたしました。このことは、今回の措置に一段の真剣味と迫力を加えたものと思われまふ。(拍手)

ベトナム国民は、戦後長きにわたって平和の青空をかいまにさへ見ることができなかったのであります。ようやくにできてきた一九五四年七月のジュネーブ協定さえも、相対立する勢力の思惑に利用されることはあつても、平和への指針として真剣に活用されたことはなかったものであります。相互の憎しみと不信の増大、さらには、激しい軍事行動のエスカレーションはあつても、紛争の収拾と建設的な平和への前進は、世界あけての願望にかかわらず、一向に見られなかったものであります。どちらの側かが、いつの日か、この解きがいもつれを、大局的展望に立った勇断をもつて断ち切ることが期待されておつたのであります。

ジョンソン大統領は、ついに、一方的にみずから決意と行動をもつて和平への第一歩を踏み出したのであります。しかも、みずからの栄光を犠牲にして踏み出したのであります。私は、高邁なステーツマンシップの結晶として、彼の英断を高く評価するものであります。(拍手)また、この英断が実りある成果を生み出すことを、平和のために心から希求するものであります。(拍手)佐藤総理におかれても、おそらくは異常な感動をもつてこの報道を耳にされたことと思ひます。総理の率直な感懐を、まずもつてお伺ひいたしたいと思ひます。

ジョンソン大統領の今回の措置は、全世界の多くの国々から、和平に対するかつてない真剣な提案であるとして好意と期待が寄せられておるようであります。しかしながら、その反面、南ベトナムやタイ国等の反応には微妙なものが見られるようであります。アメリカをはじめ当事国における

国内の動静には、なお流動的な面がないとはいへません。しかし、肝心の北ベトナムが、昨夜、今回の提案がその要求したところからなほ相当な距離があり、したがって、これを激しく非難しつつもアメリカとの会談に際する用意がある旨表明いたしましたことは、われわれを強く勇気づけるものがあります。

私は、この提案こそは現在考え得る唯一の和平への踏み台であると思ひます。また、このチャンスを逸すれば、ベトナムにより大きな不幸を招き、世界の人々、とりわけアジアの人々の切なる願望を将来長きにわたって踏みにじることになることをおそれます。それだけに私は、北ベトナムがこの呼びかけに応ずることになった以上、勇気と英知をもつて和平への道を忍耐強く切り開いていくことを強く望むものであります。(拍手)同時に、南ベトナム等各国の大局的見地に立つた自重を切に希望するものであります。また、アメリカとしても、一たんその權威にかけて踏み切つた以上、いかなる困難があろうとも、これを基点として和平達成のため不退転の努力を傾けることを希求してやまないものであります。(拍手)

一方、ジュネーブ会議の議長団を構成する英ソ両国が、当事者の間を周到かつ熱心にあつせんされ、全世界の期待にこたえて、和平の招来に貴重な貢献をなされることを強く希望するものであります。とりわけ、私は、北ベトナムに影響力を持つソ連の出馬に大きい期待を寄せるものであります。もとより、前途は多難であり、幾多の紆余曲折が予想されます。しかし、ジョンソン大統領の決意は異常にかたく、強いものであると思われまふ。かつ、ベトナム内外における和平の機運もよ

うやく熟しつつあるときであるだけに、私は、世界の世論を背景として、この措置が和平への前進に決定的な契機になり得るものであることを希望し、かつ期待しておるものであります。

政府は、この措置の成否につき、いかなる評価をしておられますか。総理並びに外務大臣の御所見を伺ひたいと存じます。あわせてこの措置と、北ベトナムの声明の発表以来、当事国をはじめ世界各国がどのような反応を示しつつあるかについても、この際、お示しをお願いいたしたいと思ひます。

日本政府は、あらゆる機会にベトナムの和平が、相互の話し合いによつて、すみやかに招来されることを希望してまいりました。また、その立場において、可能な限りの努力を傾けてきたのであります。しかし、率直に言つて、アジアの平和を願望する日本国民は、そこに若干の不満とどこかしさを感じておつたに違ひないと思ひます。私は、その間の消息をよく理解できるものであります。ただ、日本の立場はベトナム紛争の収拾につき、主導的役割りを果そうとしても果たし得る国でないことを認めざるを得ないのであります。また、日本は、アメリカとの間に安保条約を締結し、それによる利益を享受し、みずからの平和と繁栄を追求する反面、これにまつわる数々の義務を背負つております。たとえば、米軍の日本における兵たんの補給は、安保条約第六条によつて、直接に出撃する場合を除き、条約上当然の義務としてこれを拒否できる立場にはないのであります。したがつて、日本政府は、ベトナムにおける和平への努力と、国際信義の尊重という二面の要請にこたえて、均衡のとれた、かつ、きめのこまかい

配慮を加えなければならぬ立場にあります。われわれは、日本の国益を守るために、国際信義に忠実であらねばならぬと同時に、アジアにおける隣邦の平和と福祉に、可能な限り、協力しなければならぬのが日本の立場であると思います。(拍手)

そういう状況のもとにおきましても、日本政府は、紛争当事者間の誤解を解き、信頼を回復すべく、できる限りの努力をするかたわら、戦禍を受けた無辜の住民に人道上の援助の手を差し伸べてきたのであります。また、相互保障による休戦の方式を、ジュネーブ協定関係国に精力的に訴えてきたのであります。これらのことは、日本がその立場において行なった精一ぱいの努力であり、日本の平和への熱意を内外に示すものであったと思います。(拍手)幸いに、和平へのとびらは、ジョンソン大統領自身の決意と、これに対する北ベトナムの前向きな反応によって開かれようとしております。

政府は、すでに英ソ両国に対し、和平あつせんへの努力を公式に要請したとのであります。なお、今後の事態の推移に応じて、アメリカに対する建設的提言をはじめとして、日本の果たすべき役割り、日本に期待される仕事は、決して少なくないことが予想されます。私は、政府が、さらに一層の熱意と緊張をもって、その外交機能をフルに動員して、平和の達成に協力し、日本国民の期待にこたえられるよう切望するものであります。総理並びに外務大臣の御決意のほどを承りたいと思います。

世上一部に、ジョンソン大統領の不出馬の声明を受けて、ジョンソン政権と親密な関係にありま

した佐藤政権の退陣を云々する向きがあります。これは、このたび米国のとった措置を国内の政争に利用しようとする術策であると思われぬ。牽強附会の言ひぐさであるといわなければなりません。(拍手)佐藤政権の命運は、他国の政変とはかわりなく、一にかかって世界政局の新局面に立つて、日本国民の負託にこたえるみずからの能力にかかっておるからであります。(拍手)

ジョンソン大統領の今回の決断は、見方によってはアメリカの世界政策の限界を予告するものであるとも考えられます。戦後の世界に、そのヘゲモニーを誇示してきた米ソ両国は、すでに昔日の指導力を弱め、世界は複雑な多極化の時代を迎えました。ヨーロッパの復興と自主性の高まり、イギリスの後退、東欧圏における対ソ自由化の動向、アジアをはじめとする発展途上国におけるナショナリズムの台頭、さらには中ソ関係の悪化等は、その端的なあらわれと見ることができま

かくて、世界に名譽ある市民権を主張しようとする国々は、その大小強弱を問わず、イデオロギーや発展段階の相違にかかわらず、みずからの力とみずからの分別をもってその生存を勝ちとるべく、険しい道を歩もうとしております。佐藤政権は、かかる時代の潮流に対処して、日本の生存と名譽と繁栄のため、懸命かつ弾力的な対応力を発揮しなければなりません。

また、ジョンソン大統領が今回の拳に出た背景には、そうした世界の新たな潮流とともに、近年とみにその信用を問われ出したドルの防衛というきびしい課題があると思われま

が、その前途はなお多難が予想されております。南北の問題も、いよいよ山のような圧力を世界に加えてつづいてます。このように、きびしさを増した国際経済の環境の中にあつて、円の未来を安泰に導き、日本経済の健全な成長を実現するため、政府はその政策によりしきを得るとともに、国民に一層の自重と協力を求めなければなりません。佐藤政権が今後引き続き国民の負託にこたえてまいりますためには、そういう要請に対処し、

聡明な政策的力量を発揮しなければなりません。さらに、ベトナムの戦火がおさまりましたが、アジアの平和と繁栄の前途は遠く、かつ険しいものがあります。事態の収拾と戦禍よりの復興は、まことに容易ならざる事業であります。ベトナムをはじめアジアの諸国民の生存に必要な最小限度の経済力の充足は、それ自体がすでに大きな課題であります。い

わんや、その後進性よりの脱却には、絶望的とも思われる困難が横たわっております。まさに今回のできごとは、暗い戦禍の終わりを予告するものであるとともに、多難な未来の始めを告げる警鐘であるといえま

しょう。アジアにおける唯一ともいえる先進国日本の責任と役割りは、想像を越えて大きいものがあります。佐藤政権は、こういう課題に大きい責任をになつておるのであります。内外にきびしい課題をかかえて日本の政局に処する佐藤総理の御決意のほどを伺ひまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) ジョンソン政権の課題は、私がこの機会に申すまでもなく、偉大な社会の建設とベトナム問題の解決にありました。

したがひまして、ジョンソン大統領は、大統領就任以来五十数カ月、世界で最も責任の重い大統領として、世界平和の維持に心魂を傾けてきたことは世界周知のことです。去る三月三十一日のジョンソンの演説は、ジョンソン大統領のベトナム和平にかける情熱のあらわれとして、私も、大平君同様、その決断に深い感銘を覚えたものであります。(拍手)

私は、御承知のように、昭和四十年一月、また昨年十一月、二度にわたつてジョンソン大統領と会見して、ジョンソン大統領の、アジアのみならず、国際間の緊張緩和と国際平和達成のため、並々ならぬ献身と努力の姿を私は理解することができました。特に、三十一日の演説において、

ジョンソン大統領が、その政治生命をかけて、ベトナム和平を達成するために、従来のサンアントニオ方式を一步越え、即時かつ一方的に、人口のほぼ九〇%に当たる地域の北爆停止を宣言したことは、勇気ある政治家のあり方として感銘を覚えたものであります。(拍手)これは、まさしく、アメリカ国民の若さを意味するものであり、アメリカの伝統的、民主的決断であると考えます。願わくは、このジョンソン大統領の決断が、国際政治の舞台において、正しく評価され、アジアにおける永続的な平和につながることを心から期待するものであります。(拍手)

ジョンソン提案を契機として、ベトナム和平の機運は、急速に盛り上がるものと思われま

昭和四十四年四月四日 衆議院會議録第二十号(一)

ジョンソン米大統領のベトナム和平演説に関する大平正芳君の緊急質問 北爆停止及びジョンソン米大統領の次期大統領選挙不出馬表明に関する勝間田清一君の緊急質問

四三六

と、また一九五四年のジュネーブ会議の共同議長国であるイギリス、ソ連に対し、その国際的責任の遂行を要請したことにあると思います。この提案に対し、北ベトナムが、真剣に耳を傾ける態度を示し始めていることは、喜ぶべきことであります。(拍手)少なくとも、和平への糸口が開けるのではないかと期待されるのであります。

しかし、これをもって直ちに南ベトナムにおける戦闘が急速に終結に向かうと見ることは、ただいまのところまだできません。したがって、今後の提案が実現のあることを願いつつ、今後事態の推移を慎重に見守りたいと思います。そして、日本の果たす役割りがあれば、和平達成にできるだけの協力を約す決意であります。(拍手)

アジアの平和と繁栄がそのまま日本の平和と繁栄につながるわが国としては、政府はもとより、国民ひとしくベトナム和平を希求しております。この国民的要請にこたえるため、政府は、これまでもできる限りの努力を行なってきたが、今後はさらに一層その努力を積み重ねる決意であります。特に、アジアの先進工業国であるわが国に対し、軍事力を背景とせず、他国の内政に干渉しないという各国の理解も深まりつつありますので、今後のアジアの情勢の変化については、わが国は独自の役割りがあるものと考えます。

私は、すでに、施政方針演説におきまして、民族の理想達成のために、常にきびしい現実を直視し、歴史の推移に柔軟に対処し得る時代感覚を持つと同時に、いかなる時代にも生き抜くたくましさを持たねばならない。かように述べました。日本民族の二千年の歴史は、まさしくこのような民

族の活力のためのものであります。

第二次大戦後の国際政治は、東西二大陣営の冷戦から、緊張緩和、平和共存政策、中ソ対立等、刻々に変化してまいりました。そして、いま、ジョンソン大統領の和平提案によって、アジアの緊張の緩和の糸口が見出されるかもしれないという期待が芽生えつつあります。ジョンソン大統領の劇的な立候補不出馬宣言も、平和の手がかりをつかもうとする努力のあらわれであるとともに、国論を二分しないという国内政治的な配慮や、国防衛に対処するあらわれでもあるといえまじゅう。われわれは、このような国際政治の変化を冷静に直視しなければなりません。問題のポイントは、激動の中にあつて、日本自身のあり方、国家利益の追求を見失わないことでもあります。私は、これまで以上に、アジア情勢、特にベトナム情勢の推移を注意深く見守り、わが国の進むべき方向を誤らない決意であります。

以上の観点から、私は、わが国外交の基本政策を変更する必要はないと考えております。(拍手)幸いにしてベトナムに平和がもたらされた暁には、わが国の果たすべき役割りは、単にベトナムのみならず、アジア全体にとつてはかり知れぬほど大きなものがあると考えますので、これらに適切に対処する考えであります。大平君御指摘のよう、ベトナム和平を契機として、国際情勢は今後一そう流動的になるものと考えられます。私は、日米相互信頼の基礎に立つて、わが国の安全を確保するとともに、国際社会において名誉ある地位を占めるべく、こん身の努力を重ねる決意であります。(拍手)

当面、最も重要な問題である沖縄施政権の返還

に向かつて、最善の努力を行ないます。また、従来に引き続き、朝鮮半島の安全と国際競争力の強化につとめ、円の価値維持に全力をあげ、わが国経済の健全な発展をはかつてまいりたい考えであります。

重ねて申し上げますが、ベトナム戦争に和平の糸口が見出されたことは、われわれ日本人にとつてきわめて喜ぶべきことであり、この平和の芽を守り育てなければならぬと思います。(拍手)私は、この際、特に注意深く国際情勢の推移を見守り、わが国の前途をあらゆるまなきより、各般の施策を進めてまいりたい決意でありますから、国民各位の御協力を切望する次第であります。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇〕

○國務大臣(三木武夫君) ベトナム和平に対するジョンソン大統領の提案に就いて、ハノイ政府が、本格的な話し合いではないまでも、話し合いに応じようという同意を与えたことは歓迎すべきことであると考えます。

ベトナム戦争は、複雑な背景を持った戦争であり、一挙に解決するほど単純な問題ではありませぬから、今後話し合いが始まっても、解決に至るまでの間には紆余曲折があると思います。しかし、われわれとしては、この提案がこれを契機として話し合いの実を結ぶことを切に期待するものであります。(拍手)日本としても、この間、和平達成のために全力を傾けて協力をいたす覚悟であります。

また、世界各国のジョンソン提案に対する反応について大平君はお尋ねでございましたが、世界各國が必ずしも公式の見解を述べている国ばかりではありませんが、大多数の国々は、アメリカの提案に就いて今後ハノイが話し合いに応じ、そし

て、一日も早くベトナムの戦争が平和的に解決することを期待するというのが、總じて今日世界のジョンソン提案に対する反応でございます。お答えをいたします。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 次に、勝間田清一君提出、北爆停止及びジョンソン米大統領の次期大統領選挙不出馬表明に関する緊急質問を許可いたします。勝間田清一君

〔勝間田清一君登壇〕

○勝間田清一君 私は、日本社会党を代表し、先般行なわれたジョンソン大統領の声明をめぐってベトナム問題並びに国際情勢に関する佐藤内閣の方針について、総理にその所信をただし、あわせて私の所見を述べたいと思ふのであります。(拍手)

今回のジョンソン声明は、アメリカの世界支配の政策が崩壊し始め、世界の歴史がいまや新しい局面を迎えようとしていることだと思ふのであります。(拍手)そしてこのことは、とりまなお、戦後二十余年、特に単独講和を強行して以来、ひたすらアメリカに追従してきた歴代自民党内閣の外交基調が破綻し、わが国の内外政策の転換をはかるべききわめて重大な段階に立ち至っているものと確信いたします。(拍手)いまや明らかに、正義と社会進歩と、そして民族自立という大きな歴史の流れにさからつて、武力をもって民族が民族を支配しようとしたアメリカのベトナム侵略戦争が完全に破綻したことを、全世界の人民の前に暴露したのだと思ふのであります。(拍手)また、昨年来、佐藤総理とジョンソン大統領との間で取り結ばれた日米共同声明も、数カ月を待た

ずしてその誤りが天下に露呈し、その権威もまた失墜したと考へるのであります。(拍手)
今回のジョンソン声明が公表された直後、佐藤内閣は、いままら、「ベトナムと平和の早期実現は佐藤内閣がかねてから希望し、そのために努力してきたところであり、歓迎する」と言っておるのではありませんが、国民も、世界の人々も、佐藤総理のこのことを真実なものとして、はたしてこれを何人が受け取ることができるではありませんか。(拍手)

そもその政府は、これまでベトナム戦争の早期解決のために、日本民族が誇りと思えるような努力を、はたしてどのように払ってきたというのであります。共同声明に明らかなように、ひたすらアメリカの不正義の戦争を無条件に支持してきたにすぎなかったのです。(拍手) 沖縄を含む在日米軍基地をベトナム侵略戦争のために自由に使用させ、エンタープライズや原子力潜水艦を自由に日本に寄港させ、さては日本国民の反対を押し切つて、南ベトナムを訪問する等、参戦国を激怒して回り、ついには日米共同声明でベトナム侵略戦争を公然と支持してきた佐藤総理の一連の行動は、総辞職に値する政治的責任といわざるを得ないのであります。(拍手) ベトナム民主共和国や南ベトナム解放戦線はもとより、世界の平和愛好諸国民は、佐藤総理、佐藤内閣こそが、アメリカのいづれの同盟国よりも最も忠実に戦争政策に協力し、いまやベトナム侵略戦争の共犯者と見ている事実を、佐藤総理は直視すべきであります。(拍手)

総理がどのように言おうとしても、ベトナム戦争は、ベトナム民族にとっては、独立と自由とそして国家主権を守るための民族的抵抗である

り、正義の戦いであるのであります。アメリカはこれを武力で封殺しようとしている侵略者であるのであります。(拍手) 次期大統領選挙に立候補しているロバート・ケネディすら、北爆の停止と平和交渉を主張し、前駐日大使ライシャワー教授も、ジョンソン大統領のベトナム政策をきびしく批判し、その根本的転換を要求したておるのであります。このような反戦平和の声がアメリカ国内においてもますます高まっていることは、先般行なわれたニューハンプシャーにおける大統領予備選挙の結果をまつまでもなく、すでに明らかであります。侵略しながら平和を唱え、北爆を行ないながら平和を説くこの二枚舌外交が、ジョンソン大統領を破滅に導いたのであります。

(拍手) 同じ二枚舌を使っている佐藤総理も、同様の運命をたどることは必至といわなければならぬと思うのであります。(拍手) 昨年の日米共同声明の一方の責任者であるジョンソン大統領がいまや退陣をする以上、他方の責任者である佐藤総理もまた、当然やめるべきであると確信したのであります。(拍手)

北ベトナム政府は、三日夜、ハノイ放送を通じて、特別声明をもって、米国の北爆などすべての戦争行為の無条件停止を確認するため、米国代表と接触する用意ある旨を発表しました。ベトナム民主共和国は、いままらと同様に、いづれの国の干渉も受けず、自主的に戦争終結につき検討する用意のあることを明らかにしたのであります。

ここにおいて、また、ジョンソン政権の重大な欺瞞政策を指摘せざるを得ないのであります。何となれば、ジョンソン大統領は、いままら一万三千五百名の増兵、五十一億ドルのベトナム戦費の

追加、さらに、北緯二十度線に至る広範な地域に對して、依然として北爆を続行しているからであります。しかし、私は、ジョンソン提案がいかに不徹底であり、いかに欺瞞に満ちたものであつても、もはや、ジョンソンの力の政策は、再び退勢を挽回させるものでもなければ、ましてや、平和への激流をささえ切ることは断じてできないと確信したものであります。(拍手) アメリカは、軍事的に、経済的に、政治的に重大な限界に直面しただけでなく、世界から孤立したものであります。そして、いまやジョンソン大統領は、ベトナム戦争の失敗によつて、政界からその姿を消そうといはしてあります。

友人である佐藤総理が、真に友人として最後になし得ることは、ジョンソンが中途はんばな姿勢をとらず、いままら、北爆並びに南ベトナムの戦闘行為を完全に停止し、ジュネーブ協定の原則に立つて、ベトナム問題を全面的に解決し、最後を全うするよう、ジョンソン大統領に率直に進言することだと確信したのであります。(拍手) 佐藤総理にはたしてその決意があるかどうか。

また、この重大時局の転換にあつて、沖縄問題についても、あらためて総理にお伺いしたいのであります。

私は、先般、党の調査団を率いて沖縄を再び訪問し、県民の皆さんと文字どおりひざを交えて語り合い、沖縄の即時全面返還の決意をさらに新たにいたして帰つたものであります。私たちの同胞百万が、憲法で明記された基本的人権すら保障されず、国政に参加することも許されないで、戦後二十三年間にわたつて直接アメリカの軍政に支配され、そして、いま、ベトナム侵略戦争の出撃基

地として、生命の不安にさらされていることを、一億国民の共同の責任としてこれを受けとめ、みづからの痛みとしてこれを取り扱うことに、政府も国民も全力を尽くすことが、いままら、われわれの最大にしてかつ緊急の責任であると確信したものであります。(拍手)

総理は、両三年内に返還の時期について合意できると言っております。しかし、これは日米共同声明でも明らかなように、総理の一方的理解であつて、ジョンソン大統領も確約しているわけではないのであります。ましてや、そのジョンソン大統領が、政府の指導的地位をいま去ろうといはしてあります。また、総理の一方的信念が、次期大統領を拘束するものでないことも明らかであります。したがつて、総理は、新しい情勢変化の中

で、いかにして沖縄の早期返還が実現できるのか、その確信ある根拠と方針を、この際、あらためて明確にせられたのであります。(拍手)
本来、沖縄問題は、総理のようにアメリカのベトナム政策支援の中でアメリカに懇願して、正当な解決が期待されるべき性格のものでないと思うのであります。世界の歴史が示しているように、領土の返還という民族的悲願の課題は、正しい根拠に貫かれた強力な民族的主張にささえられ、それに貫かれた強い外交の交渉によつてのみ実現できるのであります。政府と国民が一体となつて、平和条約三条は無効であるとの国際法上の正当な立場を貫いて、対米交渉を強力に行なつて初めて実現できるのであります。

政府は、沖縄県民をはじめ国民の眞の世論に、今日まではたしかに耳を傾けてまいつたといふのであります。沖縄における核基地を固

昭和四十三年四月四日 衆議院会議録第二十号(一)

北越停止及びジョンソン米大統領の次期大統領選挙不出馬表明に關する藤岡田清一君の緊急質問

四三八

民に承認させるために、あらゆる術策を弄してきたというのが今日の政治ではなかったか。沖縄返還そのものに真正面から取り組まなかったのが佐藤総理の実体ではないか。(拍手)そして、今日、政府のやうとしておる一体化なるものの実体も、現状を固定化する以外の何ものでもないことが明らかではないか。(拍手)私は、憲法に保障された日本国民としての権利を、沖縄県民に正当に回復させることが、真実に沖縄と本土との一体化をはかるものであると確信して疑わぬものである。(拍手)アジア政策の再検討を迫られておる今日、沖縄返還を再検討し、全面無条件返還に對して強力な外交をすべきときであると思うのであります。総理の見解をお伺いしたいと思ひます。

また、沖縄には、いま緊急な課題が起きております。B52戦略爆撃機の沖縄で常駐がそれであり、また、立法院は、直ちに沖縄のB52出撃基地化に反對し、その即時撤収と、沖縄を巻き込む一切の戦争行為の即時中止を要求する決議を、沖縄自由党も含めて満場一致で採択したしておるのであります。(拍手)また、沖縄問題等懇談会の政府委託の調査団ですら、B52撤収を総理に進言いたしておるのであります。それにもかかわらず、今日の段階でアメリカに撤収を申し入れる考え方はないというがごとき佐藤内閣の態度は、全く言語道斷であり、沖縄同胞の怒りを買うのは当然といわなければならぬと思ひます。(拍手)佐藤総理は、こうした沖縄県民の焦眉の関心事となつてゐるB52の撤収について、いまなおアメリカに向かつて要求をするつもりはないのであるか、ここに明確にお答えを願ひたいのであります。

私は、この際、中国との関連についてもお尋ねしたいと思ひます。

かつてフランスのドゴール大統領は、アジアの問題は中国を無視しては論ずることができぬと言つて、中国との間に国交關係を樹立いたしました。好むと好まざるにかかわらず、事態は彼の予言のとおりになりつつあります。そして、このことは、ベトナム戦争をめぐつてアメリカがアジア政策の再検討を迫られておる今日、いよいよ大きくクロウズアップされてきておるのであります。早晩アメリカも対中国政策の転換を迫られ、中国との平和共存の道を探索しなければならなくなるでありません。なお、いまにして政府がこのことに目ざめなければ、アメリカが日本の頭を飛び越えて中国との直接交渉の筆に出て、日本が中国問題で孤立化する危険性を持つておることは、現在の南ベトナム軍事政権の例が最もよくこれを示していると思ひます。(拍手)

いまこそ、日本は、政経不可分、一つの中国の原則に立つて、日中關係の改善、国交回復への自主的外交を展開すべきときであります。しかしながら、一貫してアメリカの中国封じ込め政策に加担し、なおかつ、日米共同声明で露骨に中国敵視の姿勢を打ち出した佐藤総理には、対中国政策を転換できる資格のないことは明らかであります。(拍手)いな、むしろ、いまやベトナム戦争におけるアメリカの敗北を中心とするアジア情勢の急変の中で、佐藤総理のような反共戦略一辺倒の指導者ではなく、新しい指導者の登場を日本国民は要求いたしておると確信いたすのであります。(拍手)

この際、日本は、アメリカの核のかさ、ドルの

かさから脱却して、領土主權の尊重、不侵略、不干渉、平等互惠、平和共存のいわゆる平和五原則に立つた非武装、中立の外交を積極的に展開し、対米依存の貿易構造を大胆に転換し、中ソ等社会主義諸国並びにアジア諸国との經濟交流を全面的に開放發展さすべきであります。

かくして、総理に私は次のことをお尋ねいたしたいと思ひます。

すなわち、総理は、ジョンソン声明にもかかわらず、従来の政策を変更する必要はないと言つておるのではありませんが、今日の段階でもなお従来の中国敵視政策を続けていくつもりかどうか。日米共同声明で中国の核脅威に共同で対処する体制をつくるといつておるのであるが、この考え方は今日でも依然として変える必要はないということであるのかどうか。そして、そのような考えは、ジョンソン声明にもかかわらず、アメリカの対中国政策には今後とも変化がないと判断してのことかどうかをお伺いしたいのであります。

また安保条約、安保体制との関連であります。

佐藤内閣は、依然として日米安保条約を長期にわたつて堅持し、アメリカの核戦力に依存して、日本の平和と安全を維持していく決意を捨てておられません。ところが、実際には、ベトナムをめぐる情勢の發展は、自国の運命を他国の軍事力にまかせることがいかに危険であるかを如実に示しておるのであります。南ベトナムの軍事政権はもちろんのこと、アジアにおけるアメリカの同盟諸国は、ジョンソン大統領の一方的不出馬声明に驚くと同時に、アメリカの力の政策に依存することの危険性を目ざめているに違ひないと思ひます。(拍手)ベトナム戦争は、強大な核戦力を背

景とするアメリカの軍事力をもつてしても、ベトナム人民の民族解放の戦いを屈服させることができなかったし、世界を支配したアメリカのドル經濟もついに破綻せざるを得なかったものであります。われわれが主張してきたように、アメリカの核戦略は、その本質において他國を防衛し、救済することはできなかったものであります。いかにアメリカが核兵器を發動しようとしても、今日の國際情勢は、それを許さないほどに平和を求めめる勢力が強大になつておることを知らなければならぬと思ひます。(拍手)核兵力を使用すれば、それは必ず全面的な核戦争に發展し、自國の壊滅を免れることはできないし、また世界世論から人類に對する犯罪者として、永遠に指弾を受けるでありません。アメリカの核のかさによつて、日本の平和と安全を守ろうとする佐藤内閣の考え方は、現実を離れた幻想であるばかりでなく、万が一それが使用されたとしても、日本は核戦争の渦中に巻き込まれ、致命的打撃を受けることになることは明らかであります。

いずれ、南ベトナムの軍事政権も、かつてのゴ・ジン・ジエムのように、結局はアメリカからも見放され、自滅の運命をたどることは必至であります。(拍手)欧州においてはフランスの脱退によつてNATOは弱体化し、アジアにおいては、フランスの脱退、イギリスのスエズ以東からの撤収、そしてこのたびのアメリカの敗北によつて、SEATO体制は危機に瀕しておるのであります。

日本も、今日、私たちの目の前に起きているこの歴史的教訓を学び、他國の軍事力に依存して、國家の安全を維持することを目的とした日米安保

条約を直ちに解消すべきであります。(拍手)平和を愛する諸国民の公正と信義に依拠して、国家の安全と生存を保持すると決意した憲法の精神と規定を尊重して、内には国民生活の安定をはかり、外には国連憲章を尊重して、平和友好の国際関係を樹立し、非武装、積極中立の自主外交を進んで展開すべきであると思っております。このことは、特に異なる社会体制の諸国家を隣邦として持つ日本として、何よりも重要なことであると確信いたすのであります。特定の国を仮想敵国として敵視するのではなく、相互の社会制度を認め、平和的に共存していくのが、今日の国際社会におけるわれわれのつとめではないのであります。特に、今日、日本が、中ソ等アジアの社会主義国に敵対する安保条約をやめて、隣邦諸国と平和条約を締結し、平和五原則を基調とする友好関係を樹立し、発展させることは、完全に可能なのであります。(拍手)問題は、佐藤内閣をはじめとして、歴代の保守党内閣が、アメリカに追随し、憲法の精神をじゅうりんして、再び武力をもって国を立てようとするこののみ専念していることであります。世界の大勢を正しく洞察せず、平和への努力を全く怠ってきた外交の基本路線を改めることを、私は強く要求せざるを得ないのであります。(拍手)

も役立たないと考えるが至当だと考えなければなりません。このような情勢の重大な変化にもかかわらず、総理は、安保体制を今後とも維持していくつもりかどうかを、この際明らかにせられたいのであります。(拍手)

要するに、私は、アメリカの核、ドルのかさに日本がしがみつけばつくほど、わが国の国際的地位は低下し、安全はそこなわれ、経済的危機は深まり、逆にアメリカの核とドルのかさから脱却して、その外に立てば立つほど国際的地位は高まり、安全は保障され、経済的繁栄をもたらすのだというところを、いまほど明らかに示したときにはないと思っております。(拍手)それでもなお総理がこのことに気がつかないとするれば、そして改めないとするならば、国家のため、国民のため、その責任を追及し、指摘しなければならぬのであります。(拍手)

最後に、私は、佐藤総理に一言いたしたいのであります。

いまだ八年前、総理の令兄岸信介氏は、国民の強い反対を押し切り、新安保条約に調印し、アイゼンハワー大統領の日本訪問への贈りものとして批准を強行し、その結果、大衆運動の大波の中でついに歴史の舞台から葬り去られました。その弟であるあなたは、今度は、ジョンソン大統領と日米共同声明に調印したが、早くもアメリカのベトナム政策の転換に直面し、ジョンソン大統領はいま政府の座から去ろうといたしてあります。ここにおいて、なおかつ、従来の政治態度を根本的に改めないならば、佐藤総理の目前にあるものは、岸元総理を待っていたと同じ運命であると思っております。いな、日本国民は、あな

たを岸元総理と同様に総理の座から必ず引きおろすであろうことを確信して、私の質問を終わる次第であります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 勝間田君にお答えをいたします。

米国の和平提案に對しまして北ベトナムが柔軟な反応を示しましたことは、きわめて喜ぶべきことであると考へます。完全な休戦が実現し、和平がもたらされるまでは、なお幾多の困難が予想されますが、平和を希求する世界人類の願望をもとに、世界各國とも、和平実現に側面から協力することが必要であります。

米国のベトナムにおける幾多の努力は、領土的な野心に基づくものではありません。むしろ、南ベトナムの自由と独立を助けることにあることは明らかであります。したがって、今回のジョンソン声明は、米國が新しい角度から、米國のベトナムと平和の実現をはかりうとしている熱意のあらわれと見るべきであります。北ベトナムがこれに對して柔軟な反応を示しつつあることは、ジョンソン大統領の和平に對する熱意を北がくみ取つたものといえます。

わが國は、また私は、一貫して平和を探索し、公正な平和がもたらされることを主張し続けてまいりました。また私は、昨年の日米共同声明におきまして、南ベトナムの自由と独立を助ける米國の努力を支持し、双方がすみやかに話し合いに入ることを主張したのであります。ただいま御指摘になりましたように、戦争行為を支持した覚えはございません。(拍手)現在の姿は、われわれの希望と合致していません。いずれにせよ、私は、

ベトナムに一日も早く平和がもたらされることを切望しており、今次の米國によるイニシアチブと、北側のこれに對する柔軟な反応を歓迎するものであります。

先ほど来、勝間田君のお話を聞いておりますと、友好国アメリカの大統領の批判がやや過ぎはしないだろうかとは心配しておるものであります。私自身、日本の総理に對する御批判は御自由であります。しかし、この点は、やや慎まれたほうがいいのではないだろうか、私はかように思います。

ジョンソン大統領が次期大統領選挙に出馬しないとの決意を表明したことは、ベトナム和平にかける大統領の誠意のあらわれであり、勇氣ある政治家の決断として、深い感銘を覚えるものであります。(拍手)ジョンソン大統領は、「米國の若者たちが遠く離れた戦場にあり、米國の将来が國內で試練を受けており、平和に對するわが國の希望と世界の希望が毎日不安定な状態にあるとき、いかなる個人的な、党派的目的にも、また大統領職に伴う厳肅な義務以外のいかなる義務にも、私の一時間を、私の一日をさくべきでない」と確信する。かように述べております。これこそ、世界の平和に最も大きな責任をになつてゐる米國大統領の姿であると考えます。(拍手)

しかしながら、申すまでもなく、私は日本の総理大臣であり、日本国民の生命、財産を保護し、國の発展に最高の責任を持つものであります。私の進退は、日本国民が定めることであります。から、勝間田君のように米國大統領の進退と結びつけて考へるわけにはまいりません。(拍手)私は、重ねてはつきり申し上げますが、独立国日本の総理大

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一)

北緯停止及びジョンソン米大統領の次期大統領選挙不出馬表明に関する勝間田清一君の緊急質問、ジョンソン米大統領の演説に関する西村榮一君の緊急質問

四四〇

臣であります。米大統領の進退と何らの関係はありません。勝間田君のせつかくの御提案、御忠言ではありませんけれども、これに沿うわけにはまいりません。はつきり申し上げておきます。(拍手)

沖縄問題の取り扱い、私の一方的な信念ではございません。両国政府の最高責任者の申し合わせであります。したがって、ジョンソン大統領が引退し、私が現職を去ったとしても、この両国間の申し合わせは変わるものではありません。国民各位は、この点誤解のないよう、この機会に明瞭にしておきます。(拍手)

また、野党各派の再三のお尋ねにもかかわらず、沖縄返還交渉に臨む私の態度がたまたま白紙であることを申し述べている趣旨が御理解いただけると思います。私は、国際情勢の変化、科学技術の進歩、世論の動向を注意深く見守りながら、沖縄問題に対処すると述べてまいりましたが、ベトナム和平の曙光が見えてきたことは、沖縄問題にとつて大きなプラスであります。今後とも国際情勢を注意深く見守り、最も国益に合致する方向で沖縄問題の解決をはかる考えでございます。米政府に対しまして、ただいま問題になりましたB52撤収の問題をも含めて協議を続けてまいる考えてございます。

次に、中国問題についてお触れになりました。中国情勢の安定なくしてアジアの安定があり得ないことは、言うまでもありません。その意味から、米中関係の緊張緩和は、われわれの最も希望するところであります。わが国としても、国際情

勢の変化に伴い、慎重に中国問題に対処してまいらなければならないと思いますが、当面、いままでの政経分離政策を変更する考えはございません。私は、この機会にはつきり申し上げておきますが、アメリカのいわゆる封じ込め政策に賛成した覚えはございません。またわが国は、一国に対して、またある市場に対して、敵視政策をとったようなことも全然ございません。(拍手)はつきり申し上げておきます。

次に、社会党の主張する中立論、非武装、積極中立では、国の安全を確保できないことは、しばしば申し述べたとおりであります。日米安全保障条約によつて国の安全を確保するという、私の考えには変わりはありません。(拍手)しかしながら、平和に徹するわが国としては、あらゆる国と仲よくすることが外交の基本方針であり、今後ともこの方針を維持してまいります。特に、経済交流は、それがたとえ国交のない国であっても、政経分離の方針のもとに、相互主義の原則に基づいて、活発な経済交流を行なう考えであります。

また、安定した国際通貨体制があつてはじめて、世界貿易、経済の安定的発展が期待できるものであります。したがって、現行国際通貨体制のもとで、世界通貨としての地位を持つ米ドルの信任維持に、可能な範囲で協力していくことは、国際社会の一員として当然であり、わが国の国益にも合致するものでありますから、これをもつて対米偏重外交のあらわれというなど、かような御

指摘は、的はずれといわざるを得ません。(拍手)

安全保障についての重ねてのお尋ねなのでお答えいたしますが、今日、いかなる国家といえども、一国だけで国の安全を確保することができないのが現実の姿であります。世界の中で、四十にのぼる国が、米國と相互または集団安全保障条約を結んでおります。また十数カ国が、ソ連と同様の条約を結んでいる事実を、勝間田君といえども無視はなされないと思います。(拍手)われわれ日本国民は、核時代に生き抜くために、自由と民主主義を信条とする米國との間に安保条約を結び、政治的な選択をしております。この選択が正しかったことは、戦後二十三年間、われわれが一度も戦争に巻き込まれず、平和と繁栄を享受しているという歴史的事実によつて証明されているのであります。(拍手)この事実を目をつぶり、いたずらに安保体制による危機感をあおることは、国益に合致するものとは絶対に考えられません。

(拍手)しかるがゆえに、賢明なる国民大多數の支持を得ているのが現状でございます。私は、国の安全に最高の責任を持つものとして、社会党のいわれるような非武装、積極中立では、国家の自立は達成できないことをはつきり申し上げておきます。(拍手)

最後にまた、いろいろ私に対する御忠告また御意見がございました。これらに対する批判は、私は差し控えておきます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 次に、西村榮一君提出、ジョンソン米大統領の演説に関する緊急質問を許可いたします。西村榮一君。

〔議長退席、副議長着席〕
〔西村榮一君登壇〕

○西村榮一君 私は、民主社会党を代表いたします。今回のジョンソン大統領の重要発表に基づき、緊急事態について、佐藤総理の所信と今後の方針をお尋ねいたします。

まず冒頭に、私は、今回のジョンソン提案が、ハノイ当局の対米会談の応諾によつて、二十年戦争の終結への端緒を切り開こうとしていることは、平和を念願する世界人類の期待にこたえるものとして、まことに喜びにたえない次第でございます。(拍手)ベトナム戦争の早期終結を目ざすジョンソン大統領の苦悩に満ちた決意は、これまでわれわれがしばしば警告してきたとおり、米國がベトナム和平の実現を願う限り、いつかはとらねばならなかった必然の道であります。それはおそきに失したとはいへ、勇氣ある決断として、率直に私は賛意を表するものであります。(拍手)

しかしながら、その後、制限地域外における北爆が行なわれ、國際的に失望と危惧の念を与えておりましたが、このたび、北ベトナム政府の決断によつて、その不安がある程度解消されたことは、これまた、喜びにたえない次第でございます。(拍手)ここに、北ベトナム政府に対し、深甚なる敬意を表するものであります。(拍手)

同時に、この際、アメリカ側においても、北爆の無条件完全停止が和平を促進する唯一の道たることを自覚し、すみやかにその措置をとるべきことを、日本政府はこの際アメリカに要求すべきであると私は考えます。(拍手)

しかし、今回のジョンソン大統領の決定と、それに基づくベトナム情勢の変化は、単にベトナム和平という問題にとどまらず、今後の世界政治全体並びに日本の進路に重要な影響をもたらす点に、われわれは注目しなければならぬ多くのものを含んでおります。すなわち、今回のジョンソン大統領の決断が意味するものは、次の四点にあると私は考えます。

第一に、それはベトナム戦争に対する米国の軍事的勝利の放棄を示すものであります。換言すれば、もとよりそれは共産側の軍事的勝利を意味するものではなくして、自主と独立を求めるアジア民族主義の潮流を率直に認めざるを得ない結果というべきであります。(拍手)

その第二は、これを契機にアメリカは、これまでの極東政策の是正と極東戦略の転換を必至ならしめたこととあります。

その第三は、その当然の帰結として、アメリカのアジア政策の再検討と極東におけるアメリカの防衛ラインの後退は今後不可避となり、これに伴って、わが国は新たな視点に立って、自主外交、自主防衛、自主経済の三つの課題とともに、真剣にこれらと取り組まねばならぬ事態に立ち

至ったということをわれわれは銘記しなければならぬと思います。(拍手)

そして第四には、当面の課題として、日本はアジアの先進的立場にある国家として、この両者の決定を契機に、ベトナム和平の実現のためにあらゆる努力を傾注し、これを現実のものとする。

以上の四点がそれでございます。

佐藤総理は、昨年十一月の日米共同声明において、日本政府としては、北爆の停止には、ハノイによるそれに対応した措置が期待されるべきであると述べ、北爆の停止をきつかけとするベトナム和平に背を向けるがごとき態度を明らかにしたのであります。これによって、当時すでに国際世論の大勢となっていた北爆の停止一つすらアメリカに進言できず、アメリカをして失敗への深入りをせしめた責任は、日本政府も一半負うべきだと考えるのであります。(拍手)すなわち、日本外交の戦略の欠如と外交努力の怠慢、そしてアメリカに対する真の友情の欠如が、今日のアメリカのアジア政策の失敗を助長したものというべきであります。

すでに私は、今日あることを憂え、去る一月三十一日の総理の施政演説に対して、次のことを具体的に提案いたしましたのであります。

第一に、日本はアメリカの真のパートナーとして、いまこそ米政府に対し、北爆の停止をきつかけとする和平行動を真剣に求むべきこと、第二に、ベトナム和平への具体的措置として、日本

は、ソ連、イギリス、インド、カナダなど、ジュネーブ協定の議長国、監視国などからなる国際的和平あつせん団の結成を提案すべきこと、そして第三に、ベトナム和平推進のために、この際、佐藤総理みずからソ連を訪問し、ソ連が和平に乗り出すための準備作業を推進すべきこと、この三点がそれでありました。

この私の提案に対して、佐藤総理は、「北爆だけをきつかえてこれをやめろということは意味をなさぬ」と言い、さらに、「いまの時点でソ連に出かけることは困難だ」と述べられまして、事実上私の提案に耳を傾けなかったものであります。

しかし、いまや、あなたが私に対して行なった答弁は、ことごとくその見通しと判断が誤つていたことは、今回のジョンソン発表並びにハノイ政府の回答において完全に明らかにされたのでありまして、これ、日本外交の痛恨事と申さねばなりません。(拍手)佐藤内閣はその責任を痛感すべきであります。私は、ただいま自由党代表大平さんの質問に対する総理の答弁を伺っておりまして、総理は、大平さんの質問に対して、わが自民党内閣は和平に対してあらゆる努力を傾注すると答弁されたのであります。しかれば問題は、従来の経緯にかんがみ、従来佐藤内閣が行なった外交方策にかんがみ、この際、多くの不安を感じるものであります。もしそれ今日といえども和平に對する努力をすると言われるならば、その具体策をこの際ここに明示していただきたいと存じます。

す。(拍手)

今日のごとき自主性を欠いた無為無能の外交を今後もとどろけるならば、日本は、アジア諸国はもとより、世界各国から、その無能と無定見をばかにされた孤児にならねない状態に直面しております。日本は、これまでの自主性なき安易な態度を真剣に反省し、アジアにおける日本の役割りと対米関係のあり方について、この際、根本的な再検討を行なうべきであります。

私は、ベトナム和平と、これに伴う米国の極東戦略の転換から生まれる当面の変化は、次の三点だと想定いたします。

第一は、安保を主軸とするこれまでのわが国の防衛構想は、根本的に再検討を余儀なくされ、日米安保については、その改定が不可避となりつつあります。すなわち、日本は、みずからの国民によつてみずからを防衛するという自主防衛の体制を確立し、その補完的役割りとしての地位づけが、安保体制による将来の外交方策といえます。なるならば、この見地から、私はアメリカに対して、駐留と基地の原則的撤廃を基本とする安保条約の改定を正式に要求すべきであります。(拍手)

第二に、米国の防衛ラインの後退とベトナム戦争の縮小ないしは解決は、沖縄の基地の性格を変え、その返還は客観的には早まりつつあります。

日本としては、この事態に直面して、本土並み返還という形で沖縄問題の早期解決を米側に要求し、もって沖縄住民の悲願にこたえるべきであります。

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一) ジョンソン米大統領の演説に關する西村榮一君の緊急質問

四四二

ます。(拍手)

第三に、アジアの緊張緩和のために中共対策の根本的転換を推進すべきであります。すなわち、アメリカ極東戦略の変化というこのチャンスをとらえ、積極的に米中の平和共存、日中友好の確立はアジアの平和達成へのかなめであるという点を重視して、わが国外交の力点をここに置くべきであります。

以上の三つの課題は、今後日本が取り組まなければならぬ具体的重要課題であり、もし日本が今日の事態に立つてなお外交努力を怠るならば、わが国はもはや、自主性ある独立国家として、今後アジアに貢献し、国際舞台において発言権を確保することはとうてい不可能だと確信いたします。この点に關する佐藤総理の御所見を伺いたい。

私は、今後のアジア、なかなしくインドシナ半島は、重大な政治的転換期に入るものと考えます。それは米国の軍事的後退は、必然的に政治的影響力の後退をもたらすものであります。わが国は、このような展望に立つて、いまこそアジアの一員たる立場を自覚し、これら諸国の貧困の解消と経済安定のために、平和主義の立場から経済技術の面で積極的に協力し、もってアジアの政治、経済の苦悶の解決に努力すべきであると考えます。(拍手)

このようなアジアの歴史的転換期に際し、日本の使命と役割について、佐藤内閣は、どのように自覚し、今後のわが国の外交の進路を定めようとするのであります。経済政策ではドルと心中し、外交面では米国の追随し、安全保障面では米国のかさのものとに保護を求めてやまない佐藤内閣に、なお従来の方針を堅持していかれるのか、それとも名実ともに自主独立の体制を確立し、もってアジアの平和と繁栄に貢献せられる決意がおありかどうかを率直にお伺いしたいと存じます。(拍手)

最後に、私は、ベトナム和平実現に対する日本政府の当面の努力について一言しておきたいと存じます。

今回のジョンソン発表と、これに対する北ベトナムの反応に対する国民の率直な期待は、これを機会にベトナム和平をぜひとも実現させてほしいという一言に尽きると存じます。したがって、私は、この段階で日本外交の果たすべき使命は次の三点でなければならないと考えます。

その第一は、たとえ交渉の妥結が長引くとも、そしてその交渉の過程において思わざる障害が出現しても、これを口実に米国の北爆を再開し、報復的エスカレーションに突入するの愚を断固阻止して、北爆の完全停止を約束せしめるべきであります。(拍手)

その第二は、真に自主的な立場に立つて、イギリス、ソ連、なかなしくソ連の和平あつせんへの努力を極力要請すべきであります。

第三には、日本の総理みずから行動をもって和平に乗り出す体制を確立すること。

以上の三点が、ベトナム和平に対するわが国の緊急の課題だと考えますが、佐藤総理の御所見はいかがでありますか。

いまや一九七〇年は、日米安保条約の改定期を迎えるといった単純な時代ではなく、アジアの政治的転換と、国際経済の構造変化という世界の重要問題の解決を迫られておる時期であります。そして、この世界的転換の中で、わが国の外交、経済、安全保障の基本方向をどう定めるか、それこそわれわれが当面する国家的重要課題であります。すでに、アジアに流れる傾向は、多年にわたる大国支配から脱却し、自主路線を確立する潮流へと大きく変わりつつあります。この流れは、もはや何人も変えることのできない歴史の怒濤であります。この中であつてひとり日本政府は、なおこの世界の潮流たる自主と独立に背を向けて、アメリカのふところにある安住を求めようとするのであります。そして政治と国民との間の信頼のギャップをさらに深め、わが国の政治混乱を助長しようとするのであります。私は、この点に關する佐藤総理の御所見をお伺いしたいのであります。

佐藤総理は、このたびの新情勢によって、わが国は何らの政策を変更する必要はないと強調しておられます。しかしながら、米政府がベトナム政策を契機としてアジア政策の大転換を行なっているとき、この大きな変化の中であつて、どうして日本だけがこの歴史上の大きな変化に背を向けて済むとお考えになつておられますか。(拍手)

し、佐藤総理が、この新情勢に対して何ら国策の変更なしとお考えになるならば、それは従来の政治的失敗を隠蔽するための強がりか、あるいは時勢の変化に対する盲目か、さらに政治的見識の欠如によるのか、いずれかでありまして、(拍手)眼光鋭く識見をもつて時勢の変化に着目せられるならば、この際、率直なる見解を国民に訴え、一億民衆とともに、激しく動かんとするアジアの動乱に対処するの勇断と見識が必要であります。

この点について、政治家として、かつ一国の宰相として、見識と誠意ある答弁を求めまして、私の質問を終わりたいと存じます。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 西村君にお答えいたします。

私は、西村君のたゞいまの御質問を聞いておりまして、少なくとも對話を求めるその姿勢のうちに、国民的な一つの合意を得ようとしておられるという、そういう点でその意欲を感じまして、たゞいまの質問に対し、心から敬意を表する次第であります。(拍手)

その御指摘のうちにもありました、ジョンソン大統領の声明を勇氣ある発言として受け取つておられることにつきましては、全く私も同感であります。先ほど私も率直に大平君にお答えしたところでもあります。

私がしばしば述べておりますとおり、問題の本

質は、ベトナムにおける戦争を終結し、和平に導くことにあるのでありまして、具体的な個々の戦術行為にあるものではありません。日本国民は、アジアの平和と安定が自国の平和と繁栄に直接つながることをはだで感じているからこそ、ベトナムの平和確保に大きな関心を寄せているのであります。

昨夜のニュース、新聞報道等に見られますように、北ベトナムがジョンソン提案に真剣に耳を傾ける態度を示しておりますことは、まことに喜ぶべきことであり、北ベトナム指導者もジョンソン大統領に劣らない、これと同様な英知と勇氣ある決断を示したものだといえると思っております。しかし、真の和平実現までには、今後幾多の紆余曲折が予想されますが、少なくとも和平の糸口が開かれたことは事実であり、明るい希望を持つことができます。これまで話し合いをはばんできたのは相互の不信感であると考えられますが、当事者は、これを機会に不信感を払拭し、互譲の精神に基づいて、ベトナム全域に公正かつ永続的な和平をもたらすよう、粘り強い努力が期待されます。

私は、昨年の日米共同声明におきまして、ベトナム紛争の正当かつ公正な解決を求めるため、いつでも話し合いに入る同意のあることを明らかにしたジョンソン大統領の提案を歓迎し、できるだけ平和探求に努力するという日本の決意を再確認いたしました。また、北爆の停止には、ハノイに

よりこれに対応した措置が期待されるべきだとの見解を表明いたしました。今回のジョンソン提案によるハノイの柔軟な反応は、われわれの主張を裏づけるものである、かように私は歓迎するのであります。

ジョンソン大統領の和平提案は、今後ともあらゆる角度から検討されるであらう。西村君の分析のように、これがアメリカの極東戦略の大転換であり、防衛ラインの後退を意味するかどうかは即断することはできませんが、私は、米国の極東政策の大転換という表現にはちよつと同意できません。米国がこれによって孤立主義の方向をたどることは見ておりません。イギリスが一九七〇年代にスエズ以東から撤退することを予定していることと、米国の和平提案を同列に見ることは妥当でないと私は思います。ジョンソン大統領のベトナム和平提案を米国の極東戦略の大転換と結びつけることは、必ずしも正しいとはいえないと私は思います。すなわち、これによりまして米国のアジアの平和と安定に果たしている責任をみずから放棄することはないといえます。ジョンソン提案は平和を志向するものとして歓迎すべきであつて、これを危機感として受けとめることは同意できません。私は、今回のジョンソン提案のよりな重大決定をなし得るところに、米国の世界国家として興隆したかきがあると見ています。いわゆる失敗だとは考えておりません。平和を求めることは栄光を求めることであつて、これによって米

国が屈辱を受け、失敗したとは私は考えておりません。

さきの本会議における西村委員長の見解は、私もこれを慎重に検討いたしました。しかし、今回の平和の糸口が開けたのは、あくまでも米国自身のイニシアチブによるものであることを認識していただきたいのであります。これまでの過程においてわれわれの努力が必ずしも十分でなかったという御批判は、これは御自由でございますが、政府としては、可能な限り今日まで努力はしたと自負しております。また、さらに今後とも平和のために最善を尽くしてまいりたいと考えています。

日米関係は協力と信頼の基礎に立っている。私は、今後ますます日米間の意思疎通をはかり、緊密の度合いを深めたいと決意しております。したがって、安全保障条約は今後も堅持する考えであります。民主社会党の主張される駐留なき安保、あるいは基地の撤廃等につきましては、すでにしばしば私の考えを申し述べていますので、この際は特に申し上げません。

対中関係は、従来どおり政経分離の原則を貫く方針であります。いま直ちにこの基本方針を変える考えはありませんが、国益に沿って常に注意深く見守っていく方針であります。

基地問題を含め沖縄問題の解決、これは百万の現地同胞のためにも、また一億のわが日本国民のためにも最善を尽くし、可及的すみやかに実現したい、かように私考えております。先ほどお答え

したとおりであります。

アジア諸国の自立を助け、その民生安定と国民生活の向上に寄与する方針は一貫しております。特に、ベトナム紛争が終息すれば、アジア全体が恒久平和達成のために経済繁栄への道を進むものと思われまして、アジア唯一の先進工業国であるわが国の役割は、ますます重大になるものと考えております。この点は西村君御指摘のとおりであります。

わが国はアジアの一員であり、アジアにあつて自主独立の大道を歩んでいる。しかしながら、アジアの諸国は、戦後独立した国が多く、その真の独立達成のために国際的な協力を必要とする国が多いのであります。いわゆる南北問題の解決は、世界の先進国の共通の課題でもあります。わが国は、アジア唯一の先進工業国として、世界の先進国に対し国際協調を呼びかけ、国際間の協力によってアジア諸国の民生安定と経済発展に資する考えであります。これが、申すまでもなくわが国の平和主義の立場でございます。

ジョンソン提案を果らせるための西村委員長の御提案は、政府としても真剣に検討してまいりたいと思ひます。幸い、北側の反応もきわめて歓迎すべきものでありますから、ベトナム紛争は逐次終結に向かうことが期待されます。また、ジュネーブ会議の共同議長国である英国、ソ連とも前向きでこの問題に取り組んでおりますが、わが国も、外交ルートを通じていち早く英、ソ両国に対

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一) 米北爆停止に関する竹入義勝君の緊急質問

四四四

して、積極的にこの問題と取り組むよう、側面から働きかけた次第であります。

また、西村君から御指摘になりましたように、今後の和平への道はたんなるものではないので、幾多の困難が予想されるが、その困難にくじけることのないように、積極的に和平への努力を続けていけという、これは御指摘になったとおり、私もその御意見に賛成であります。

私は、わが国の役割りは、今日よりも、この戦時中よりも、軍事的な介入をしていないわが国の役割りは、和平実現後にあると考えます。二十一年間に及ぶベトナムの混乱は、ベトナム全域にわたって、極度の疲弊と破壊をもたらしており、わが国もまた、アジア平和建設に積極的な貢献を行ない、このための国際協力を強く推進する考えであります。

国際政局は常に流動します。御説のように、歴史はその流れをとめることはできません。私は、きびしい国際環境に常に柔軟に対応し、国の安全と独立を確保し、発展をはかってまいる決意であります。

以上、お答えをいたします。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 次に、竹入義勝君提出、米北爆停止に関する緊急質問を許可いたします。竹入義勝君。

〔竹入義勝君登壇〕

○竹入義勝君 私は、公明党を代表して、ジョン

ソン演説に関する緊急質問をいたすものであります。

四月一日、テレビを通じて放送されたジョンソン大統領の演説は、全世界に電撃的に反響を与えたのであります。しかしながら、その後の推移を見守る世界の人々は、大きな失望を味わったのであります。すなわち、九〇%の部分停止といわれた北爆停止が、演説後北緯二十度線以北に限り停止するという事実を知り、実際、連日北爆が続けられたことについて、ジョンソン大統領の真意、すなわち平和を追求する意図がいずれにあるのか理解に苦しんだのであります。

それにもかかわらず、北ベトナム政府は、アメリカ側の誠意を疑いつつも、北ベトナムに対する戦闘行動を無条件に中止する確認をとるための代表を送るとの態度を発表いたしました。この北ベトナム政府の声明は、ベトナム戦争の終結、和平実現のための意思を示すものとして、公明党はこれに歓迎の意を表するものであります。(拍手)さらに、アメリカがこの機を逸せず、この北ベトナム政府の回答に対し誠意を持って臨み、すみやかに北爆を全面的に停止するとともに、直ちに和平交渉に入るべきであると強く要求するものであります。(拍手)

そこで、まず、私が申し上げたいことは、昨年十一月、総理の沖縄返還交渉のため、アメリカ訪問に先立って、野党の意見を求めたいと党首会議を要請されたこととあります。私は、その

席において、沖縄返還のため訪米される総理の労は多としながらも、決して、防衛力増強の義務等のいわゆるお荷物を持って帰ってはならない。また沖縄返還のめどをしつかりつけてきてもらいたいと心から要望をいたしました。そして、さらに次のように申し上げたのであります。すなわち、いまベトナムと平和は世界の希求するところであり、米国内にも反戦気分が強くなきなり、またベトナムにおける作戦も行き詰まった感があります。わが国は、平和憲法を誇るアジアの先進工業国として、アジアの平和と繁栄に重大な責任があります。総理はそのとき、すでに北爆を支持し、アメリカのベトナム戦争を肯定するかのような発言をしておりましたが、それに対し私は、それは全くの誤りであり、訂正すべきであると強く総理に要望しました。さらに私は、アジアの平和の旗手として、この訪米の好機にジョンソン大統領に、総理の口から、アジア人の目で見えたアジアの情勢、特にベトナム戦争についての日本国民の希望を説明し、エスカレートするアメリカのかたくな態度をぜひ改めるべきであると訴え、及ばずながら日本としても、ベトナムと平和のためあらゆる努力を払う用意があると、平和日本の基本姿勢を明確に内外に宣言すべきであると私は総理に真情をもって進言をしたのであります。

た。すなわち、地上において北が南に浸透している、だから空において米空軍が北爆を行なうのはやむを得ないというものであります。さらに、和平あつせん私の提案に対しては、北爆停止に対する北の保障がなければ無理だろうと、一顧だにも与えられなかったものであります。

当時、アメリカのドル危機の徴候は顕著にあらわれ、財政的にも行き詰まり、その原因が膨大なベトナム戦費であることは、アメリカ国民のひとしく不満とするところでありました。ベトナム派遣兵員数の激増に伴い徴兵忌避の反戦運動が活発となり、国際的にもアメリカのエスカレートに対する批判が高まり、いわばジョンソン大統領は四面楚歌の状態でありました。そしてそれは、すべて現実となつて、今日あらわれているのであります。(拍手)これぐらいのことは、何も私に限らず、大方の知るところでありました。

ところが総理は、そのような大方の判断とは逆の方向、すなわち、ジョンソン大統領をして、最近これほど話の合った気分のような会談はなかったという意味の賛辞を言わしめるほど、総理はジョンソン大統領に迎合をしたのであります。それは日米共同声明を見れば明らかであります。総理大臣は、紛争の正面から公正な解決を求めるといふ米国の立場に対する支持を表明することにも、できる限り平和探求に努力するとの日本の決意を再確認した。総理大臣は、また、北爆の停止にはハノイによるそれに対応した措置が期待される

べきであるとの見解を表明した。キャンベラにおける記者会見の話も同様であります。さらに、十一月十六日のニューヨークの夕食会で、東南アジアの諸国は、米国が現在ベトナムで払っている犠牲と努力の意義を正当に理解している、等々、これを一言にしていうならば、アメリカのアジア政策に対する盲従、追従以外の何ものでもないではありませんか。(拍手)さらにいうならば、アメリカの中国封じ込め政策に対する無定見な迎合、すなわちこの日本列島をアメリカの中国敵視戦略の前進基地、防波堤たらしめる日米共同体制以外の何ものでもないといわざるを得ないのであります。

総理、よく聞いていただきたい。日本政府はベトナム戦争の平和解決のために何一つやっていないのであります。(拍手)のみならず、さらに、やってならないことをあなたはやってるのであります。無為無策、何も平和のために貢献しなかったことは、私がここで申し上げるまでもなく、あなたがよく御存じであります。これは、アジアの先進国家として、平和憲法を世界に誇る日本として、重大なる怠慢といふべきであります。しかも総理は、ジョンソン大統領に、東南アジアの元首はすべてアメリカのベトナム政策を正当に評価していると言った。これは追従以外の何ものでもありません。さらに、北爆を支持するに至っては、言語道断といふべきであります。

私は、ここで、やってはならないことを総理がやった事実を列挙しているのであります。動く核

基地といわれ、ベトナム沖で北爆作戦に従事したエンタープライズの寄港承認、沖縄のB52の常駐の黙認、さらに、日本にある米軍基地をベトナム戦争の補給兵たん基地として提供し、あまつさえ事前協議を形骸化し、いわんや経済界にベトナム特需の名のもとに経済協力を懇願した等、数えあげれば枚挙にいとまがないのであります。これらはすべて平和国家としてのわが国がしてはならないことであり、世界のベトナム戦争終結への希求と逆行する戦争協力以外の何ものでもないと思うのであります。(拍手)

そこで、伺いたいののでありますが、総理はなぜ和平あつせんを努力を惜しんだのか、あまつさえ戦争協力をせざるを得なかったのか、この点についてしかと伺いたいののであります。

思うに、それは、日米安保体制という大ワケに縛られた日本の対米従属の姿勢から来る必然のものであったのであります。日米安保は、言うまでもなく、米軍に基地を提供し、日本の安全保障という美名のもとに、アメリカの極東戦略を可能ならしめる危険な条約であります。しかもそれは、今日、日米共同声明に見られるとおり、アジアの紛争に対する日米共同責任体制という形に発展し、アメリカの核戦略体制に対応して、不可避的に核安保となつていたのであります。私は、ジョンソンの北爆部分停止演説とそれに対する北ベトナム政府声明という劇的なこの数日の平和への模索を見るにつけても、つくづくわが国の置

かれている立場、日米安保のもとにおけるわが国の外交不在の姿を、あらためて国民とともに考えねばならぬときが来たと訴えたいのであります。

(拍手)

ジョンソン大統領は、この行き詰まったアメリカの現状から、その責任を強く感じて、今秋の大統領選挙に不出馬声明をいたしました。ジョンソン・佐藤路線という強いきずなをもつて結ばれ、必要以上にジョンソン路線に同調してきた佐藤総理は、日米安保体制が、日本の将来にとってきわめて危惧すべき状態をかし出しおそれをひしひしと感ずる現在、日米安保体制の堅持というこの方針が誤りであることを率直に認め、その責任を明らかにするため、みずからの進退をいさぎよくされるべきであると思ふのであります。(拍手)

なお先ほどの答弁で、総理がみずからの進退は国民が決定するというならば、この際、解散をもつて信を問うべきではないだろうか。(拍手)それもできないならば、総理のいう国民に進退をまかせるといふことは、いたずらに遁辞にすぎないと思ふのであります。この点明確に答弁をお願いするのであります。(拍手)

総理は、沖縄の返還について、さきの国会答弁の中で、ベトナムについてのジョンソン大統領の新しい方針の提示は、沖縄にも幸いすると確信しているとして述べられました。沖縄返還について、今回のアメリカの提案が好ましい影響を与えることを是認されたのであります。

かねて総理は、沖縄返還のときの基地の態様を決定する要素として、三つの条件をあげていたのであります。すなわち、その一つは極東の軍事情勢の変化であり、二つには科学技術の進歩、三つには国民世論の動向であります。沖縄の固定基地を必要とする科学技術の進歩は、すでにICBMあるいはポラリス潜水艦等によって達せられているといっても過言ではありません。これはライシャワー前駐日大使をはじめ、数々の有識者が指摘するところでありました。したがって、第一の条件である科学技術の進歩による沖縄基地の価値の低下は充足されていると見るべきであります。また、国民世論の動向については、幾多の世論調査が示すとおり、国民の大多数は沖縄の核基地の撤去に圧倒的な支持を与えていることは、すでに御承知のとおりであります。

このように、三つの条件のうち、科学技術の進歩と国民世論の動向の二つの条件は、すでに満たされたと認めるべきであります。あと一つの極東情勢の変化は、今回のジョンソン演説によるベトナム情勢の好転によって、新たな展開を見るであります。もはや北ベトナム政府の姿勢からいっても、さらに中国政策の前進の取り組みによって、極東の緊張は大幅に緩和されることは当然の成り行きであります。ここに、総理みずからが提示した沖縄の核基地抜き返還の三条件はほとんど満たされることになるわけであります。またB52の沖縄常駐も、ベトナムの北爆停止の事態に

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一) 米北爆停止に關する竹入義勝君の緊急質問

四四六

おいては、その必要がなくなるのであります。自主平和と外交に徹し、き然として沖縄返還の対米交渉を実現すべきであると確信するものであります。が、総理は、この際、従来の白紙論を撤回して、沖縄の核抜き返還を国民の前に確約する考えはないかどうか。この点もしかとお承ておきたいのであります。(拍手)

また、佐藤総理が事あるごとに強調してきた、日米の責任、パートナーシップとは何をさすのか。今回の突然のジョンソン演説によつて、その実体が明らかとなりました。今回の演説については、ジュネーブ会議の共同議長国たるソ連並びにイギリスに対しては、事前に協議並びに了解が行なわれたことは、演説内容からして明らかであります。同時に、ベトナム参戦七カ国に対してもその通告が行なわれ、それは少なくともわが国に対する演説一時間前の通告よりも早かつたことは、疑う余地はないのであります。いふなれば、日本はつんぼさじきに置かれたものと判断すべきであります。まさに日米パートナーシップの評価については、日米間に大きな格差のあることを思い知らされたといふべきであります。真のパートナーシップとは、是を是、非を非として、相互の自主性を侵さないところにあると私は思うのであります。アメリカの恣意的な外交方針あるいは軍事方針に盲従することではないのであります。

ジョンソン演説は、アジア政策の基本をなす対中華人民共和国政策についても、一言も言及していないのであります。が、当然、事の成り行きより判断して、今回のベトナム新政策に重大な関連を有する中共に対する態度は、アメリカも無視することはできないものであらうと存するのであります。アメリカの対中共政策に変化ありとするか、いなか、総理の見通しをこの際伺いたいののであります。

今回、日本をつんぼさじきに置いた結果から見ましても、ある日突然に米中対話が行なわれ、中共の承認まで発展することもあり得ることであり、わが国がアメリカに気がねをして、対中共政策をあくまでも政経分離という中途はんばな態度で終始し、国際外交の孤児となることのないよう、いまこそわが国の中共政策を独自に確立すべきであります。すなわち、わが国が中共を承認し、国交を回復する考えはないか。また、中共の国連加盟について重要事項指定方式を排除する考えはないか。これらを含めて新段階に処するわが国の対中共政策の基本方針について、総理の所見を伺いたいののであります。

最後に、かつてアメリカのケネディ大統領は、一九六一年九月第十六回国連総会の席上、ボタン戦争であるといわれる核戦争の恐怖について、「偶発、誤算、あるいは狂気によつて、いまにも切り落とされそうなく細い糸でつり下げられたダモクレスの剣のもとで、すべての男、女、そして子供たちが暮らしている」と述べ、全世界の危機を排除することを現代政治家の最大の課題として

直視し、今日の世界が核の脅威に直面している容易ならざる事態について深く心を砕き、そこに核兵器の絶滅に一切の政治行動の規範を置こうとしたのであります。ダモクレスの剣のもとに立たされた核大国の指導者の苦悩とともに、非核保有国の不安と焦慮も見のがすことのできない事実であります。このような核競争時代に置かれた世界の人々は、核を持つ、持たざるにかかわらず、恐怖と戦慄からのがれることはできないのであります。まさに人類は運命共同体としての危機に立たされているのであります。そして人々は、全世界の平和と安全が一日もすみやかに実現される日を待望しているのであります。

わが国は、唯一の原爆被爆国として、その悲惨なる体験をもとに全世界の平和推進のために立ち上がるべきであります。総理は、直ちに非核三原則に基づく率直明快な非核宣言を本院においてなし、決議することを与党総裁として決意し、世界の平和の宣言をすべきであると思ふのであります。(拍手)さらに、核兵器全面撤廃のため核大国の最高首脳会議開催を提唱すべきであると思ふのであります。この点について総理の決意を伺いたいののであります。

以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤榮作君) 竹入君にお答えいたします。〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 竹入君にお答えいたします。

基本方針はるる説明をいたしましたから、重ねて申し上げる要はないかと思ひますが、特に、竹入君にももう一度申し上げてみたいと思ひます。

御承知のように、わが国の外交基本方針は、自主的な判断に基づいて、日本独自の外交を展開しております。戦後の日本は、武力を背景とせず、経済力を背景とした外交政策をとっております。他国の内政に干渉せず、他国に脅威を与えないというわが国の行き方については、近來とみに諸外国の理解が深まり、わが国の国際的信頼も著しく増大しております。わが国の行き方が民主主義的かつ平和主義であるだけに、ときにはもどかしさを感じる向きもあると思ひますが、多くの人が指摘しているように、大戦後のわが国の行き方は、国際社会において独特のものであり、また、その独特の役割が高く評価されつつあるのであります。われわれ日本国民は、世界のどの国にも増して平和を追求しており、政府の外交方針は、このような国民的願望を背景とした平和外交である点を、十分御認識いただきたいと思ひます。

ジョンソン声明について、その直前に米国側から連絡を受けております。何らの事前の協議がなかったのはおかしいという御指摘であります。が、日本は参戦国ではありません。また、戦争の当事国でもありません。この二つをどうも皆さん方はお忘れになつてゐるんじゃないだろうか。お話を聞いてみますと、いかにも日本が参戦国であり、軍事的介入をしてゐるかのよう、そういう当事

国であるかのような話がなされております。私は、この点に基本的な間違い、認識を欠くゆえんがあるのではないかと、かように思います。(拍手)

そこで、何にもやっていないじゃないか、なぜやらなかったか、こういうことをしばしば言われます。これが、私が言う参戦国であつたり、参戦国であつたら、皆さん方も目に見えるようなはつきりしたやり方があるだろうと思ひます。私が、参戦国でない、当事国でないと言ひのは、こういう点でも皆さん方の御理解をいただきたいのであります。米国の決定的な戦争拡大に踏み切るといふならばともかく、ベトナムと平和に向かつて重大な一石を投じたのでありますから、われわれの希望に合致するものであり、日米信頼関係をゆるがす、そういうような問題ではありません。事前に、前もって、あらかじめ協議がなかつた、こういうことでただいま言われるような信頼関係をこわすようなものでないことを重ねて申し上げます。(拍手)これをもって日本が対米追随外交、破綻というやうな言い方は、これは当たらない。私は、皆さん方も同時に、日本がいつばな独立国である、そういう意味で追随外交だといふやうなことはしない、独自の道を歩んでおる、みずから国をさげすむやうなことはひとつ差し控えていただきたい。(拍手)

米国の対ベトナム政策の基本は、南ベトナムの要請に基づいて、その自由と独立を確保することにあります。米国はこのやうな基本政策のもとで

ベトナム紛争の平和的解決に努力を重ねており、軍事的対決政策はその基本ではありません。北爆のほぼ全面停止と、これに見合う北側の柔軟な対応は、平和を願う両者の歩み寄りが始まつたと見るべきものであります。北ベトナムの人口の九〇％に当たるその地域は北爆から除外されておる。この事実を十分御理解していただきたいのであります。

今度の米国の和平提案、これに対する北側の反応は、公明党の和平提案の趣旨にも沿うものと私は考えております。ただし、現段階では話し合いの糸口が開けたといふだけであり、最終的な和平が来るまでには、まだいろいろな事柄があると思ひます。われわれとしては、まず米国とハノイの接融を注意深く見守り、せっかく芽ばえた和平の機運を大事に守り育てることだと思ひます。交渉の形式、場所等については、当事者間の話し合いにまかせるべきであり、いま第三者がとやかく言うことは差し控えるべきだと、かように思ひます。

また、日米関係は、かつてないほど友好と信頼の基礎が確立していると思ひます。また、今後ますます日米友好関係を増進するといふ政府の基本方針には変わりはありません。その意味で、政府の外交基本方針を転換する考えは今日ございません。

中国問題に関しては、いろいろ御心配のやうで、あるいはバスに乗りおくれるとか、一夜に

して置き去りになるやうなことのないうちに、こいう御注意でございますが、今後長期的には国際情勢の変動に即応して誤りのないやう対処していくべきことは言うまでもありません。当面は、現在の政経分離政策を変更する必要はない、かように考えております。

今回のジョンソン演説は、米国の和平努力と誠意を示すものとして、これを高く評価してあります。特に、ジョンソン大統領がその政治生命をかけて困難な問題に真正面から取り組んでいる姿に、深い敬意を表します。と同時に、ハノイの指導者が、ここのやうなジョンソン大統領の決意と米国民の和平意欲を見誤らず、柔軟な対応姿勢を示していることについても同様であります。今後は当事者同士が一步一步信頼関係の樹立につとめ、恒久的な平和に持ち込むやう、忍耐強い努力を重ねるやう心から希望してやまないものであります。

すでに前者の質問でお答えしたとおり、わが国の役割りはベトナムと平和実現にあることは明らかであります。

責任をとつて総辞職せよといふ竹入君の発言がございしますが、いささか私的是はすれではないかと、かように思ひます。私は、今後とも、責任ある者として、国民に対する責任を遂行する考えであります。総辞職などはただいま考えておりません。これははっきり申し上げておきます。

また、解散をしたらどうか、こいう御意見で

ございます。私は、これは公明党の御意見として伺つておきます。

沖縄問題については、西村委員長の質問にお答えしたとおり、今後ますます国際情勢の推移を注意深く見守り、最も利益に沿う方針で解決をはかつてまいります。ただいま核抜き返還云々のお話でございますが、私は沖縄の米軍基地についての考え方はまだ白紙でございます。また、日米安全保障条約を堅持する方針にはこれまた変わりありません。

次に、核兵器撤廃について核保有国の首脳者会議をあつせんする考えはないかとお尋ねでございますが、核軍縮を行ない、究極的に核軍備を撤廃するにあつては、現在の世界における軍事的均衡を破壊しないやう留意しつつ、通常兵器の軍縮と並行して有効な国際管理のもと、一步一步着実に実施することが必要であります。したがつて、核軍縮の具体的措置について関係国間で十分話し合いをし、周到な準備をしてからでなければ、首脳会議を開催しても何ら実質的な成果を期待し得ないと思ひます。わが国としては、実行可能などころからじみちに一步一步核軍縮を進めていくことが必要であらうと考へており、さしあつて公正な内容の核兵器不拡散条約の実現に努力する考えであります。

この際、核三原則を含む決議をしるというお話であります。これにつきましては、私が今回の予算委員会におきまして私の態度をはっきり申し

昭和四十二年四月四日 衆議院會議録第二十号(一) ジョーンソン大統領のテレビ演説に関する川上貢一君の緊急質問

四四八

上げましたので、今日それと変わりのないことを申しまして、お答えいたします。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 次に、川上貢一君提出、ジョーンソン大統領のテレビ演説に関する緊急質問を許可いたします。川上貢一君。

〔川上貢一君登壇〕

○川上貢一君 私は、日本共産党を代表して、ベトナム問題について佐藤総理に質問をいたします。

周知のように、昨夜ベトナム民主共和国政府は重大な声明を発表しました。これについて佐藤内閣は、この声明がジョーンソン米大統領の演説に同じたものであるとされて、ジョーンソン大統領の提案を生かして解決をはかる以外に道はないという見解を発表されました。これはベトナム問題の正しい解決にとって重大な問題でありますから、以下、具体的に総理の答弁を求めたいと思います。

そもそも、ジョーンソン大統領の演説は、アメリカが、ベトナム人民の民族独立を目ざす正義の戦いと、アメリカを含む世界人民の非難と反対によつて、もはやこれまでどおりの戦争政策を継続することができないほどの窮地におちいったことを示すものでありますが、しかし、重要なことは、決してアメリカがベトナムに対する侵略政策を根本的に変更したものではないということにあります。

第一に、このジョーンソン演説は、北ベトナムに

対する爆撃を無条件に停止することを言明したものではありません。現にその四時間の後には、周知のように、非武装地帯から三百三十キロも奥深いタンホアを攻撃しました。その後連日にわたる、今日まで毎日百波以上に及ぶ爆撃を続けておるのであります。

第二には、南ベトナムに対しては、米軍の増派と五十一億ドルにのぼる戦費の増額を言明しております。同時に、かいらい政権を強化し、南ベトナムをアメリカの支配下に確保するばかりではなく、侵略戦争を一そう拡大することを明らかにしたものであるといつて差しつかえありません。

第三に、ジョーンソン大統領が、ベトナム人民の態度いかんによつては、さらに北爆を強化し、一そう戦争を拡大する意思を明らかにしていることは最も重要であります。

要するに、この演説は、和平を唱えて時をかせぎ、体制の立て直しと新たな侵略を策する危険を含んでおることを無視することはできません。総理はジョーンソン大統領の演説を歓迎すると述べておられます。それならば、このような危険な内容を含むこの演説のすべてにわたつて歓迎されるのであります。これは明確な御答弁をお願いいたします。これが一点です。

現にベトナム民主共和国は、ジョーンソン演説の偽りをきびしく非難するとともに、話し合いの前提として、アメリカのベトナム民主共和国への爆撃と一切の戦闘行為の無条件停止を重ねて要求し

ました。これはきわめて当然のことです。そうして、アメリカのベトナム民主共和国に対する爆撃とそのほか一切の戦闘行為の無条件停止をアメリカと確定することによって、話し合いが始められるようにするために、アメリカと接触する代表を任命する用意があることを言明したのであります。

そこで、総理にお伺いいたします。総理は、ジョーンソン大統領の演説を歓迎し、アメリカの北爆の継続、戦争の拡大の方針、これをあくまでも支持されるのでありましようか。それともベトナム民主共和国の提案を支持されるのでありましようか。これは今日きわめて重大な問題でありますから、明確な御答弁をお願いいたします。

第二に、ベトナム問題の根本的解決について質問いたします。

ジョーンソン演説は、ジュネーブ協定を云々し、ジュネーブ会議の共同議長国である英、ソ両国に対して、和平のあつてを求めております。しかし、アメリカは今日までジュネーブ協定についてどういふ態度をとってきたのでありましようか。アメリカ政府がジュネーブ会議に参加しながら、協定への調印を拒否したことは、周知の事実であります。申すまでもありませんが、ジュネーブ協定は締結後二年以内に南北ベトナムが自由選挙を行ない、統一ベトナム国家をつくり上げることを取りきめておるのであります。ところが、アメリカは、この自由選挙の実施を拒否したばかり

ではありません。ゴ・ジン・ジエムかいらい政権をでつち上げて、暫定的な軍事境界線を国境にするかえ、さらにジュネーブ協定をじゅうりんして、大量の軍隊を送り、南ベトナムを文字どおりアメリカの軍事植民地に変えてしまったのであります。これこそ今日のベトナム問題の根源であります。(拍手)このようにジュネーブ協定をじゅうりんしたアメリカに、ジュネーブ協定を云々する資格があるでございましょうか。もし佐藤総理がジュネーブ協定に基づくベトナム和平を望まれるのであるならば、何よりもベトナム問題の根源、すなわちアメリカの侵略を取り去ること以外にありませんまい。わが党は、とりわけ、アメリカのベトナム民主共和国への爆撃と一切の戦闘行為の即時無条件停止こそが、ベトナム問題解決への現実的な第一歩を切り開く道であることを一貫して主張しております。これについて、佐藤総理は、今日現在、どういふ考えを持っておられますか、明確な御答弁を承りたいのであります。

第三に、アメリカのベトナム侵略戦争に対する佐藤内閣の態度について質問いたします。

佐藤内閣は、アメリカのベトナム戦争に軍事的協力をしていないと繰り返し答弁しておられます。しかし、ベトナム民主共和国は、去る三月十三日、日本政府に抗議する声明を発表しました。その中で、日本政府がベトナム戦争に、日本領土の米軍基地を使用させ、人力、銃砲、弾薬、ナパーム弾、化学毒物、その他ベトナムで使用する

軍需品をアメリカに提供し、さらにベトナム人民虐殺のためのB52が沖縄から発進することを許していることについて嚴重に抗議をしております。

佐藤総理は、一昨日、参議院の予算委員会、今後従来の姿勢を改める必要はないと答弁されておりますが、このベトナム民主共和国の抗議声明に対して、今日までいかなる措置をとられましたか。今後またどういふ措置をとられるつもりでありますか。この重大な抗議声明を全く無視するのでありますか。さらにまた、この抗議声明にもかかわらず、ますますアメリカのベトナム侵略戦争への支持、協力を深めると、こういふお考えでありますか、ここで明確な答弁を求めます。(拍手)

以上、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 川上君にお答えいたします。

ただいままで、ジョンソン大統領の演説は、世界各国におきまして、たいへん歓迎されております。また、これに対応する北ベトナムの態度も、これまた好ましいものと申しておることは、先ほど来の私の答弁でおわかりだと思ひます。しかし、川上君は、共産党一流のたゞいま解釈をしておられます。したがって、ジョンソン大統領の演説は、真の和平を望むものではないんだ、北爆の正当化並びに戦争への増派、また、軍事費の増額、かようなことを考へてゐる、いわゆる戦争の拡大である、かような御指摘であります。私は

さういふには考へません。先ほど申し上げましたように、和平を心から願つてゐる、また、世界各國も、和平のきつかけができた、こういふ意味でこれを育てようとしてゐる、このことを真剣に、また率直に考へべきだ、かように私は考へております。

そうして、次に、今回ジュネーブ會議の協定を持ち出してゐる、どうもこれもわからないことだ、こういふようなお話ですが、この北ベトナム——現状がどうして起きたのか、このことをひとつ、共産党は共産党なりに觀察されるでありましょうが、私どもの觀察は、ただいまのような状態が起きたのは、北からの浸透が絶え間なく南ベトナムに対して行なわれてゐる、この浸透を防いで、そうして南ベトナムの自由と獨立を守る、その目的のためにたゞいま戦いが展開されてゐる、かように思ふのであります。(拍手)この大事な事実の認識が、遺憾ながら共産党と私では違ふのであります。さういふに御理解をいただいて、この認識のもとに立つならば、ただいまの戦争が、どういふ方向に展開されてゐるか、おのずから御理解ができるだらうと思ひます。

次に、したがって、米國の侵略戦争だとい口に言われますが、米國は領土的野心は持つておりません。また、ただいま申し上げるような南越の自由と獨立を確保するために、ただいまのような戦いが展開されてゐるのであります。したがって、この点を十分理解してやらないと、この南越政府

の考へ方も、また南ベトナム政府に協力するアメリカのやり方にも理解ができないだらうと思ひます。

私どもは、心から和平を望んでゐるのであります。米國自身も、和平が一日も早く招来することを念願いたしております。幸いにして、そのきつかけができたのであります。これを批判するだけでなしに、これを見守つて育てていこうではございませんか。私は川上君に、和平を心から願われるなら、さういふ方向で御協力を願ひたいと思ひます。(拍手)

日程第一 所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第二 法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第三 物品税法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第四 租税特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第一、所得税法の一部を改正する法律案、日程第二、法人税法の一部を改正する法律案、日程第三、物品税法等の一部を改正する法律案、日程第四、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
物品税法等の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号(二)に掲載〕

○副議長(小平久雄君) 委員会の報告を求めます。大蔵委員会理事渡辺美智雄君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔渡辺美智雄君登壇〕

○渡辺美智雄君 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過の概要並びに結果を御報告申し上げます。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、まず第一に、夫婦及び子三人の給与所得者の課税最低限を十万円程度引き上げて約八十三万円とするため、各種人的控除をそれぞれ一万円引き上げるとともに、給与所得控除の最高限度額を六万円引き上げることとしたいたしました。一方、これに関連して、最低税率を〇・五%引き上げて九・五%にすることとしたしております。

第二に、母子世帯、身体障害者等についての所

昭和四十二年四月四日 衆議院會議録第二十号(一) 所得税法の一部を改正する法律案外三件

得控除の引き上げを行なうとともに、適格退職年金及び地方公共団体が心身障害者に關して実施する共済制度の掛け金を、生命保険料控除の対象とすることとした。また、營業外の商品取引による雑所得や政治家の雑所得等、いわゆる雑所得については、その所得の計算上生じた損失の金額については、他の所得との損益通算はできないこととした。そのほか、寄付金控除の足切り限度の引き下げ、雑損控除等の適用要件の緩和等、税制の整備、合理化をはかることとした。次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、貸し倒れ引き当て金をはじめとする各種引き当て金制度及び欠損金の繰り越し控除に關する適用要件を緩和することとした。さらに、退職年金積み立て金に対する法人税率を一・二%から一%に引き下げることとするほか、圧縮記帳の特例の対象となる工事負担金の範囲に農業協同組合等が受け取る有線放送電話についての工事負担金を追加する等の措置を講ずることとした。次に、物品税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、暫定軽減措置の適用期限が到来する物品十品目のうち、トランジスタテレビ受像機、パッケージ型ルームクーラー、温蔵庫及び電子楽器の四品目については、現行税率に若干の手直しをして、さらに二年間経過措置を続けることとするほか、アンサンブル式レコード演奏装置につきましては、今回一五%の本則税率が適用されることとなりますが、その構成部分品に対する税率についても、これと同一とする等の調整措置を講ずることとした。最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、まず第一に、輸出の振興に資するため、輸出の伸長に特に貢献したと認められる企業に対して輸出割増し償却の特別割増し及び海外市場開拓準備金の高率積み立てを認めることとしたほか、技術等海外取引にかかる所得控除制度の対象範囲を拡大する等、現行の軽減措置を一そう強化することとした。第二に、技術開発の促進に資するため、試験研究費が増加した場合の税額控除制度を拡充し、年率一・二%をこえて増加した試験研究費について高率の控除を認めることとしたほか、電子計算機産業の育成に資するため、電子計算機買い戻し損失準備金制度を設けることとした。第三に、中小企業の構造改善に資するため構造改善促進計画を実施する商工組合等の組合員である中小企業者につきまして、工場用建物、機械等の二分の一割増し償却制度を設けるほか、中小

企業構造改善準備金、中小企業の貸し倒れ引き当て金の特例等の適用期限を二カ年延長することとした。第四に、既存の特別措置の整備合理化等を行なうこととした。すなわち、価格変動準備金制度につきまして、現行の積み立て率を二%程度引き下げることとした。国債については、別枠五十万円の少額貯蓄非課税制度を設けることとし、また事業用資産の買いかえの特例の適用期限を一年間延長するほか、期限の到来するその他の特別措置について、実情に応じ、二年ないし五年間期限を延長する等の措置を講ずることとした。この法案の審議の過程を通じて、質問者の中から最も多く出された意見は、特別措置法の減免税について、政府は一そう厳格な姿勢で再検討、洗い直しをし、その目的を果したものの、期限の到来したものは、勇断をもって改廃すべしというものであったことを御報告申し上げます。

以上の各案につきましては、参考人を招いて意見を聴取するなど、慎重審査を行なった結果、所得税法の一部を改正する法律案、及び法人税法の一部を改正する法律案につきましては去る三月二十五日、他の二法律案につきましては、四月三日質疑を終了いたしました。質疑応答の詳細は會議録に譲ることいたします。

次いで、これら各案に対して、山中貞則君外二十一名より修正案が提出されました。

修正の内容を概略申し上げますと、物品税法の改正案を除く三案の施行期日を公布の日に変更するほか、法人税法の改正案につきましては、欠損金の繰り越し控除等の改正規定を四月一日に遡及適用することとし、租税特別措置法の改正案につきましては、減価償却の特例等に関する改正規定を四月一日に遡及適用する等の措置を講ずることとしたのであります。

また、物品税法の改正案につきましては、施行期日を四月十日に改めるとともに、改正法が四月一日から施行されなかったことにより税負担が上昇した物品のうち、改正法の施行により税負担が軽減もしくは免除される物品に關する改正規定の適用を四月一日に遡及させる等の措置を講ずることとした。次いで、各案並びにこれら各案に対する修正案を一括して討論に入りましたところ、自由民主党を代表して村上信二郎君、各案並びに各修正案に賛成の旨を、日本社会党を代表して広沢賢一君、民主社会党を代表して河村勝君、公明党を代表して田中昭二君は、各案並びに各修正案に反対の旨をそれぞれ述べられたのであります。

次いで、順次採決をいたしましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案のいずれも多数をもって可決され、よって各案とも修正議決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

四五〇

〔参照〕

所得税法の一部を改正する法律案に対する
修正案(委員会修正)

所得税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条中「昭和四十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

法人税法の一部を改正する法律案に対する
修正案(委員会修正)

法人税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条中「昭和四十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第二条中「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)」を「昭和四十三年四月一日」に改める。

附則第三条から附則第五条までの規定中「施行日」を「昭和四十三年四月一日」に改める。

物品税法等の一部を改正する法律案に対する
修正案(委員会修正)

物品税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち、附則第四条第三項の改正規定中「又は」の下に「昭和四十三年四月十日から昭和四十五年三月三十一日までの間に」を加える。

附則第一条中「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年四月十日」に改める。

附則第二条中「この法律」を「この附則及び改正後の物品税法の一部を改正する法律に別段の定めがあるものを除き、この法律」に改める。

附則第三条中「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)」を「昭和四十三年四月一日(以下「適用日」という。)」に改め、「又は」の下に「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)」から昭和四十五年三月三十一日までの間に」を加える。

附則第四条中「施行日」の下に「(第一号に掲げる物品でその製造に係る製造場から移出されるものについては、適用日)を加え、「新別表の定め」を「物品税法別表の定め」に改める。

附則第六条第一項の表の期間欄中「施行日から」を「適用日から」に、「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十三年四月九日」に改め、同表の期日欄中「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年四月一日」に改める。

附則第八条中「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年四月十日」に改める。

附則第九条第一項中「施行日」の下に「(附則第四条第一号に掲げる物品で課税物品に該当するものについては、適用日。以下この条において同じ。)」を加え、「同日」を「施行日」に改め、同条第三項中「同日」を「施行日」に改める。

附則第十条第一項の表「掲げるものを除く。」の下に「次条第二項第二号において同じ。」を加え、同表の新別表第二種第一〇号4に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号7に掲げる物品に該当するもの項、新別表第二種第一〇号4に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号9に掲げる物品に該当するもの項及び新別表第二種第一〇号5に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号9の課税物品に該当するもの項の期日欄中「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年四月一〇日」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項の場合において、施行日に同項の規定に該当することとなつた物品は、第二項、第三項及び前項の規定の適用については、適用日に第一項の規定に該当することとなつたものとみなす。

附則第十一条を附則第十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

(旧法の適用についての経過規定)

第十一条 次の各号に掲げる物品で、適用日から昭和四十三年四月九日までの間にその製造に係る製造場から移出されたものについては、改正前の物品税法の規定の適用がなかつたものとみなす。

一 新別表第二種第九号8に掲げる温蔵庫

二 附則第三条各号に掲げる物品

三 附則第四条第一号に掲げる物品

2 次の各号に掲げる物品で、適用日においてその製造に係る製造場及び保税地域以外の場所での販売のため所持されていたものについては、改正前の物品税法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定の適用がなかつたものとみなす。

一 前項第一号に掲げる物品

二 新別表第二種第一〇号2に掲げる物品のうち、カラーテレビジョン受像機

三 附則第三条第一号及び附則第四条第一号に掲げる物品

四 新別表第二種第一〇号3に掲げるアンサンブル式レコード演奏装置

租税特別措置法の一部を改正する法律案に
対する修正案(委員会修正)

租税特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条第三項の改正規定中「昭和四十三年四月一日において、同年一月一日から同年三月三十一日までの間に発行された国債が同日以前に購入したものを有する場合において、同年四月三十日まで」を「昭和四十三年一月一日以後に発行された国債で租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号。第五章において「昭和四十三年改正法」という。の施行の日前に購入したものを同日において有する場合において、同日から一月以内に」に改める。

第七十七条の三の改正に関する部分を次のように改める。

第七十七条の三中「昭和三十八年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで」を「昭和四十三年改正法の施行の日の翌日から昭和四十八年三月三十一日まで」に改める。

第七十八条の三及び第八十一条の三第一項の改正に関する部分を次のように改める。

第七十八条の三中「昭和四十年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで」を「昭和四十三年改正法の施行の日の翌日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改める。

第八十一条の三第一項中「昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで」を「昭和四十三年改正法の施行の日の翌日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改める。

附則第一条中「昭和四十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第五条中「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)」を「昭和四十三年四月一日」に改め

昭和三十八年四月一日から昭和四十三年改正法の施行の日の翌日から昭和四十八年三月三十一日まで」に改める。

昭和三十八年四月一日から昭和四十三年改正法の施行の日の翌日から昭和四十八年三月三十一日まで」に改める。

昭和三十八年四月一日から昭和四十三年改正法の施行の日の翌日から昭和四十八年三月三十一日まで」に改める。

昭和三十八年四月一日から昭和四十三年改正法の施行の日の翌日から昭和四十八年三月三十一日まで」に改める。

昭和三十八年四月一日から昭和四十三年改正法の施行の日の翌日から昭和四十八年三月三十一日まで」に改める。

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一) 所得税法の一部を改正する法律案外三件

る。

附則第七條から附則第十條まで、附則第十一條第三項及び第四項、附則第十二條、附則第十三條第一項、第三項及び第四項並びに附則第十四條から附則第十七條まで中「施行日」を「昭和四十三年四月一日」に改める。

附則第二十二條を附則第二十三條とし、附則第二十一條を附則第二十二條とし、附則第二十條を附則第二十一條とし、附則第十九條中「施行日」を「昭和四十三年四月一日」に改め、同條を附則第二十條とし、附則第十八條を附則第十九條とし、附則第十七條の次に次の一條を加える。

(登録免許税に關する経過措置)

第十八條 次に掲げる登記で昭和四十三年三月十一日までに受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。

一 旧法第七十七條の三に規定する農業生産法人が、昭和三十八年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、その出資者から出資を受けた同條に規定する土地又は土地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記

二 旧法第七十八條の三に規定する事業協同組合等の組合員又は所屬員たる中小企業者が、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、当該事業協同組合等から取得した同條に規定する土地の所有権の移転の登記

三 昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に合併をした法人がその合併により取得した旧法第八十一條の第三項に規定する不動産の権利又は船舶の所有権の移転の登記

○副議長(小平久雄君) 四案につき討論の通告があります。これを許します。広沢賢一君。

(広沢賢一君登壇)

○広沢賢一君 私は、日本社会党を代表して、所得税、法人税、物品税及び租税特別措置法の一部を改正する諸法案並びに修正案に反対の討論を行います。

得税、法人税、物品税及び租税特別措置法の一部を改正する諸法案並びに修正案に反対の討論を行います。

今回の所得税法の一部改正は、給与所得の課税最低限を個人世帯年収約八十三万円に引き上げるものであります。しかし、これでは、政府みずから消費税率の上昇四・八%に、消費者米価の値上がりを含まれないとみずから告白している状況のもとにおいて、物価がさらに上がり、給与ベースの引き上げが行なわれた場合、物価調整減税としても、きわめて不十分であることは明らかであります。しかも、今日の所得税の累進構造が、年収百万円付近で小刻み累進制になっているため、今回のいわゆる減税措置によっても、年収五十万円の独身者は、わずかに年六百五十万円の減税に對して、年一千万円の所得者は、二十五万九千五百円の減税になっております。まことに話が逆になるような効果を生んでおります。

第二に、今回のいわゆる減税千五百億円は、一方でちよと千五百億円の酒税、たばこ、物品税の増税を予定しているものであります。その結果、政府は、これで差し引き減税ゼロであると称しておりますが、事実は全く反対に、所得税の減税に浴しない二千万人の勤労大衆は、むしろ、一日当たり、たとえ、たばこ一箱十円、ビール一本七円の値上がりで、これを年にすれば、総計六千二百二十円程度の増税になるのであります。したがって、さきに申しました月収四万円、年収五十万円の所得税納入者までが、所得税の減税どころか、差し引き四千四百七十円の増税になるわけであり、これは、まさに羊頭を掲げ肉を売るのたぐいであり、このような大衆増税、高額所得減税というにせ減税法案を許すことはできないのであります。(拍手)

しからば、十分に大衆減税を行なう財源はないかといえ、そうではないのであります。去年の九月期、ことしの三月期決算に見られるように、独占的な大企業は、かつてない利益をあげており

ます。問題は、正しい税制を通じて、これらが十分に予算財源にくみくみされていくところ、今日の財政硬直化、税制硬直化の真の原因があるわけであり、

そのガンの一つは租税特別措置であります。この点、同法案について、本会議におけるわが党の総括質問に對して、佐藤総理は、「租税特別措置法に基づく減税は大企業のみを有利にしているものではない。中小企業の場合は減税額は多い、社会党はためにするために申している」と、およそ非科学的な放言を行ないました。

これに對してわが党が大蔵委員会で究明したところ、総理は、肝心の大企業と中小企業の区別は資本金でどのくらいであるか、それさえも知らないでかかる放言を行なっていることが明らかになりました。国権の最高權威の答弁としては許すべからざることであり、不謹慎といわねばなりません。(拍手)

さらに、総理答弁の根拠となった政府資料を検討した結果、たとえば千六百十六億円に及ぶ貯蓄の奨励、これは国民すべてが同じ条件だからという理屈で、大と中小企業の区別からははずしているというところも明らかになりました。ところが、勤労者は、年収四十万円以上の給与所得には税金がかかるのに、不労所得、高額資産階級は、株の配当収入年収二百三十六万円まで無税であるという、例の配当所得の課税の特例をはじめ、利子所得の分離課税などがこの中に含まれているのを見てもわかるように、これはだれが見ても、圧倒的に高額資産階級に有利な税制であることは明らかであります。

さらにまた、たとえば九電力会社に許されている海水準備金も、明らかに会社経理の中では益金不算入となつていくにもかかわらず、取りくずした分はむしろ増収であると、白を黒とした言い方で、ばく大な各種引き当て金、準備金が会社会計の解釈操作のもとで隠されております。このことは今後とも許し得ないことであります。

そればかりではありません。こうした租税特別措置が世論一般に評判が悪いことも一つの原因となつて、すでに、貸し倒れ引き当て金、返品調整引き当て金、賞与引き当て金、退職給与引き当て金、特別修繕引き当て金等が法人税法に組み込まれております。今後とも引き当て金、準備金が各種名目のもとで本法に繰り入れられ、その減収額は租税特別措置から消え去り、巨額の大資本の特別減税が会計制度の中に制度化されていく傾向を厳に警戒しなければならぬと思つております。

今回の法人税法の一部改正をする法案の中に、わが党としては幾多の賛成すべき諸点があるにもかかわらず、この五つの引き当て金制度が将来負債性の強いものであるという、そういうことで、青色申告の特典からこれを一般化していく動きがあらわれております。これがやがて他の引き当て金に及んで、漸次法人税法の中に制度化されていく危険に對して、国民はこれに強く警戒しなければなりません。

租税特別措置は、本来税の公平を阻害するものであるから、これを制度化し、固定化してはならない。政策効果を吟味して、常に洗ひ直す必要があると税制調査会で繰り返しいわれているにもかかわらず、今回の法改正では、資本構成の是正のための減税措置の期限延長をはじめ、輸出割増し償却、海外市場開拓準備金制度の拡充等、ひいては国際観光ホテルの減価償却資産耐用年数の短縮、国税庁汚職で有名になった電子計算機の下取り買い戻し準備金まで拡充するといふありさまであります。さらにまた、最近土地価格の騰貴、銀行や大会社の子会社による土地買い占めと脱税等、重大な社会問題になっている土地税制については、ただ一つ事業資産の買いかえの延長だけにどめて、何ら根本的な対策を明示していないのであります。これは重大な政府施策の失態といわなければならぬのであります。

以上の諸点からしまして、われわれは、所得税、法人税、物品税、租税特別措置法の一部改

正法案並びに同修正案に反対するものであります
が、最後に、大蔵委員会における議会の政治のあり
方について一言しなければなりません。

わが党は、以上の諸点について、一つ一つ具体
的事実を明示して政府失政を追及し、酒の増税を
一カ月引き延ばしました。これをはじめとして、
数々の成果をあげたと確信しておりますが、この
ように、国民のためにきわめて大切な税制につい
て、委員会はときには夜おそくまで慎重審議を続
け、ついに期日である四月一日を越えました。日
が迫るに従い、与党自民党有力者の中から一括強
行採決、単独採決などの暴論が起ったと新聞は
報じております。何たる党利党略、みずから議會
政治と国を乱すものではありませんか。これに対
して大蔵委員会は堂々たる慎重審議に努力してま
いりましたが、これは議會政治確立の上から大き
な成果であったと確信しております。(拍手)

特に政府・与党の諸君に申し上げたい。世界は
いま、ポンド、ドルの危機、ジョンソン大統領の
敗北といひ、アメリカの支配体制は大きくゆら
ぎ、転換しております。与党の中からも、大きな
平和への前進に伴って、対中国政策転換の要求な
ど正しい声ははるばる上がっておるのではあ
りませんか。(拍手)このようになると、アメリカ
のドルのかさ、核のかさ、台湾、韓国に一边倒
し、国内では社会党をはじめとして野党に對し
て、増減税法を多数機嫌で押し通す、こういう
がんと頑迷分子の言うことをそのとおり聞か
ば、佐藤内閣の崩壊、危機に迫られるばかりでは
ございせん。日本の平和と民主主義の危機を招
き、議會政治の正しい発展は期し得られせん。
いま重大な歴史の転換期にあつて、特に嚴重に警
告して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これにて討論は終局いた
しました。
四案を一括して採決いたします。
四案の委員長の報告はいずれも修正でありま
す。四案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸
君の起立を求めます。

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よつて、四案
とも委員長報告のとおり決しました。

日程第五 日本開発銀行に関する外航船舶運
造融資利子補給臨時措置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第五、日本開発銀行
に関する外航船舶運造融資利子補給臨時措置法の
一部を改正する法律案を議題といたします。

日本開発銀行に関する外航船舶運造融資利子補
給臨時措置法の一部を改正する法律案
〔本号(二)に掲載〕

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めま
す。運輸委員長大野市郎君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕
〔大野市郎君登壇〕
○大野市郎君 ただいま議題となりました法律案
について、運輸委員会における審査の経過並びに
結果を御報告申し上げます。

本案の内容については、お手元に配付されてお
ります要旨をごらん願います。
本案は、去る三月十二日本委員会に付託とな
り、自來五回にわたつて審査が行なわれました
が、その内容は會議録によつて御承知を願いま
す。

四月三日、討論の後、採決の結果、本法案は起
立多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決
しました。
なお、本案に対して附帯決議を付することに決

しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたしました。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(小平久雄君) 起立多数。よつて、本案
は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 皇室經濟法施行法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第六、皇室經濟法施
行法の一部を改正する法律案を議題といたしま
す。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案
〔本号(二)に掲載〕
○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めま
す。内閣委員長三池信君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕
〔三池信君登壇〕
○三池信君 ただいま議題となりました皇室經濟
法施行法の一部を改正する法律案につきまして、
内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報
告申し上げます。

本案は、内廷費の定額六千八百万円を八千四百
万円に、皇族費の定額六百二十万円を七百二十万
円にそれぞれ増額しようとするものであります。

本案は、二月十日日本委員会に付託、三月五日政
府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行な
い、四月三日質疑を終了いたしましたところ、松澤
委員外三名より、「四月一日」としての施行期日
を「公布の日」に改め、その適用を本年四月一日か
らとする旨の修正案が提出され、趣旨説明の後、
討論もなく、採決の結果、全会一致をもつて修正
案のとおり修正採決すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕
皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案
に対する修正案(委員会修正)

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案の一
部を次のように修正する。
附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十三
年四月一日から適用する。

○副議長(小平久雄君) 採決いたしました。
本案の委員長の報告は修正であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(小平久雄君) 起立多数。よつて、本案
は委員長報告のとおり決しました。

○副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会い
たします。
午後五時十五分散会

出席國務大臣
内閣総理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 三木 武夫君
大蔵大臣 水田三喜男君

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一) 朗読を省略した議長の報告

四五四

出席政府委員

運輸大臣 中曾根康弘君
 国務大臣 田中 龍夫君
 国務大臣 鍋島 直紹君
 内閣法制次長 吉國 一郎君
 厚生政務次官 谷垣 專一君

○朗読を省略した議長の報告

(要求書受領)

一、今四日、内閣から、科学技術会議議員に兼重寛九郎君及び杉野目晴貞君を任命したので、科学技術会議設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。
 一、今四日、内閣から、社会保険審査官及び嶋三郎君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る二日、懲罰委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 藤尾 正行君(理事山口喜久一郎君去る二日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 石田幸四郎君
 地方行政委員 渡部 一郎君
 法務委員 有島 重武君
 外務委員 西村 榮一君
 大蔵委員 岡澤 完治君
 野口 忠夫君
 樋上 新一君
 西村 榮一君
 文教委員 小濱 新次君

農林水産委員

赤路 友藏君
 浅井 美幸君
 柳田 秀一君

實川 清之君
 永井勝次郎君

商工委員

永井勝次郎君

實川 清之君

通信委員

中野 明君

小川新一郎君

建設委員

正示啓次郎君

北山 愛郎君

決算委員

鈴木 康雄君

野口 忠夫君

懲罰委員

山口喜久一郎君

戸叶 里子君

外務委員

野口 忠夫君

渡部 一郎君

大蔵委員

野口 忠夫君

中野 明君

農林水産委員

加藤 清二君

永井勝次郎君

運輸委員

菅 太郎君

春日 一幸君

通信委員

石橋 政嗣君

浅井 美幸君

建設委員

森本 靖君

竹入 義勝君

決算委員

田中 武夫君

野口 忠夫君

懲罰委員

山口喜久一郎君

戸叶 里子君

外務委員

野口 忠夫君

渡部 一郎君

大蔵委員

野口 忠夫君

中野 明君

農林水産委員

加藤 清二君

永井勝次郎君

運輸委員

菅 太郎君

春日 一幸君

通信委員

石橋 政嗣君

浅井 美幸君

建設委員

森本 靖君

竹入 義勝君

決算委員

田中 武夫君

野口 忠夫君

懲罰委員

山口喜久一郎君

戸叶 里子君

外務委員

野口 忠夫君

渡部 一郎君

大蔵委員

野口 忠夫君

中野 明君

農林水産委員

加藤 清二君

永井勝次郎君

運輸委員

菅 太郎君

春日 一幸君

通信委員

石橋 政嗣君

浅井 美幸君

建設委員

森本 靖君

竹入 義勝君

決算委員

田中 武夫君

野口 忠夫君

懲罰委員

山口喜久一郎君

戸叶 里子君

外務委員

野口 忠夫君

渡部 一郎君

大蔵委員

野口 忠夫君

中野 明君

農林水産委員

加藤 清二君

永井勝次郎君

運輸委員

菅 太郎君

春日 一幸君

通信委員

石橋 政嗣君

浅井 美幸君

建設委員

森本 靖君

竹入 義勝君

決算委員

田中 武夫君

野口 忠夫君

懲罰委員

山口喜久一郎君

戸叶 里子君

外務委員

野口 忠夫君

渡部 一郎君

大蔵委員

野口 忠夫君

中野 明君

農林水産委員

加藤 清二君

永井勝次郎君

運輸委員

菅 太郎君

春日 一幸君

一、去る二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

一、去る二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 中尾 榮一君
 石炭対策特別委員 中村 重光君

一、去る二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 中尾 榮一君
 石炭対策特別委員 中村 重光君

一、去る二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 中尾 榮一君
 石炭対策特別委員 中村 重光君

一、去る二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 中尾 榮一君
 石炭対策特別委員 中村 重光君

産業公害対策特別委員

加藤 万吉君 佐野 憲治君
井手 以誠君 石田 有全君

(特別委員補欠選任)

一、去る二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

沖繩及び北方問題等に関する特別委員
森本 靖君 玉置 一徳君
中谷 鉄也君

一、昨三日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

小山 長規君 井上 泉君
中尾 栄一君 森 義親君

石炭対策特別委員

細谷 治嘉君 中村 重光君
産業公害対策特別委員
井手 以誠君 石田 有全君
加藤 万吉君 佐野 憲治君

(議案提出)

一、昨三日、内閣から提出した議案は次の通りである。

砂利採取法案
農業振興地域の整備に関する法律案

(議案付託)

一、去る二日、委員会に付託された議案は次の通りである。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案(内閣提出第六三三号)

社会労働委員会 付託

石炭鉱業国有法案(多賀谷眞穂君外十四名提出、衆法第一三三三号)

日本石炭公社法案(多賀谷眞穂君外十四名提出、衆法第一四四号)

以上二件 石炭対策特別委員会 付託

一、昨三日、委員会に付託された議案は次の通りである。

割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三〇号)

商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る二日、第五十五回国会、第五十六回国会及び第五十七回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

刑法の一部を改正する法律案

一、去る二日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

石炭鉱業国有法案(多賀谷眞穂君外十四名提出) 日本石炭公社法案(多賀谷眞穂君外十四名提出)

(修正申入書受領)

一、昨三日、内閣から総理府設置法の一部を改正する法律案中修正申入書を受領した。

(緊急質問提出)

一、今四日、提出した緊急質問は次の通りである。

ジョンソン米大統領のベトナム和平演説に関する緊急質問(大平正芳君提出)

北爆停止及びジョンソン米大統領の次期大統領選挙不出馬表明に関する緊急質問(勝岡田清一君提出)

ジョンソン米大統領の演説に関する緊急質問(西村榮一君提出)

米北爆停止に関する緊急質問(竹入義勝君提出)

ジョンソン大統領のテレビ演説に関する緊急質問(川上貫一君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る二日、内閣から衆議院議員小澤良孝君提出新潟県阿賀野川河口附近における水銀中毒事件に関する再質問に対して、質問事項について調査する必要がある、これに日時を要するため、昭和四十三年四月二十六日まで回答する

旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

衆議院会議録第十九号中正誤

ページ 段 行		誤	正
四七	二末三	県会	県議会
四八	四二	関する質疑	対する質疑
四〇	四二	調査をして	調査をいたして
四二	三末六	一改部正	一部改正
四二	四一五	考えられた	考えられる
四二	四末三	つきましては	ついては
四三	三	ものが	ものを
四三	三二四	ついて	おいて
四四	一末七	物質	物質
四六	三二九	物質	物質
四六	三末六	法六十一条	法第六十一条

昭和四十三年四月四日 衆議院会議録第二十号(一)

朗読を省略した議長長の報告

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一)

四五六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外 昭和四十三年四月四日

第五十八回 衆議院會議録 第二十号(二)

〔本号(一)参照〕

所得税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十三年二月六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百八十九条の二」を「第百八十九条」に改める。

第二条第一項中第四十七号を第四十八号とし、第二十九号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 特別障害者 障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。

第九条第一項第三号を次のように改める。

三 恩給、年金その他これらに準ずる給付で次に掲げるもの

イ 恩給法(大正十二年法律第四十八号)に規

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一)

所得税法の一部を改正する法律案

定する増加恩給(これに併給される普通恩給を含む。)及び傷病賜金その他公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受けるこれらに準ずる給付で政令で定めるもの

ロ 遺族の受ける恩給及び年金(死亡した者の勤務に基づいて支給されるものに限る。)ハ 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関し実施する共済制度で政令で定めるものに基いて受ける給付

第二十八条第三項中「六十八万円」を「九十万円」に、「八万円」を「十万円」に、「八十八万円」を「百十万円」に、「二十万円」を「二十六万円」に、「二十二万円」を「二十八万円」に改める。

第四十二條第四項及び第四十三條第五項中「前項」を「確定申告書の提出がなかつた場合又は前項」に、「その記載」を「その提出がなかつたこと又はその記載」に改める。

第四十四條第二項及び第三項を削る。

第五十七條第六項及び第五十八條第四項中「前項」を「確定申告書の提出がなかつた場合又は前項」に、「その記載」を「その提出がなかつたこと又はその記載」に改める。

第六十九條第一項中「、譲渡所得の金額又は雑

所得の金額」を「又は譲渡所得の金額」に改め、同条第二項中「主として個人の趣味若しくは娯楽のためにする行為又は」を削り、「趣味又は娯楽等に係る所得」を「生活に通常必要でない資産に係る所得」に改める。

第七十條第一項中「青色申告書」を「確定申告書」に改め、「各年」の下に「その年分の所得税につき青色申告書を提出している年に限る。」を加え、「当該申告書」を「当該確定申告書」に改め、同条第二項中「前項の規定の適用がない場合において」を削り、「同項の規定により前年以前において控除されたもの」を「前項の規定の適用を受けるものに改め、同条第四項中「青色申告書又は確定申告書」を「確定申告書」に改める。

第七十六條第一項中「又は共済金」を「共済金、退職年金又は退職一時金」に改め、同条第二項に次の二号を加える。

四 第九條第一項第三号ハ(年金等の非課税)に規定する政令で定める共済制度に係る契約
五 法人税法第八十四條第三項(退職年金積立金の額の計算)に規定する適格退職年金契約
第七十八條第一項第二号中「二十万円」を「十万円」に改める。

第七十九條第一項及び第二項中「七万円」を「八万円」(その者が特別障害者である場合には、十二万円)に改める。

第八十條第一項、第八十一條第一項及び第八十二條第一項中「七万円」を「八万円」に改める。

第八十三條第一項中「十五万円」を「十六万円」に改める。

第八十四條第一項中「七万円」を「八万円」に改め、同条第二項中「控除対象配偶者」を「配偶者」

に、「八万円」を「十万円」に改め、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第八十五條第一項中「居住者が」の下に「特別障害者若しくはその他の」を加え、「第二條第一項第三十号」を「第二條第一項第三十一号」に改め、同条第二項中「障害者」を「特別障害者又はその他の障害者」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「該当するかどうか」の下に「又は居住者に配偶者がいないかどうか」を加える。

第八十六條第一項中「十五万円」を「十六万円」に改める。

第八十八條を次のように改める。

第八十八條 削除

第八十九條第一項の表中「百分の九」を「百分の九・五」に改める。

第二百十條第一項各号列記以外の部分中「障害者控除の額、老年者控除の額、寡婦控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額」を「第二章第四節(所得控除)の規定による雑損控除その他の控除の額」に改め、同項第一号中「及び山林所得金額」の下に「並びに第二章第四節の規定による雑損控除その他の控除の額」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる居住者が第一項の規定による申告書を提出する場合には、政令で定めるところにより、当該各号に掲げる書類を当該申告書に添附し又は当該申告書の提出の際提示しなければならぬ。

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

一 第一項の規定による申告書に医療費控除、

小規模企業共済掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除又は寄付金控除に関する事項の記載をする居住者 これらの控除を受ける金額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類

二 第一項の規定による申告書に、第二項第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に係る勤労学生控除に関する事項の記載をする居住者 当該生徒に該当する旨を証する書類

三 その年において第四編第二章(給与所得に係る源泉徴収)又は第三章(退職所得に係る源泉徴収)の規定により源泉徴収をされる給与所得又は退職所得を有する居住者 第二百二十六条(源泉徴収票)の規定により交付される源泉徴収票

第四百四十条第五項及び第四百四十一条第四項中「又は第二項」を削る。

第六百六十六条中「第二百二十条第三項」の下に「第三号」を加え、「提出する場合」を「居住者」に、「提出する場合又は」を「非居住者又は」に改め、「が当該申告書を提出する場合」を削る。

第八百八十五条第一項第一号イ中「第八十四条第二項(扶養控除の特例)の規定の適用を受ける旨の」を「控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する」に改め、同号ホ中「第八十四条第二項の規定の適用を受ける旨の」を「控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に

関する」に改める。

第八百八十六条第一項第一号ロ中「第八十四条第二項(扶養控除の特例)の規定の適用を受ける旨の」を「控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する」に改め、同条第二項第一号中「第八十四条第二項の規定の適用を受ける旨の」を「控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その年最後に支払う給与等が第九十条(年末調整)の規定の適用を受ける通常の給与等であり、かつ、当該通常の給与等の支払をする日の属する月に賞与を支払う場合において、当該賞与を支払う日の現況によりその年中にその居住者に対し支払うべきことが確定する給与等(その居住者がその年において他の給与等の支払者を経由して他の給与所得者の扶養控除等申告書を提出したことがある場合には、当該他の給与等の支払者がその年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等で政令で定めるものを含む)につき同条の規定を適用した場合に同条に規定する不足額が生ずると見込まれるときは、当該賞与について第八十三条第一項の規定により徴収すべき所得税の額は、第一項第一号又は前項第一号の規定にかかわらず、これらの規定による税額と当該不足額

に相当する税額との合計額とすることができ

る。
第八百八十七条第一項中「第二条第一項第三十一号ロ」を「第二条第一項第三十二号ロ」に、「一人ある」と記載されているものを「一人」とし、「扶養親族がある」を「扶養親族が記載されている」に改め、同条第二項を削る。

第八百八十八条を削り、第八百八十九条を第八百八十八条とし、第八百八十九条の二を第八百八十九条とする。

第九百九十条第二号ハ中「記載された障害者」を「記載された特別障害者又はその他の障害者」に、「居住者が障害者」を「居住者が特別障害者若しくはその他の障害者」に、「第二条第一項第三十一号ロ」を「第二条第一項第三十二号ロ」に改める。

第九百九十四条第一項第二号中「障害者」を「特別障害者若しくはその他の障害者」に改め、同項第三号中「障害者」を「特別障害者又はその他の障害者」に改め、同条第三項中「第二条第一項第三十一号ロ」を「第二条第一項第三十二号ロ」に改める。

第九百九十五条第一項中「第八百八十九条第一号」を「第八百八十八条第一号」に改める。

第二百七条中「第七十六条第二項(生命保険料控除)に規定する生命保険契約等」を「第七十六条第二項第一号から第三号まで(生命保険料控除)に掲げる契約」に改める。

別表第一第一号の表中自動車競技会の項の次に

次のように加える。

司法書士会

司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)

別表第一第一号の表中船員災害防止協会の項を削り、繊維工業構造改善事業協会の項の次に次のように加える。

船員災害防止協会

船員災害防止協会等に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)

別表第一第一号の表中土地区画整理組合の項の前に次のように加える。

土地家屋調査士会

土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)

別表第一第一号の表中日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本司法書士会連合会

司法書士法

別表第一第一号の表中日本道路公団の項の次に次のように加える。

日本土地家屋調査士会連合会

土地家屋調査士法

別表第二から別表第八までを次のように改める。

別表第二 所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
2,000円	2,000円未満	0	0	41,000	42,000	3,800	9.5	97,000	99,000	9,200	9.5
2,000	3,000	100	9.5	42,000	43,000	3,900	9.5	99,000	101,000	9,400	9.5
3,000	4,000	200	9.5	43,000	44,000	4,000	9.5	101,000	103,000	9,600	9.5
4,000	5,000	300	9.5	44,000	45,000	4,100	9.5	103,000	105,000	9,800	9.5
5,000	6,000	400	9.5	45,000	46,000	4,200	9.5	105,000	107,000	10,000	9.5
6,000	7,000	500	9.5	46,000	47,000	4,300	9.5	107,000	109,000	10,200	9.5
7,000	8,000	600	9.5	47,000	48,000	4,400	9.5	109,000	111,000	10,400	9.5
8,000	9,000	700	9.5	48,000	49,000	4,500	9.5	111,000	113,000	10,600	9.5
9,000	10,000	800	9.5	49,000	50,000	4,600	9.5	113,000	115,000	10,800	9.5
10,000	11,000	900	9.5	50,000	51,000	4,700	9.5	115,000	117,000	11,000	9.5
11,000	12,000	1,000	9.5	51,000	52,000	4,800	9.5	117,000	119,000	11,200	9.5
12,000	13,000	1,100	9.5	52,000	53,000	4,900	9.5	119,000	121,000	11,400	9.5
13,000	14,000	1,200	9.5	53,000	54,000	5,000	9.5	121,000	123,000	11,600	9.5
14,000	15,000	1,300	9.5	54,000	55,000	5,100	9.5	123,000	125,000	11,800	9.5
15,000	16,000	1,400	9.5	55,000	56,000	5,200	9.5	125,000	127,000	12,000	9.5
16,000	17,000	1,500	9.5	56,000	57,000	5,300	9.5	127,000	129,000	12,200	9.5
17,000	18,000	1,600	9.5	57,000	58,000	5,400	9.5	129,000	131,000	12,400	9.5
18,000	19,000	1,700	9.5	58,000	59,000	5,500	9.5	131,000	133,000	12,600	9.5
19,000	20,000	1,800	9.5	59,000	60,000	5,600	9.5	133,000	135,000	12,800	9.5
20,000	21,000	1,900	9.5	60,000	61,000	5,700	9.5	135,000	137,000	13,000	9.5
21,000	22,000	1,900	9.5	61,000	62,000	5,700	9.5	137,000	139,000	13,200	9.5
22,000	23,000	2,000	9.5	62,000	63,000	5,800	9.5	139,000	141,000	13,400	9.5
23,000	24,000	2,100	9.5	63,000	64,000	5,900	9.5	141,000	143,000	13,600	9.5
24,000	25,000	2,200	9.5	64,000	65,000	6,000	9.5	143,000	145,000	13,800	9.5
25,000	26,000	2,300	9.5	65,000	67,000	6,100	9.5	145,000	147,000	14,000	9.5
26,000	27,000	2,400	9.5	67,000	69,000	6,300	9.5	147,000	149,000	14,200	9.5
27,000	28,000	2,500	9.5	69,000	71,000	6,500	9.5	149,000	151,000	14,400	9.5
28,000	29,000	2,600	9.5	71,000	73,000	6,700	9.5	151,000	153,000	14,600	9.5
29,000	30,000	2,700	9.5	73,000	75,000	6,900	9.5	153,000	155,000	14,800	9.5
30,000	31,000	2,800	9.5	75,000	77,000	7,100	9.5	155,000	157,000	15,000	9.5
31,000	32,000	2,900	9.5	77,000	79,000	7,300	9.5	157,000	159,000	15,200	9.5
32,000	33,000	3,000	9.5	79,000	81,000	7,500	9.5	159,000	161,000	15,400	9.5
33,000	34,000	3,100	9.5	81,000	83,000	7,600	9.5	161,000	163,000	15,600	9.5
34,000	35,000	3,200	9.5	83,000	85,000	7,800	9.5	163,000	165,000	15,800	9.5
35,000	36,000	3,300	9.5	85,000	87,000	8,000	9.5	165,000	167,000	16,000	9.5
36,000	37,000	3,400	9.5	87,000	89,000	8,200	9.5	167,000	169,000	16,200	9.5
37,000	38,000	3,500	9.5	89,000	91,000	8,400	9.5	169,000	171,000	16,400	9.5
38,000	39,000	3,600	9.5	91,000	93,000	8,600	9.5	171,000	173,000	16,600	9.5
39,000	40,000	3,700	9.5	93,000	95,000	8,800	9.5	173,000	175,000	16,800	9.5
40,000	41,000	3,800	9.5	95,000	97,000	9,000	9.5	175,000	177,000	17,000	9.5

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(四)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(四)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(四)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
177,000	179,000	17,200	9.5	288,000	291,000	28,300	9.5	414,000	418,000	46,600	11
179,000	181,000	17,400	9.5	291,000	294,000	28,600	9.5	418,000	422,000	47,200	11
181,000	183,000	17,600	9.5	294,000	297,000	28,900	9.5	422,000	426,000	47,800	11
183,000	185,000	17,800	9.5	297,000	300,000	29,200	9.5	426,000	430,000	48,400	11
185,000	187,000	18,000	9.5	300,000	303,000	29,500	9.5	430,000	434,000	49,000	11
187,000	189,000	18,200	9.5	303,000	306,000	29,900	9.5	434,000	438,000	49,600	11
189,000	191,000	18,400	9.5	306,000	309,000	30,400	9.5	438,000	442,000	50,200	11
191,000	193,000	18,600	9.5	309,000	312,000	30,800	9.5	442,000	446,000	50,800	11
193,000	195,000	18,800	9.5	312,000	315,000	31,300	10	446,000	450,000	51,400	11
195,000	198,000	19,000	9.5	315,000	318,000	31,700	10	450,000	454,000	52,000	11
198,000	201,000	19,300	9.5	318,000	321,000	32,200	10	454,000	458,000	52,600	11
201,000	204,000	19,600	9.5	321,000	324,000	32,600	10	458,000	462,000	53,200	11
204,000	207,000	19,900	9.5	324,000	327,000	33,100	10	462,000	466,000	53,800	11
207,000	210,000	20,200	9.5	327,000	330,000	33,500	10	466,000	470,000	54,400	11
210,000	213,000	20,500	9.5	330,000	333,000	34,000	10	470,000	474,000	55,000	11
213,000	216,000	20,800	9.5	333,000	336,000	34,400	10	474,000	478,000	55,600	11
216,000	219,000	21,100	9.5	336,000	339,000	34,900	10	478,000	482,000	56,200	11
219,000	222,000	21,400	9.5	339,000	342,000	35,300	10	482,000	486,000	56,800	11
222,000	225,000	21,700	9.5	342,000	345,000	35,800	10	486,000	490,000	57,400	11
225,000	228,000	22,000	9.5	345,000	348,000	36,200	10	490,000	494,000	58,000	11
228,000	231,000	22,300	9.5	348,000	351,000	36,700	10	494,000	498,000	58,600	11
231,000	234,000	22,600	9.5	351,000	354,000	37,100	10	498,000	502,000	59,200	11
234,000	237,000	22,900	9.5	354,000	357,000	37,600	10	502,000	506,000	59,800	11
237,000	240,000	23,200	9.5	357,000	360,000	38,000	10	506,000	510,000	60,400	11
240,000	243,000	23,500	9.5	360,000	363,000	38,500	10	510,000	514,000	61,000	11
243,000	246,000	23,800	9.5	363,000	366,000	38,900	10	514,000	518,000	61,600	11
246,000	249,000	24,100	9.5	366,000	369,000	39,400	10	518,000	522,000	62,200	12
249,000	252,000	24,400	9.5	369,000	372,000	39,800	10	522,000	526,000	62,800	12
252,000	255,000	24,700	9.5	372,000	375,000	40,300	10	526,000	530,000	63,400	12
255,000	258,000	25,000	9.5	375,000	378,000	40,700	10	530,000	534,000	64,000	12
258,000	261,000	25,300	9.5	378,000	381,000	41,200	10	534,000	538,000	64,600	12
261,000	264,000	25,600	9.5	381,000	384,000	41,600	10	538,000	542,000	65,200	12
264,000	267,000	25,900	9.5	384,000	387,000	42,100	10	542,000	546,000	65,800	12
267,000	270,000	26,200	9.5	387,000	390,000	42,500	10	546,000	550,000	66,400	12
270,000	273,000	26,500	9.5	390,000	394,000	43,000	11	550,000	554,000	67,000	12
273,000	276,000	26,800	9.5	394,000	398,000	43,600	11	554,000	558,000	67,600	12
276,000	279,000	27,100	9.5	398,000	402,000	44,200	11	558,000	562,000	68,200	12
279,000	282,000	27,400	9.5	402,000	406,000	44,800	11	562,000	566,000	68,800	12
282,000	285,000	27,700	9.5	406,000	410,000	45,400	11	566,000	570,000	69,400	12
285,000	288,000	28,000	9.5	410,000	414,000	46,000	11	570,000	574,000	70,000	12

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
574,000	578,000	70,600	12	705,000	710,000	95,500	13	855,000	860,000	125,500	14
578,000	582,000	71,200	12	710,000	715,000	96,500	13	860,000	865,000	126,500	14
582,000	586,000	71,800	12	715,000	720,000	97,500	13	865,000	870,000	127,500	14
586,000	590,000	72,400	12	720,000	725,000	98,500	13	870,000	875,000	128,500	14
590,000	594,000	73,000	12	725,000	730,000	99,500	13	875,000	880,000	129,500	14
594,000	598,000	73,600	12	730,000	735,000	100,500	13	880,000	885,000	130,500	14
598,000	602,000	74,200	12	735,000	740,000	101,500	13	885,000	890,000	131,500	14
602,000	606,000	74,800	12	740,000	745,000	102,500	13	890,000	895,000	132,500	14
606,000	610,000	75,700	12	745,000	750,000	103,500	13	895,000	900,000	133,500	14
610,000	614,000	76,500	12	750,000	755,000	104,500	13	900,000	905,000	134,500	14
614,000	618,000	77,300	12	755,000	760,000	105,500	13	905,000	910,000	135,500	14
618,000	622,000	78,100	12	760,000	765,000	106,500	14	910,000	915,000	136,500	15
622,000	626,000	78,900	12	765,000	770,000	107,500	14	915,000	920,000	137,500	15
626,000	630,000	79,700	12	770,000	775,000	108,500	14	920,000	925,000	138,500	15
630,000	634,000	80,500	12	775,000	780,000	109,500	14	925,000	930,000	139,500	15
634,000	638,000	81,300	12	780,000	785,000	110,500	14	930,000	935,000	140,500	15
638,000	642,000	82,100	12	785,000	790,000	111,500	14	935,000	940,000	141,500	15
642,000	646,000	82,900	12	790,000	795,000	112,500	14	940,000	945,000	142,500	15
646,000	650,000	83,700	12	795,000	800,000	113,500	14	945,000	950,000	143,500	15
650,000	655,000	84,500	13	800,000	805,000	114,500	14	950,000	955,000	144,500	15
655,000	660,000	85,500	13	805,000	810,000	115,500	14	955,000	960,000	145,500	15
660,000	665,000	86,500	13	810,000	815,000	116,500	14	960,000	965,000	146,500	15
665,000	670,000	87,500	13	815,000	820,000	117,500	14	965,000	970,000	147,500	15
670,000	675,000	88,500	13	820,000	825,000	118,500	14	970,000	975,000	148,500	15
675,000	680,000	89,500	13	825,000	830,000	119,500	14	975,000	980,000	149,500	15
680,000	685,000	90,500	13	830,000	835,000	120,500	14	980,000	985,000	150,500	15
685,000	690,000	91,500	13	835,000	840,000	121,500	14	985,000	990,000	151,500	15
690,000	695,000	92,500	13	840,000	845,000	122,500	14	990,000	995,000	152,500	15
695,000	700,000	93,500	13	845,000	850,000	123,500	14	995,000	1,000,000	153,500	15
700,000	705,000	94,500	13	850,000	855,000	124,500	14	1,000,000 円		154,500	15

(注) この表において「調整所得金額」とは、第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 第九十条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

別表第三 山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 2,000	円未満	円 0	円 41,000	円 42,000	円 3,800	円 97,000	円 99,000	円 9,200
2,000	3,000	100	42,000	43,000	3,900	99,000	101,000	9,400
3,000	4,000	200	43,000	44,000	4,000	101,000	103,000	9,500
4,000	5,000	300	44,000	45,000	4,100	103,000	105,000	9,700
5,000	6,000	400	45,000	46,000	4,200	105,000	107,000	9,900
6,000	7,000	500	46,000	47,000	4,300	107,000	109,000	10,100
7,000	8,000	600	47,000	48,000	4,400	109,000	111,000	10,300
8,000	9,000	700	48,000	49,000	4,500	111,000	113,000	10,500
9,000	10,000	800	49,000	50,000	4,600	113,000	115,000	10,700
10,000	11,000	900	50,000	51,000	4,700	115,000	117,000	10,900
11,000	12,000	1,000	51,000	52,000	4,800	117,000	119,000	11,100
12,000	13,000	1,100	52,000	53,000	4,900	119,000	121,000	11,300
13,000	14,000	1,200	53,000	54,000	5,000	121,000	123,000	11,400
14,000	15,000	1,300	54,000	55,000	5,100	123,000	125,000	11,600
15,000	16,000	1,400	55,000	56,000	5,200	125,000	127,000	11,800
16,000	17,000	1,500	56,000	57,000	5,300	127,000	129,000	12,000
17,000	18,000	1,600	57,000	58,000	5,400	129,000	131,000	12,200
18,000	19,000	1,700	58,000	59,000	5,500	131,000	133,000	12,400
19,000	20,000	1,800	59,000	60,000	5,600	133,000	135,000	12,600
20,000	21,000	1,900	60,000	61,000	5,700	135,000	137,000	12,800
21,000	22,000	1,900	61,000	62,000	5,700	137,000	139,000	13,000
22,000	23,000	2,000	62,000	63,000	5,800	139,000	141,000	13,200
23,000	24,000	2,100	63,000	64,000	5,900	141,000	143,000	13,300
24,000	25,000	2,200	64,000	65,000	6,000	143,000	145,000	13,500
25,000	26,000	2,300	65,000	67,000	6,100	145,000	147,000	13,700
26,000	27,000	2,400	67,000	69,000	6,300	147,000	149,000	13,900
27,000	28,000	2,500	69,000	71,000	6,500	149,000	151,000	14,100
28,000	29,000	2,600	71,000	73,000	6,700	151,000	153,000	14,300
29,000	30,000	2,700	73,000	75,000	6,900	153,000	155,000	14,500
30,000	31,000	2,800	75,000	77,000	7,100	155,000	157,000	14,700
31,000	32,000	2,900	77,000	79,000	7,300	157,000	159,000	14,900
32,000	33,000	3,000	79,000	81,000	7,500	159,000	161,000	15,100
33,000	34,000	3,100	81,000	83,000	7,600	161,000	163,000	15,200
34,000	35,000	3,200	83,000	85,000	7,800	163,000	165,000	15,400
35,000	36,000	3,300	85,000	87,000	8,000	165,000	167,000	15,600
36,000	37,000	3,400	87,000	89,000	8,200	167,000	169,000	15,800
37,000	38,000	3,500	89,000	91,000	8,400	169,000	171,000	16,000
38,000	39,000	3,600	91,000	93,000	8,600	171,000	173,000	16,200
39,000	40,000	3,700	93,000	95,000	8,800	173,000	175,000	16,400
40,000	41,000	3,800	95,000	97,000	9,000	175,000	177,000	16,600

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
177,000	179,000	16,800	288,000	291,000	27,800	414,000	418,000	39,300
179,000	181,000	17,000	291,000	294,000	27,600	418,000	422,000	39,700
181,000	183,000	17,100	294,000	297,000	27,900	422,000	426,000	40,000
183,000	185,000	17,300	297,000	300,000	28,200	426,000	430,000	40,400
185,000	187,000	17,500	300,000	303,000	28,500	430,000	434,000	40,800
187,000	189,000	17,700	303,000	306,000	28,700	434,000	438,000	41,200
189,000	191,000	17,900	306,000	309,000	29,000	438,000	442,000	41,600
191,000	193,000	18,100	309,000	312,000	29,300	442,000	446,000	41,900
193,000	195,000	18,300	312,000	315,000	29,600	446,000	450,000	42,300
195,000	198,000	18,500	315,000	318,000	29,900	450,000	454,000	42,700
198,000	201,000	18,800	318,000	321,000	30,200	454,000	458,000	43,100
201,000	204,000	19,000	321,000	324,000	30,400	458,000	462,000	43,500
204,000	207,000	19,300	324,000	327,000	30,700	462,000	466,000	43,800
207,000	210,000	19,600	327,000	330,000	31,000	466,000	470,000	44,200
210,000	213,000	19,900	330,000	333,000	31,300	470,000	474,000	44,600
213,000	216,000	20,200	333,000	336,000	31,600	474,000	478,000	45,000
216,000	219,000	20,500	336,000	339,000	31,900	478,000	482,000	45,400
219,000	222,000	20,800	339,000	342,000	32,200	482,000	486,000	45,700
222,000	225,000	21,000	342,000	345,000	32,400	486,000	490,000	46,100
225,000	228,000	21,300	345,000	348,000	32,700	490,000	494,000	46,500
228,000	231,000	21,600	348,000	351,000	33,000	494,000	498,000	46,900
231,000	234,000	21,900	351,000	354,000	33,300	498,000	502,000	47,300
234,000	237,000	22,200	354,000	357,000	33,600	502,000	506,000	47,700
237,000	240,000	22,500	357,000	360,000	33,900	506,000	510,000	48,100
240,000	243,000	22,800	360,000	363,000	34,200	510,000	514,000	48,500
243,000	246,000	23,000	363,000	366,000	34,400	514,000	518,000	48,900
246,000	249,000	23,300	366,000	369,000	34,700	518,000	522,000	49,300
249,000	252,000	23,600	369,000	372,000	35,000	522,000	526,000	49,700
252,000	255,000	23,900	372,000	375,000	35,300	526,000	530,000	50,100
255,000	258,000	24,200	375,000	378,000	35,600	530,000	534,000	50,500
258,000	261,000	24,500	378,000	381,000	35,900	534,000	538,000	50,900
261,000	264,000	24,700	381,000	384,000	36,100	538,000	542,000	51,300
264,000	267,000	25,000	384,000	387,000	36,400	542,000	546,000	51,700
267,000	270,000	25,300	387,000	390,000	36,700	546,000	550,000	52,100
270,000	273,000	25,600	390,000	394,000	37,000	550,000	554,000	52,500
273,000	276,000	25,900	394,000	398,000	37,400	554,000	558,000	52,900
276,000	279,000	26,200	398,000	402,000	37,800	558,000	562,000	53,300
279,000	282,000	26,500	402,000	406,000	38,100	562,000	566,000	53,700
282,000	285,000	26,700	406,000	410,000	38,500	566,000	570,000	54,100
285,000	288,000	27,000	410,000	414,000	38,900	570,000	574,000	54,500

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 574,000	円 578,000	円 54,900	円 705,000	円 710,000	円 68,000	円 855,000	円 860,000	円 83,000
578,000	582,000	55,300	710,000	715,000	68,500	860,000	865,000	83,500
582,000	586,000	55,700	715,000	720,000	69,000	865,000	870,000	84,000
586,000	590,000	56,100	720,000	725,000	69,500	870,000	875,000	84,500
590,000	594,000	56,500	725,000	730,000	70,000	875,000	880,000	85,000
594,000	598,000	56,900	730,000	735,000	70,500	880,000	885,000	85,500
598,000	602,000	57,300	735,000	740,000	71,000	885,000	890,000	86,000
602,000	606,000	57,700	740,000	745,000	71,500	890,000	895,000	86,500
606,000	610,000	58,100	745,000	750,000	72,000	895,000	900,000	87,000
610,000	614,000	58,500	750,000	755,000	72,500	900,000	905,000	87,500
614,000	618,000	58,900	755,000	760,000	73,000	905,000	910,000	88,000
618,000	622,000	59,300	760,000	765,000	73,500	910,000	915,000	88,500
622,000	626,000	59,700	765,000	770,000	74,000	915,000	920,000	89,000
626,000	630,000	60,100	770,000	775,000	74,500	920,000	925,000	89,500
630,000	634,000	60,500	775,000	780,000	75,000	925,000	930,000	90,000
634,000	638,000	60,900	780,000	785,000	75,500	930,000	935,000	90,500
638,000	642,000	61,300	785,000	790,000	76,000	935,000	940,000	91,000
642,000	646,000	61,700	790,000	795,000	76,500	940,000	945,000	91,500
646,000	650,000	62,100	795,000	800,000	77,000	945,000	950,000	92,000
650,000	655,000	62,500	800,000	805,000	77,500	950,000	955,000	92,500
655,000	660,000	63,000	805,000	810,000	78,000	955,000	960,000	93,000
660,000	665,000	63,500	810,000	815,000	78,500	960,000	965,000	93,500
665,000	670,000	64,000	815,000	820,000	79,000	965,000	970,000	94,000
670,000	675,000	64,500	820,000	825,000	79,500	970,000	975,000	94,500
675,000	680,000	65,000	825,000	830,000	80,000	975,000	980,000	95,000
680,000	685,000	65,500	830,000	835,000	80,500	980,000	985,000	95,500
685,000	690,000	66,000	835,000	840,000	81,000	985,000	990,000	96,000
690,000	695,000	66,500	840,000	845,000	81,500	990,000	995,000	96,500
695,000	700,000	67,000	845,000	850,000	82,000	995,000	1,000,000	97,000
700,000	705,000	67,500	850,000	855,000	82,500	1,000,000 円		97,500

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ 甲 表

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲										乙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人		
以 上	未 満	税 額										税 額
円 26,500	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額の 1%に相当する 金額
26,500	27,000	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,100
27,000	27,500	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,200
27,500	28,000	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,200
28,000	28,500	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,300
28,500	29,000	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,400
29,000	29,500	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,500
29,500	30,000	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,600
30,000	30,500	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,700
30,500	31,000	440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,700
31,000	31,500	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,800
31,500	32,000	510	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,900
32,000	32,500	550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000
32,500	33,000	590	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,100
33,000	33,500	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
33,500	34,000	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
34,000	34,500	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
34,500	35,000	740	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400
35,000	35,500	780	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500
35,500	36,000	820	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,600
36,000	36,500	860	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,700
36,500	37,000	900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800
37,000	37,500	940	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,900
37,500	38,000	980	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000
38,000	38,500	1,020	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100
38,500	39,000	1,060	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,200
39,000	39,500	1,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,300
39,500	40,000	1,140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,300
40,000	40,500	1,180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,400
40,500	41,000	1,220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,500
41,000	41,500	1,260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,600
41,500	42,000	1,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,800
42,000	42,500	1,340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,900
42,500	43,000	1,380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,100
43,000	43,500	1,420	120	0	0	0	0	0	0	0	0	5,200
43,500	44,000	1,460	160	0	0	0	0	0	0	0	0	5,400
44,000	44,500	1,500	200	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500
44,500	45,000	1,540	230	0	0	0	0	0	0	0	0	5,700
45,000	45,500	1,580	270	0	0	0	0	0	0	0	0	5,900
45,500	46,000	1,620	310	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000
46,000	46,500	1,660	350	0	0	0	0	0	0	0	0	6,200
46,500	47,000	1,700	390	0	0	0	0	0	0	0	0	6,400
47,000	47,500	1,740	420	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500
47,500	48,000	1,780	460	0	0	0	0	0	0	0	0	6,700
48,000	48,500	1,820	500	0	0	0	0	0	0	0	0	6,900
48,500	49,000	1,860	540	0	0	0	0	0	0	0	0	7,000

イ 甲 表

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲										乙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人		
以 上	未 満	税 額										税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
49,000	49,500	1,900	580	0	0	0	0	0	0	0	0	7,200
49,500	50,000	1,940	610	0	0	0	0	0	0	0	0	7,400
50,000	50,500	1,980	650	0	0	0	0	0	0	0	0	8,000
50,500	51,000	2,020	690	0	0	0	0	0	0	0	0	
51,000	51,500	2,060	730	0	0	0	0	0	0	0	0	
51,500	52,000	2,100	770	130	0	0	0	0	0	0	0	
52,000	53,000	2,160	820	190	0	0	0	0	0	0	0	
53,000	54,000	2,240	900	270	0	0	0	0	0	0	0	
54,000	55,000	2,320	980	340	0	0	0	0	0	0	0	
55,000	56,000	2,400	1,060	420	0	0	0	0	0	0	0	
56,000	57,000	2,490	1,140	490	0	0	0	0	0	0	0	
57,000	58,000	2,610	1,220	570	0	0	0	0	0	0	0	
58,000	59,000	2,730	1,300	650	0	0	0	0	0	0	0	
59,000	60,000	2,850	1,380	720	0	0	0	0	0	0	0	
60,000	61,000	2,970	1,460	800	160	0	0	0	0	0	0	
61,000	62,000	3,090	1,540	880	240	0	0	0	0	0	0	
62,000	63,000	3,210	1,620	960	320	0	0	0	0	0	0	
63,000	64,000	3,330	1,700	1,040	390	0	0	0	0	0	0	
64,000	65,000	3,450	1,780	1,120	470	0	0	0	0	0	0	
65,000	66,000	3,570	1,860	1,200	540	0	0	0	0	0	0	
66,000	67,000	3,690	1,940	1,280	620	0	0	0	0	0	0	
67,000	68,000	3,810	2,020	1,360	700	0	0	0	0	0	0	
68,000	69,000	3,930	2,100	1,440	770	140	0	0	0	0	0	
69,000	70,000	4,050	2,180	1,520	850	220	0	0	0	0	0	
70,000	71,000	4,170	2,260	1,600	930	290	0	0	0	0	0	
71,000	72,000	4,290	2,340	1,680	1,010	370	0	0	0	0	0	
72,000	73,000	4,410	2,420	1,760	1,090	440	0	0	0	0	0	
73,000	74,000	4,530	2,500	1,840	1,170	520	0	0	0	0	0	
74,000	75,000	4,650	2,650	1,920	1,250	600	0	0	0	0	0	
75,000	76,000	4,780	2,780	2,000	1,340	680	0	0	0	0	0	
76,000	77,000	4,910	2,910	2,090	1,430	760	130	0	0	0	0	
77,000	78,000	5,050	3,050	2,180	1,520	850	210	0	0	0	0	
78,000	79,000	5,180	3,180	2,270	1,610	940	300	0	0	0	0	
79,000	80,000	5,320	3,320	2,360	1,700	1,030	380	0	0	0	0	
80,000	81,000	5,450	3,450	2,450	1,790	1,120	470	0	0	0	0	
81,000	82,000	5,590	3,590	2,590	1,880	1,210	560	0	0	0	0	
82,000	83,000	5,720	3,720	2,720	1,970	1,300	640	0	0	0	0	
83,000	84,000	5,860	3,860	2,860	2,060	1,390	730	0	0	0	0	
84,000	85,000	5,990	3,990	2,990	2,150	1,480	810	180	0	0	0	
85,000	86,000	6,130	4,130	3,130	2,240	1,570	900	260	0	0	0	
86,000	87,000	6,280	4,260	3,260	2,330	1,660	990	350	0	0	0	
87,000	88,000	6,460	4,400	3,400	2,420	1,750	1,080	440	0	0	0	
88,000	89,000	6,640	4,530	3,530	2,530	1,840	1,170	520	0	0	0	
89,000	90,000	6,820	4,670	3,670	2,670	1,930	1,260	610	0	0	0	
90,000	91,000	7,000	4,800	3,800	2,800	2,020	1,350	690	0	0	0	
91,000	92,000	7,180	4,940	3,940	2,940	2,110	1,440	780	140	0	0	
92,000	93,000	7,370	5,080	4,080	3,080	2,210	1,540	870	240	0	0	
93,000	94,000	7,570	5,230	4,230	3,230	2,310	1,640	970	330	0	0	
94,000	95,000	7,770	5,380	4,380	3,380	2,410	1,740	1,070	430	0	0	
95,000	96,000	7,970	5,530	4,530	3,530	2,530	1,840	1,170	520	0	0	

8,000円に、その
月の社会保険料
控除後の給与等
の金額のうち
50,000円をこえ
る金額の40%に
相当する金額を
加算した金額

8,000円に、その
月の社会保険料
控除後の給与等
の金額のうち
50,000円をこえ
る金額の40%に
相当する金額を
加算した金額

イ 甲 表
(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲										乙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人		
以 上	未 満	税 額										税 額
96,000	97,000	8,170	5,880	4,680	3,680	2,680	1,940	1,270	620	0	30,900 円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち100,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	
97,000	98,000	8,370	5,830	4,830	3,830	2,830	2,040	1,370	710	0		
98,000	99,000	8,570	5,980	4,980	3,980	2,980	2,140	1,470	810	170		
99,000	100,000	8,770	6,130	5,130	4,130	3,130	2,240	1,570	910	270		
100,000	101,000	8,970	6,310	5,280	4,280	3,280	2,340	1,670	1,010	360		
101,000	102,000	9,170	6,510	5,430	4,430	3,430	2,440	1,770	1,110	460	58,400 円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち150,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	
102,000	104,000	9,470	6,810	5,660	4,660	3,660	2,660	1,920	1,260	600		
104,000	106,000	9,870	7,210	5,960	4,960	3,960	2,960	2,120	1,460	790		
106,000	108,000	10,270	7,610	6,270	5,260	4,260	3,260	2,320	1,660	990		
108,000	110,000	10,670	8,010	6,670	5,560	4,560	3,560	2,560	1,860	1,190		
110,000	112,000	11,070	8,410	7,070	5,860	4,860	3,860	2,860	2,060	1,390		
112,000	114,000	11,470	8,810	7,470	6,160	5,160	4,160	3,160	2,260	1,590		
114,000	116,000	11,870	9,210	7,870	6,540	5,460	4,460	3,460	2,460	1,790		
116,000	118,000	12,270	9,610	8,270	6,940	5,760	4,760	3,760	2,760	1,990		
118,000	120,000	12,670	10,010	8,670	7,340	6,060	5,060	4,060	3,060	2,190		
120,000	122,000	13,120	10,410	9,070	7,740	6,410	5,360	4,360	3,360	2,390		
122,000	124,000	13,620	10,810	9,470	8,140	6,810	5,660	4,660	3,660	2,660		
124,000	126,000	14,120	11,210	9,870	8,540	7,210	5,960	4,960	3,960	2,960		
126,000	128,000	14,620	11,610	10,270	8,940	7,610	6,270	5,260	4,260	3,260		
128,000	130,000	15,120	12,010	10,670	9,340	8,010	6,670	5,560	4,560	3,560		
130,000	132,000	15,620	12,410	11,070	9,740	8,410	7,070	5,860	4,860	3,860		
132,000	134,000	16,120	12,810	11,470	10,140	8,810	7,470	6,160	5,160	4,160		
134,000	136,000	16,620	13,290	11,870	10,540	9,210	7,870	6,540	5,460	4,460		
136,000	138,000	17,120	13,790	12,270	10,940	9,610	8,270	6,940	5,760	4,760		
138,000	140,000	17,620	14,290	12,670	11,340	10,010	8,670	7,340	6,060	5,060		
140,000	142,000	18,120	14,790	13,120	11,740	10,410	9,070	7,740	6,410	5,360		
142,000	144,000	18,620	15,290	13,620	12,140	10,810	9,470	8,140	6,810	5,660		
144,000	146,000	19,120	15,790	14,120	12,540	11,210	9,870	8,540	7,210	5,960		
146,000	148,000	19,620	16,290	14,620	12,960	11,610	10,270	8,940	7,610	6,270		
148,000	150,000	20,120	16,790	15,120	13,460	12,010	10,670	9,340	8,010	6,670		
150,000	152,000	20,620	17,290	15,620	13,960	12,410	11,070	9,740	8,410	7,070	58,400 円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち150,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	
152,000	154,000	21,120	17,790	16,120	14,460	12,810	11,470	10,140	8,810	7,470		
154,000	156,000	21,620	18,290	16,620	14,960	13,290	11,870	10,540	9,210	7,870		
156,000	158,000	22,120	18,790	17,120	15,460	13,790	12,270	10,940	9,610	8,270		
158,000	160,000	22,620	19,290	17,620	15,960	14,290	12,670	11,340	10,010	8,670		
160,000	162,000	23,120	19,790	18,120	16,460	14,790	13,120	11,740	10,410	9,070		
162,000	164,000	23,620	20,290	18,620	16,960	15,290	13,620	12,140	10,810	9,470		
164,000	166,000	24,120	20,790	19,120	17,460	15,790	14,120	12,540	11,210	9,870		
166,000	168,000	24,620	21,290	19,620	17,960	16,290	14,620	12,960	11,610	10,270		
168,000	170,000	25,120	21,790	20,120	18,460	16,790	15,120	13,460	12,010	10,670		
170,000	172,000	26,090	22,290	20,620	18,960	17,290	15,620	13,960	12,410	11,070		
172,000	174,000	26,690	22,790	21,120	19,460	17,790	16,120	14,460	12,810	11,470		
174,000	176,000	27,290	23,290	21,620	19,960	18,290	16,620	14,960	13,290	11,870		
176,000	178,000	27,890	23,890	22,120	20,460	18,790	17,120	15,460	13,790	12,270		
178,000	180,000	28,490	24,490	22,620	20,960	19,290	17,620	15,960	14,290	12,670		
180,000	182,000	29,090	25,090	23,120	21,460	19,790	18,120	16,460	14,790	13,120		
182,000	184,000	29,690	25,690	23,620	21,960	20,290	18,620	16,960	15,290	13,620		
184,000	186,000	30,290	26,290	24,120	22,460	20,790	19,120	17,460	15,790	14,120		
186,000	188,000	30,890	26,890	24,620	22,960	21,290	19,620	17,960	16,290	14,620		
188,000	190,000	31,490	27,490	25,120	23,460	21,790	20,120	18,460	16,790	15,120		

イ 甲 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
190,000	192,000	32,090	28,090	26,090	24,090	22,290	20,620	18,960	17,290	15,620	
192,000	194,000	32,690	28,690	26,690	24,690	22,790	21,120	19,460	17,790	16,120	
194,000	196,000	33,290	29,290	27,290	25,290	23,290	21,620	19,960	18,290	16,620	
196,000	198,000	33,890	29,890	27,890	25,890	23,890	22,120	20,460	18,790	17,120	
198,000	200,000	34,490	30,490	28,490	26,490	24,490	22,620	20,960	19,290	17,620	
200,000 円		34,790	30,790	28,790	26,790	24,790	22,870	21,210	19,540	17,870	
200,000円をこえ 220,000円に満た ない金額		200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の 給与等の金額のうち 200,000 円をこえる金額の 30 %に相当する金額を加算した金額									
220,000 円		40,790	36,790	34,790	32,790	30,790	28,870	27,210	25,540	23,870	
220,000円をこえ 290,000円に満た ない金額		220,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の 給与等の金額のうち 220,000 円をこえる金額の 35 %に相当する金額を加算した金額									
290,000 円		65,290	61,290	59,290	57,290	55,290	53,370	51,710	50,040	48,370	
290,000円をこえ 370,000円に満た ない金額		290,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の 給与等の金額のうち 290,000 円をこえる金額の 40 %に相当する金額を加算した金額									
370,000 円		97,290	93,290	91,290	89,290	87,290	85,370	83,710	82,040	80,370	
370,000円をこえ 540,000円に満た ない金額		370,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の 給与等の金額のうち 370,000 円をこえる金額の 45 %に相当する金額を加算した金額									
540,000 円		173,790	169,790	167,790	165,790	163,790	161,870	160,210	158,540	156,870	292,400
540,000円をこえ 870,000円に満た ない金額		540,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の 給与等の金額のうち 540,000 円をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額									292,400 円に、その月の社会保険料控除後の 給与等の金額のうち 540,000 円をこえる金額の 65 %に相当する金額を加算した金額

イ 甲 表
(五)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙	
	扶 養 親 族 等 の 数										
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
870,000 円		338,790 ^円	334,790 ^円	332,790 ^円	330,790 ^円	328,790 ^円	326,870 ^円	325,210 ^円	323,540 ^円	321,870 ^円	
870,000 円をこえ 1,700,000 円に満 たない金額		870,000 円の場合の税額に、その月の 社会保険料控除後の 給与等の金額のうち 870,000 円をこえる金額の 55 %に相当する金額を加算した金額									
1,700,000 円		795,290 ^円	791,290 ^円	789,290 ^円	787,290 ^円	785,290 ^円	783,370 ^円	781,710 ^円	780,040 ^円	778,370 ^円	
1,700,000 円をこ える金額		1,700,000 円の場合の税額に、その月の 社会保険料控除後の 給与等の 金額のう ち 1,700,000 円をこえる金額の 60 %に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が 8 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 8 人の 場合の税額から、その 8 人をこ える 1 人ごとに 1,000 円を控除した金額											従たる給与につ いての扶養控除 等申告書が提出 されている場合に は、当該申告書 に記載された数 に、扶養親族等 の数 1 人ごとに 1,000 円を、上 の各欄によつて 求めた税額から 控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料(第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。以下同じ。)の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が 8 人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が 8 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が 8 人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が 8 人をこえる 1 人ごとに 1,000 円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに 1 人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者 1 人につき 1 人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等 1 人ごとに 1,000 円を控除した金額)が、その求める税額である。

ロ 乙 表

(一)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
34,500	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
34,500	35,000	110	0	0	0	0	0	0	0
35,000	35,500	150	0	0	0	0	0	0	0
35,500	36,000	180	0	0	0	0	0	0	0
36,000	36,500	220	0	0	0	0	0	0	0
36,500	37,000	260	0	0	0	0	0	0	0
37,000	37,500	300	0	0	0	0	0	0	0
37,500	38,000	340	0	0	0	0	0	0	0
38,000	38,500	370	0	0	0	0	0	0	0
38,500	39,000	410	0	0	0	0	0	0	0
39,000	39,500	450	0	0	0	0	0	0	0
39,500	40,000	490	0	0	0	0	0	0	0
40,000	40,500	530	0	0	0	0	0	0	0
40,500	41,000	560	0	0	0	0	0	0	0
41,000	41,500	600	0	0	0	0	0	0	0
41,500	42,000	640	0	0	0	0	0	0	0
42,000	42,500	680	0	0	0	0	0	0	0
42,500	43,000	720	0	0	0	0	0	0	0
43,000	43,500	750	120	0	0	0	0	0	0
43,500	44,000	790	160	0	0	0	0	0	0
44,000	44,500	830	200	0	0	0	0	0	0
44,500	45,000	870	230	0	0	0	0	0	0
45,000	45,500	910	270	0	0	0	0	0	0
45,500	46,000	950	310	0	0	0	0	0	0
46,000	46,500	990	350	0	0	0	0	0	0
46,500	47,000	1,030	390	0	0	0	0	0	0
47,000	47,500	1,070	420	0	0	0	0	0	0
47,500	48,000	1,110	460	0	0	0	0	0	0
48,000	48,500	1,150	500	0	0	0	0	0	0
48,500	49,000	1,190	540	0	0	0	0	0	0
49,000	49,500	1,230	580	0	0	0	0	0	0
49,500	50,000	1,270	610	0	0	0	0	0	0
50,000	50,500	1,310	650	0	0	0	0	0	0
50,500	51,000	1,350	690	0	0	0	0	0	0
51,000	51,500	1,390	730	0	0	0	0	0	0
51,500	52,000	1,430	770	130	0	0	0	0	0
52,000	53,000	1,490	820	190	0	0	0	0	0
53,000	54,000	1,570	900	270	0	0	0	0	0
54,000	55,000	1,650	980	340	0	0	0	0	0
55,000	56,000	1,730	1,060	420	0	0	0	0	0
56,000	57,000	1,810	1,140	490	0	0	0	0	0
57,000	58,000	1,890	1,220	570	0	0	0	0	0
58,000	59,000	1,970	1,300	650	0	0	0	0	0
59,000	60,000	2,050	1,380	720	0	0	0	0	0
60,000	61,000	2,130	1,460	800	160	0	0	0	0
61,000	62,000	2,210	1,540	880	240	0	0	0	0
62,000	63,000	2,290	1,620	960	320	0	0	0	0
63,000	64,000	2,370	1,700	1,040	390	0	0	0	0
64,000	65,000	2,450	1,780	1,120	470	0	0	0	0
65,000	66,000	2,570	1,860	1,200	540	0	0	0	0
66,000	67,000	2,690	1,940	1,280	620	0	0	0	0

ロ 乙 表

(二)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
67,000	68,000	2,810	2,020	1,360	700	0	0	0	0
68,000	69,000	2,930	2,100	1,440	770	140	0	0	0
69,000	70,000	3,050	2,180	1,520	850	220	0	0	0
70,000	71,000	3,170	2,260	1,600	930	290	0	0	0
71,000	72,000	3,290	2,340	1,680	1,010	370	0	0	0
72,000	73,000	3,410	2,420	1,760	1,090	440	0	0	0
73,000	74,000	3,530	2,500	1,840	1,170	520	0	0	0
74,000	75,000	3,650	2,580	1,920	1,250	600	0	0	0
75,000	76,000	3,780	2,780	2,000	1,340	680	0	0	0
76,000	77,000	3,910	2,910	2,090	1,430	760	130	0	0
77,000	78,000	4,050	3,050	2,180	1,520	850	210	0	0
78,000	79,000	4,180	3,180	2,270	1,610	940	300	0	0
79,000	80,000	4,320	3,320	2,360	1,700	1,030	380	0	0
80,000	81,000	4,450	3,450	2,450	1,790	1,120	470	0	0
81,000	82,000	4,590	3,590	2,590	1,880	1,210	560	0	0
82,000	83,000	4,720	3,720	2,720	1,970	1,300	640	0	0
83,000	84,000	4,860	3,860	2,860	2,060	1,390	730	0	0
84,000	85,000	4,990	3,990	2,990	2,150	1,480	810	180	0
85,000	86,000	5,130	4,130	3,130	2,240	1,570	900	260	0
86,000	87,000	5,260	4,260	3,260	2,330	1,660	990	350	0
87,000	88,000	5,400	4,400	3,400	2,420	1,750	1,080	440	0
88,000	89,000	5,530	4,530	3,530	2,530	1,840	1,170	520	0
89,000	90,000	5,670	4,670	3,670	2,670	1,930	1,260	610	0
90,000	91,000	5,800	4,800	3,800	2,800	2,020	1,350	690	0
91,000	92,000	5,940	4,940	3,940	2,940	2,110	1,440	780	140
92,000	93,000	6,080	5,080	4,080	3,080	2,210	1,540	870	240
93,000	94,000	6,240	5,230	4,230	3,230	2,310	1,640	970	330
94,000	95,000	6,440	5,380	4,380	3,380	2,410	1,740	1,070	430
95,000	96,000	6,640	5,530	4,530	3,530	2,530	1,840	1,170	520
96,000	97,000	6,840	5,680	4,680	3,680	2,680	1,940	1,270	620
97,000	98,000	7,040	5,830	4,830	3,830	2,830	2,040	1,370	710
98,000	99,000	7,240	5,980	4,980	3,980	2,980	2,140	1,470	810
99,000	100,000	7,440	6,130	5,130	4,130	3,130	2,240	1,570	910
100,000	101,000	7,640	6,310	5,280	4,280	3,280	2,340	1,670	1,010
101,000	102,000	7,840	6,510	5,430	4,430	3,430	2,440	1,770	1,110
102,000	104,000	8,140	6,810	5,660	4,660	3,660	2,660	1,920	1,260
104,000	106,000	8,540	7,210	5,960	4,960	3,960	2,960	2,120	1,460
106,000	108,000	8,940	7,610	6,270	5,260	4,260	3,260	2,320	1,660
108,000	110,000	9,340	8,010	6,670	5,560	4,560	3,560	2,560	1,860
110,000	112,000	9,740	8,410	7,070	5,860	4,860	3,860	2,860	2,060
112,000	114,000	10,140	8,810	7,470	6,160	5,160	4,160	3,160	2,260
114,000	116,000	10,540	9,210	7,870	6,540	5,460	4,460	3,460	2,460
116,000	118,000	10,940	9,610	8,270	6,940	5,760	4,760	3,760	2,760
118,000	120,000	11,340	10,010	8,670	7,340	6,060	5,060	4,060	3,060
120,000	122,000	11,740	10,410	9,070	7,740	6,410	5,360	4,360	3,360
122,000	124,000	12,140	10,810	9,470	8,140	6,810	5,660	4,660	3,660
124,000	126,000	12,540	11,210	9,870	8,540	7,210	5,960	4,960	3,960
126,000	128,000	12,960	11,610	10,270	8,940	7,610	6,270	5,260	4,260
128,000	130,000	13,460	12,010	10,670	9,340	8,010	6,670	5,560	4,560
130,000	132,000	13,960	12,410	11,070	9,740	8,410	7,070	5,860	4,860

□ 乙 表

(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
132,000	134,000	14,460	12,810	11,470	10,140	8,810	7,470	6,160	5,160
134,000	136,000	14,960	13,290	11,870	10,540	9,210	7,870	6,540	5,460
136,000	138,000	15,460	13,790	12,270	10,940	9,610	8,270	6,940	5,760
138,000	140,000	15,960	14,290	12,670	11,340	10,010	8,670	7,340	6,060
140,000	142,000	16,460	14,790	13,120	11,740	10,410	9,070	7,740	6,410
142,000	144,000	16,960	15,290	13,620	12,140	10,810	9,470	8,140	6,810
144,000	146,000	17,460	15,790	14,120	12,540	11,210	9,870	8,540	7,210
146,000	148,000	17,960	16,290	14,620	12,960	11,610	10,270	8,940	7,610
148,000	150,000	18,460	16,790	15,120	13,460	12,010	10,670	9,340	8,010
150,000	152,000	18,960	17,290	15,620	13,960	12,410	11,070	9,740	8,410
152,000	154,000	19,460	17,790	16,120	14,460	12,810	11,470	10,140	8,810
154,000	156,000	19,960	18,290	16,620	14,960	13,290	11,870	10,540	9,210
156,000	158,000	20,460	18,790	17,120	15,460	13,790	12,270	10,940	9,610
158,000	160,000	20,960	19,290	17,620	15,960	14,290	12,670	11,340	10,010
160,000	162,000	21,460	19,790	18,120	16,460	14,790	13,120	11,740	10,410
162,000	164,000	21,960	20,290	18,620	16,960	15,290	13,620	12,140	10,810
164,000	166,000	22,460	20,790	19,120	17,460	15,790	14,120	12,540	11,210
166,000	168,000	22,960	21,290	19,620	17,960	16,290	14,620	12,960	11,610
168,000	170,000	23,460	21,790	20,120	18,460	16,790	15,120	13,460	12,010
170,000	172,000	24,090	22,290	20,620	18,960	17,290	15,620	13,960	12,410
172,000	174,000	24,690	22,790	21,120	19,460	17,790	16,120	14,460	12,810
174,000	176,000	25,290	23,290	21,620	19,960	18,290	16,620	14,960	13,290
176,000	178,000	25,890	23,890	22,120	20,460	18,790	17,120	15,460	13,790
178,000	180,000	26,490	24,490	22,620	20,960	19,290	17,620	15,960	14,290
180,000	182,000	27,090	25,090	23,120	21,460	19,790	18,120	16,460	14,790
182,000	184,000	27,690	25,690	23,690	21,960	20,290	18,620	16,960	15,290
184,000	186,000	28,290	26,290	24,290	22,460	20,790	19,120	17,460	15,790
186,000	188,000	28,890	26,890	24,890	22,960	21,290	19,620	17,960	16,290
188,000	190,000	29,490	27,490	25,490	23,490	21,790	20,120	18,460	16,790
190,000	192,000	30,090	28,090	26,090	24,090	22,290	20,620	18,960	17,290
192,000	194,000	30,690	28,690	26,690	24,690	22,790	21,120	19,460	17,790
194,000	196,000	31,290	29,290	27,290	25,290	23,290	21,620	19,960	18,290
196,000	198,000	31,890	29,890	27,890	25,890	23,890	22,120	20,460	18,790
198,000	200,000	32,490	30,490	28,490	26,490	24,490	22,620	20,960	19,290
200,000 円		32,790	30,790	28,790	26,790	24,790	22,870	21,210	19,540
200,000 円をこえない金額	200,000 円に満たない金額	200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 200,000 円をこえる金額の 30% に相当する金額を加算した金額							
220,000 円		円 38,790	円 36,790	円 34,790	円 32,790	円 30,790	円 28,870	円 27,210	円 25,540
220,000 円をこえない金額	220,000 円に満たない金額	220,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 220,000 円をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額							

ロ 乙 表

(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶 養 親 族 の 数							
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上 未 満	税 額							
290,000 円	63,290 ^円	61,290 ^円	59,290 ^円	57,290 ^円	55,290 ^円	53,370 ^円	51,710 ^円	50,040 ^円
290,000 円をこえ 370,000 円に満た ない金額	290,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 290,000 円をこえる金額の 40 % に相当する金額を加算した金額							
370,000 円	95,290 ^円	93,290 ^円	91,290 ^円	89,290 ^円	87,290 ^円	85,370 ^円	83,710 ^円	82,040 ^円
370,000 円をこえ 540,000 円に満た ない金額	370,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 370,000 円をこえる金額の 45 % に相当する金額を加算した金額							
540,000 円	171,790 ^円	169,790 ^円	167,790 ^円	165,790 ^円	163,790 ^円	161,870 ^円	160,210 ^円	158,540 ^円
540,000 円をこえ 870,000 円に満た ない金額	540,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 540,000 円をこえる金額の 50 % に相当する金額を加算した金額							
870,000 円	336,790 ^円	334,790 ^円	332,790 ^円	330,790 ^円	328,790 ^円	326,870 ^円	325,210 ^円	323,540 ^円
870,000 円をこえ 1,700,000 円に満 たない金額	870,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 870,000 円をこえる金額の 55 % に相当する金額を加算した金額							
1,700,000 円	793,290 ^円	791,290 ^円	789,290 ^円	787,290 ^円	785,290 ^円	783,370 ^円	781,710 ^円	780,040 ^円
1,700,000 円をこ える金額	1,700,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,700,000 円をこえる金額の 60 % に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が 8 人をこえる場合には、扶養親族の数が 8 人の場合の税額から、その 8 人をこえる 1 人ごとに 1,000 円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が 8 人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が 8 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が 8 人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 8 人をこえる 1 人ごとに 1,000 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告

書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたときは、扶養親族の數にこれらの一に該当することに1人を加算した數を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の數にその障害者1人につき1人を加算した數を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の數とする。

- (二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当することに扶養親族が1人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表
(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲											乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人				
以 上	未 満	税 額											税 額	税 額
円 880	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
880	900	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
900	920	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
920	940	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
940	960	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0
960	980	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0
980	1,000	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0
1,000	1,020	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0
1,020	1,040	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0
1,040	1,060	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,060	1,080	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,080	1,100	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,100	1,120	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
1,120	1,140	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
1,140	1,160	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
1,160	1,180	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,180	1,200	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,200	1,220	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,220	1,240	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,240	1,260	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,260	1,280	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,280	1,300	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
1,300	1,320	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
1,320	1,340	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,340	1,360	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,360	1,380	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,380	1,400	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	160	0
1,400	1,420	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	160	0
1,420	1,440	45	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	170	0
1,440	1,460	45	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0
1,460	1,480	50	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0
1,480	1,500	50	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	190	0
1,500	1,550	55	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0
1,550	1,600	55	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0
1,600	1,650	60	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	230	0
1,650	1,700	65	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	0
1,700	1,750	70	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	280	0
1,750	1,800	75	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0	280	0
1,800	1,850	75	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0	280	0
1,850	1,900	80	35	15	0	0	0	0	0	0	0	0	280	0
1,900	1,950	85	40	20	0	0	0	0	0	0	0	0	280	0
1,950	2,000	90	45	25	0	0	0	0	0	0	0	0	280	0
2,000	2,050	100	50	25	5	0	0	0	0	0	0	0	280	0
2,050	2,100	105	50	30	10	0	0	0	0	0	0	0	280	0
2,100	2,150	110	55	35	15	0	0	0	0	0	0	0	280	0
2,150	2,200	115	60	40	15	0	0	0	0	0	0	0	280	0

280円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,700円を超える金額を加算した金額

イ 甲 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲										乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人			
以 上	未 満	税 額										税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2,200	2,250	120	65	40	20	0	0	0	0	0	0	0	
2,250	2,300	130	70	45	25	5	0	0	0	0	0	0	
2,300	2,350	135	70	50	30	5	0	0	0	0	0	0	
2,350	2,400	140	75	55	30	10	0	0	0	0	0	0	
2,400	2,450	145	80	60	35	15	0	0	0	0	0	0	
2,450	2,500	150	85	60	40	20	0	0	0	0	0	0	
2,500	2,550	160	90	65	45	20	0	0	0	0	0	0	
2,550	2,600	165	100	70	50	25	5	0	0	0	0	0	
2,600	2,650	170	105	75	55	30	10	0	0	0	0	0	
2,650	2,700	180	110	80	60	35	15	0	0	0	0	0	
2,700	2,750	185	120	85	60	40	20	0	0	0	0	3	
2,750	2,800	195	125	90	65	45	25	0	0	0	0	7	
2,800	2,850	200	135	100	70	50	25	5	0	0	0	10	
2,850	2,900	205	140	105	75	55	30	10	0	0	0	14	
2,900	2,950	215	145	115	80	60	35	15	0	0	0	18	
2,950	3,000	225	155	120	85	60	40	20	0	0	0	22	
3,000	3,050	235	160	125	95	65	45	25	0	0	0	26	
3,050	3,100	245	165	135	100	70	50	25	5	0	0	29	
3,100	3,150	255	175	140	105	75	55	30	10	0	0	33	
3,150	3,200	265	180	150	115	80	60	35	15	0	0	37	
3,200	3,250	275	190	155	120	90	65	40	20	0	0	41	
3,250	3,300	285	195	165	130	95	70	45	25	5	0	45	
3,300	3,400	300	210	175	140	105	75	55	30	10	0	49	
3,400	3,500	320	230	190	155	120	90	65	40	20	0	57	
3,500	3,600	340	250	205	170	135	105	75	50	30	0	66	
3,600	3,700	360	270	225	185	150	120	85	60	40	0	75	
3,700	3,800	380	290	245	200	165	135	100	70	50	0	84	
3,800	3,900	400	310	265	220	180	150	115	80	60	0	93	
3,900	4,000	420	330	285	240	195	165	130	95	70	0	102	
4,000	4,100	440	350	305	260	215	180	145	110	80	0	111	
4,100	4,200	465	370	325	280	235	195	160	125	95	0	124	
4,200	4,300	490	390	345	300	255	210	175	140	110	0	138	
4,300	4,400	515	410	365	320	275	230	190	155	125	0	153	
4,400	4,500	540	430	385	340	295	250	205	170	140	0	168	
4,500	4,600	565	455	405	360	315	270	225	185	155	0	183	
4,600	4,700	590	480	425	380	335	290	245	200	170	0	198	
4,700	4,800	615	505	450	400	355	310	265	220	185	0	213	
4,800	4,900	640	530	475	420	375	330	285	240	200	0	228	
4,900	5,000	665	555	500	445	395	350	305	260	215	0	243	
5,000	5,100	690	580	525	470	415	370	325	280	235	0	258	
5,100	5,200	715	605	550	495	435	390	345	300	255	0	273	
5,200	5,300	740	630	575	520	460	410	365	320	275	0	290	
5,300	5,400	765	655	600	545	485	430	385	340	295	0	310	
5,400	5,500	795	680	625	570	510	455	405	360	315	0	330	
5,500	5,600	825	705	650	595	535	480	425	380	335	0	350	
5,600	5,700	855	730	675	620	560	505	450	400	355	0	370	
5,700	5,800	885	755	700	645	585	530	475	420	375	0	390	
5,800	5,900	915	780	725	670	610	555	500	445	395	0	410	
5,900	6,000	945	810	750	695	635	580	525	470	415	0	430	
6,000	6,100	975	840	775	720	660	605	550	495	440	0	450	

イ 甲 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲										乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人			
以 上	未 満	税 額										税 額	税 額
円 6,100	円 6,200	円 1,005	円 870	円 805	円 745	円 685	円 630	円 575	円 520	円 465	円 470		
円 6,200	円 6,300	円 1,035	円 900	円 835	円 770	円 710	円 655	円 600	円 545	円 490	円 490		
円 6,300	円 6,400	円 1,065	円 930	円 865	円 795	円 735	円 680	円 625	円 570	円 515	円 510		
円 6,400	円 6,500	円 1,095	円 960	円 895	円 825	円 760	円 705	円 650	円 595	円 540	円 530		
6,500円		1,110	975	910	840	775	720	665	605	550	550		
6,500円をこえ 7,500円に満た ない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額										550円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち6,500 円をこえる 金額の25% に相当する 金額を加算 した金額	
7,500円		1,410	1,275	1,210	1,140	1,075	1,020	965	905	850			
7,500円をこえ 9,500円に満た ない金額		7,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額											
9,500円		2,110	1,975	1,910	1,840	1,775	1,720	1,665	1,605	1,550	1,300		
9,500円をこえ 12,500円に満た ない金額		9,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち9,500円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額										1,300円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち9,500 円をこえる 金額の30% に相当する 金額を加算 した金額	
12,500円		3,310	3,175	3,110	3,040	2,975	2,920	2,865	2,805	2,750			
12,500円をこえ 18,000円に満た ない金額		12,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,500円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											
18,000円		5,785	5,650	5,585	5,515	5,450	5,395	5,340	5,280	5,225	9,740		
18,000円をこえ 29,000円に満た ない金額		18,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額										9,740円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち18,000 円をこえる 金額の65% に相当する 金額を加算 した金額	

イ 甲 表
(四)

その日の社会 保険料控除後の 給与等の金額	甲										乙	丙	
	扶 養 親 族 等 の 数												
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人				
以 上	未 満	税 額										税 額	税 額
29,000 円		11,285 ^円	11,150 ^円	11,085 ^円	11,015 ^円	10,950 ^円	10,895 ^円	10,840 ^円	10,780 ^円	10,725 ^円			
29,000 円をこ え 56,500 円に 満たない金額		29,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち 29,000 円をこえる金額の 55% に相当する金額を加算した金額											
56,500 円		26,410 ^円	26,275 ^円	26,210 ^円	26,140 ^円	26,075 ^円	26,020 ^円	25,965 ^円	25,905 ^円	25,850 ^円			
56,500 円をこ える金額		56,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち 56,500 円をこえる金額の 60% に相当する金額を加算した金額											
扶養親族等の数が 8 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 8 人の場合の税額から、 その 8 人をこえる 1 人ごとに 35 円を控除した金額												従たる給与 についての 扶養控除等 申告書が提 出されている 場合には、当該申 告書に記載 された扶養 親族等の数 に応じ、扶 養親族等 1 人ごとに 35 円を、上の 各欄によつ て求めた税 額から控除 した金額	—

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が 8 人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が 8 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が 8 人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が 8 人をこえる 1 人ごとに 35 円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当

該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

(1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに35円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2) 日雇労働者の受ける給与等（第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

ロ 乙 表

(一)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円 1,160	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
1,160	1,180	5	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	5	0	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	5	0	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	10	0	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	10	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	10	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	15	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	15	0	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	15	0	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	20	0	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	20	0	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	20	0	0	0	0	0	0	0
1,400	1,420	20	0	0	0	0	0	0	0
1,420	1,440	25	0	0	0	0	0	0	0
1,440	1,460	25	5	0	0	0	0	0	0
1,460	1,480	25	5	0	0	0	0	0	0
1,480	1,500	30	5	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	30	10	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	35	15	0	0	0	0	0	0
1,600	1,650	40	15	0	0	0	0	0	0
1,650	1,700	45	20	0	0	0	0	0	0
1,700	1,750	45	25	5	0	0	0	0	0
1,750	1,800	50	30	5	0	0	0	0	0
1,800	1,850	55	30	10	0	0	0	0	0
1,850	1,900	60	35	15	0	0	0	0	0
1,900	1,950	65	40	20	0	0	0	0	0
1,950	2,000	65	45	25	0	0	0	0	0
2,000	2,050	70	50	25	5	0	0	0	0
2,050	2,100	75	50	30	10	0	0	0	0
2,100	2,150	80	55	35	15	0	0	0	0
2,150	2,200	85	60	40	15	0	0	0	0
2,200	2,250	90	65	40	20	0	0	0	0
2,250	2,300	95	70	45	25	5	0	0	0
2,300	2,350	100	70	50	30	5	0	0	0
2,350	2,400	105	75	55	30	10	0	0	0
2,400	2,450	115	80	60	35	15	0	0	0
2,450	2,500	120	85	60	40	20	0	0	0
2,500	2,550	125	90	65	45	20	0	0	0
2,550	2,600	130	100	70	50	25	5	0	0
2,600	2,650	140	105	75	55	30	10	0	0
2,650	2,700	145	110	80	55	35	15	0	0
2,700	2,750	150	120	85	60	40	20	0	0
2,750	2,800	160	125	90	65	45	25	0	0
2,800	2,850	165	135	100	70	50	25	5	0
2,850	2,900	175	140	105	75	55	30	10	0

ロ 乙 表

(二)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,900	2,950	180	145	115	80	60	35	15	0
2,950	3,000	185	155	120	85	60	40	20	0
3,000	3,050	195	160	125	95	65	45	25	0
3,050	3,100	200	165	135	100	70	50	25	5
3,100	3,150	210	175	140	105	75	55	30	10
3,150	3,200	220	180	150	115	80	60	35	15
3,200	3,250	230	190	155	120	90	65	40	20
3,250	3,300	240	195	165	130	95	70	45	25
3,300	3,400	255	210	175	140	105	75	55	30
3,400	3,500	275	230	190	155	120	90	65	40
3,500	3,600	295	250	205	170	135	105	75	50
3,600	3,700	315	270	225	185	150	120	85	60
3,700	3,800	335	290	245	200	165	135	100	70
3,800	3,900	355	310	265	220	180	150	115	80
3,900	4,000	375	330	285	240	195	165	130	95
4,000	4,100	395	350	305	260	215	180	145	110
4,100	4,200	415	370	325	280	235	195	160	125
4,200	4,300	435	390	345	300	255	210	175	140
4,300	4,400	460	410	365	320	275	230	190	155
4,400	4,500	485	430	385	340	295	250	205	170
4,500	4,600	510	455	405	360	315	270	225	185
4,600	4,700	535	480	425	380	335	290	245	200
4,700	4,800	560	505	450	400	355	310	265	220
4,800	4,900	585	530	475	420	375	330	285	240
4,900	5,000	610	555	500	440	395	350	305	260
5,000	5,100	635	580	525	465	415	370	325	280
5,100	5,200	660	605	550	490	435	390	345	300
5,200	5,300	685	630	575	515	460	410	365	320
5,300	5,400	710	655	600	540	485	430	385	340
5,400	5,500	735	680	625	565	510	455	405	360
5,500	5,600	760	705	650	590	535	480	425	380
5,600	5,700	785	730	675	615	560	505	450	400
5,700	5,800	815	755	700	640	585	530	475	420
5,800	5,900	845	780	725	665	610	555	500	445
5,900	6,000	875	810	750	690	635	580	525	470
6,000	6,100	905	840	775	715	660	605	550	495
6,100	6,200	935	870	805	740	685	630	575	520
6,200	6,300	965	900	835	765	710	655	600	545
6,300	6,400	995	930	865	795	735	680	625	570
6,400	6,500	1,025	960	895	825	760	705	650	595
6,500 円		1,040	975	910	840	775	720	665	605
6,500 円 を こえ 7,500 円 に 満 た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 6,500 円を こえる金額の 30 % に相当する金額を加算した金額								
7,500 円		1,340	1,275	1,210	1,140	1,075	1,020	965	905
7,500 円 を こえ 9,500 円 に 満 た ない金額	7,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 7,500 円を こえる金額の 35 % に相当する金額を加算した金額								

ロ 乙 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
9,500 円		2,040 ^円	1,975 ^円	1,910 ^円	1,840 ^円	1,775 ^円	1,720 ^円	1,665 ^円	1,605 ^円
9,500 円 を こ え 12,500 円 に 満 た な い 金 額		9,500 円 の 場 合 の 税 額 に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 9,500 円 を こ え る 金 額 の 40 % に 相 当 す る 金 額 を 加 算 し た 金 額							
12,500 円		3,240 ^円	3,175 ^円	3,110 ^円	3,040 ^円	2,975 ^円	2,920 ^円	2,865 ^円	2,805 ^円
12,500 円 を こ え 18,000 円 に 満 た な い 金 額		12,500 円 の 場 合 の 税 額 に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 12,500 円 を こ え る 金 額 の 45 % に 相 当 す る 金 額 を 加 算 し た 金 額							
18,000 円		5,715 ^円	5,650 ^円	5,585 ^円	5,515 ^円	5,450 ^円	5,395 ^円	5,340 ^円	5,280 ^円
18,000 円 を こ え 29,000 円 に 満 た な い 金 額		18,000 円 の 場 合 の 税 額 に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 18,000 円 を こ え る 金 額 の 50 % に 相 当 す る 金 額 を 加 算 し た 金 額							
29,000 円		11,215 ^円	11,150 ^円	11,085 ^円	11,015 ^円	10,950 ^円	10,895 ^円	10,840 ^円	10,780 ^円
29,000 円 を こ え 56,500 円 に 満 た な い 金 額		29,000 円 の 場 合 の 税 額 に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 29,000 円 を こ え る 金 額 の 55 % に 相 当 す る 金 額 を 加 算 し た 金 額							
56,500 円		26,340 ^円	26,275 ^円	26,210 ^円	26,140 ^円	26,075 ^円	26,020 ^円	25,965 ^円	25,905 ^円
56,500 円 を こ え る 金 額		56,500 円 の 場 合 の 税 額 に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 56,500 円 を こ え る 金 額 の 60 % に 相 当 す る 金 額 を 加 算 し た 金 額							
扶養親族の数が 8 人をこえる場合には、扶養親族の数が 8 人の場合の税額から、その 8 人をこえる 1 人ごとに 35 円を控除した金額									

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を

控除した金額を求める。

- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人をこえる1人ごとに35円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。
- (イ) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(イ)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙	
5 人		6 人		7 人		8 人 以 上					
後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
59千円未満		65千円未満		71千円未満		76千円未満					
59	63	65	69	71	75	76	80				
63	67	69	73	75	79	80	85				
67	72	73	78	79	84	85	91				
72	78	78	83	84	88	91	94				
78	85	83	90	88	96	94	101				
85	95	90	100	96	106	101	111	30千円未満			
95	100	100	106	106	112	111	118				
100	111	106	117	112	123	118	129				
111	122	117	128	123	134	129	140				
122	133	128	138	134	144	140	150	30		60	
133	150	138	156	144	161	150	167				
150	159	156	165	161	171	167	177				
159	177	165	183	171	189	177	195				
177	197	183	203	189	209	195	215				
197	216	203	222	209	227	215	233	60		100	
216	251	222	257	227	262	233	268				
251	288	257	294	262	300	268	305				
288	325	294	330	300	336	305	342	100		120	
325	384	330	390	336	396	342	403				
384	480	390	486	396	491	403	497	120		180	
480	576	486	583	491	590	497	596				
576	910	583	916	590	923	596	930	180		300	
910	1,743	916	1,750	923	1,756	930	1,763	300		570	
1,743	2,576	1,750	2,583	1,756	2,590	1,763	2,596	570		850	
2,576千円以上		2,583千円以上		2,590千円以上		2,596千円以上		850千円以上			

金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額

保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
率である。

当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数の障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。
た居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

である。

合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第

るときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額かは当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞与の 金額に 乗ずる 率	甲 族									
	扶 養 親					族				
	0	人	1	人	2	人	3	人	4	人
	前 月 の 社 会 保 険 料 控 除									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0	千円 20千円未満	千円 20千円未満	千円 33千円未満	千円 33千円未満	千円 40千円未満	千円 40千円未満	千円 46千円未満	千円 46千円未満	千円 53千円未満	千円 53千円未満
2	20	21	33	35	40	43	46	50	53	57
4	21	23	35	38	43	46	50	54	57	61
6	23	35	38	52	46	57	54	59	61	65
8	35	48	52	60	57	65	59	70	65	74
10	48	56	60	67	65	71	70	76	74	80
12	56	68	67	75	71	78	76	84	80	89
14	68	73	75	81	78	85	84	89	89	94
16	73	79	81	88	85	94	89	100	94	105
18	79	90	88	100	94	105	100	111	105	117
20	90	100	100	111	105	116	111	122	117	127
22	100	112	111	125	116	131	122	137	127	143
24	112	127	125	138	131	143	137	148	143	153
26	127	142	138	154	143	160	148	166	153	172
28	142	165	154	175	160	180	166	186	172	192
30	165	183	175	194	180	200	186	205	192	211
32	183	217	194	228	200	234	205	240	211	245
35	217	252	228	264	234	270	240	276	245	282
38	252	292	264	302	270	307	276	313	282	319
41	292	346	302	359	307	365	313	371	319	378
44	346	447	359	458	365	463	371	469	378	475
47	447	536	458	550	463	556	469	563	475	570
50	536	870	550	883	556	890	563	896	570	903
55	870	1,703	883	1,716	890	1,723	896	1,730	903	1,736
60	1,703	2,536	1,716	2,550	1,723	2,556	1,730	2,563	1,736	2,570
65	2,536千円以上		2,550千円以上		2,556千円以上		2,563千円以上		2,570千円以上	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘ずべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等のを求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該

当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)

を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にそ

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつ

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場
合の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、こ
三項の規定を含む。)により税額を計算する。(四) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められてい
ら控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又

別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
2,000	2,000	0	51,000	52,000	4,800	137,000	139,000	13,200
2,000	3,000	100	52,000	53,000	4,900	139,000	141,000	13,400
3,000	4,000	200	53,000	54,000	5,000	141,000	143,000	13,600
4,000	5,000	300	54,000	55,000	5,100	143,000	145,000	13,800
5,000	6,000	400	55,000	56,000	5,200	145,000	147,000	14,000
6,000	7,000	500	56,000	57,000	5,300	147,000	149,000	14,200
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,400	149,000	151,000	14,400
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,500	151,000	153,000	14,600
9,000	10,000	800	59,000	60,000	5,600	153,000	155,000	14,800
10,000	11,000	900	60,000	61,000	5,700	155,000	157,000	15,000
11,000	12,000	1,000	61,000	62,000	5,700	157,000	159,000	15,200
12,000	13,000	1,100	62,000	63,000	5,800	159,000	161,000	15,400
13,000	14,000	1,200	63,000	64,000	5,900	161,000	163,000	15,600
14,000	15,000	1,300	64,000	65,000	6,000	163,000	165,000	15,800
15,000	16,000	1,400	65,000	67,000	6,100	165,000	167,000	16,000
16,000	17,000	1,500	67,000	69,000	6,300	167,000	169,000	16,200
17,000	18,000	1,600	69,000	71,000	6,500	169,000	171,000	16,400
18,000	19,000	1,700	71,000	73,000	6,700	171,000	173,000	16,600
19,000	20,000	1,800	73,000	75,000	6,900	173,000	175,000	16,800
20,000	21,000	1,900	75,000	77,000	7,100	175,000	177,000	17,000
21,000	22,000	1,900	77,000	79,000	7,300	177,000	179,000	17,200
22,000	23,000	2,000	79,000	81,000	7,500	179,000	181,000	17,400
23,000	24,000	2,100	81,000	83,000	7,600	181,000	183,000	17,600
24,000	25,000	2,200	83,000	85,000	7,800	183,000	185,000	17,800
25,000	26,000	2,300	85,000	87,000	8,000	185,000	187,000	18,000
26,000	27,000	2,400	87,000	89,000	8,200	187,000	189,000	18,200
27,000	28,000	2,500	89,000	91,000	8,400	189,000	191,000	18,400
28,000	29,000	2,600	91,000	93,000	8,600	191,000	193,000	18,600
29,000	30,000	2,700	93,000	95,000	8,800	193,000	195,000	18,800
30,000	31,000	2,800	95,000	97,000	9,000	195,000	198,000	19,000
31,000	32,000	2,900	97,000	99,000	9,200	198,000	201,000	19,300
32,000	33,000	3,000	99,000	101,000	9,400	201,000	204,000	19,600
33,000	34,000	3,100	101,000	103,000	9,600	204,000	207,000	19,900
34,000	35,000	3,200	103,000	105,000	9,800	207,000	210,000	20,200
35,000	36,000	3,300	105,000	107,000	10,000	210,000	213,000	20,500
36,000	37,000	3,400	107,000	109,000	10,200	213,000	216,000	20,800
37,000	38,000	3,500	109,000	111,000	10,400	216,000	219,000	21,100
38,000	39,000	3,600	111,000	113,000	10,600	219,000	222,000	21,400
39,000	40,000	3,700	113,000	115,000	10,800	222,000	225,000	21,700
40,000	41,000	3,800	115,000	117,000	11,000	225,000	228,000	22,000
41,000	42,000	3,800	117,000	119,000	11,200	228,000	231,000	22,300
42,000	43,000	3,900	119,000	121,000	11,400	231,000	234,000	22,600
43,000	44,000	4,000	121,000	123,000	11,600	234,000	237,000	22,900
44,000	45,000	4,100	123,000	125,000	11,800	237,000	240,000	23,200
45,000	46,000	4,200	125,000	127,000	12,000	240,000	243,000	23,500
46,000	47,000	4,300	127,000	129,000	12,200	243,000	246,000	23,800
47,000	48,000	4,400	129,000	131,000	12,400	246,000	249,000	24,100
48,000	49,000	4,500	131,000	133,000	12,600	249,000	252,000	24,400
49,000	50,000	4,600	133,000	135,000	12,800	252,000	255,000	24,700
50,000	51,000	4,700	135,000	137,000	13,000	255,000	258,000	25,000

昭和四十三年四月四日 衆議院會議第二十号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
258,000	261,000	25,300	414,000	418,000	46,600	614,000	618,000	77,300
261,000	264,000	25,600	418,000	422,000	47,200	618,000	622,000	78,100
264,000	267,000	25,900	422,000	426,000	47,800	622,000	626,000	78,900
267,000	270,000	26,200	426,000	430,000	48,400	626,000	630,000	79,700
270,000	273,000	26,500	430,000	434,000	49,000	630,000	634,000	80,500
273,000	276,000	26,800	434,000	438,000	49,600	634,000	638,000	81,300
276,000	279,000	27,100	438,000	442,000	50,200	638,000	642,000	82,100
279,000	282,000	27,400	442,000	446,000	50,800	642,000	646,000	82,900
282,000	285,000	27,700	446,000	450,000	51,400	646,000	650,000	83,700
285,000	288,000	28,000	450,000	454,000	52,000	650,000	655,000	84,500
288,000	291,000	28,300	454,000	458,000	52,600	655,000	660,000	85,500
291,000	294,000	28,600	458,000	462,000	53,200	660,000	665,000	86,500
294,000	297,000	28,900	462,000	466,000	53,800	665,000	670,000	87,500
297,000	300,000	29,200	466,000	470,000	54,400	670,000	675,000	88,500
300,000	303,000	29,500	470,000	474,000	55,000	675,000	680,000	89,500
303,000	306,000	29,900	474,000	478,000	55,600	680,000	685,000	90,500
306,000	309,000	30,400	478,000	482,000	56,200	685,000	690,000	91,500
309,000	312,000	30,800	482,000	486,000	56,800	690,000	695,000	92,500
312,000	315,000	31,300	486,000	490,000	57,400	695,000	700,000	93,500
315,000	318,000	31,700	490,000	494,000	58,000	700,000	705,000	94,500
318,000	321,000	32,200	494,000	498,000	58,600	705,000	710,000	95,500
321,000	324,000	32,600	498,000	502,000	59,200	710,000	715,000	96,500
324,000	327,000	33,100	502,000	506,000	59,800	715,000	720,000	97,500
327,000	330,000	33,500	506,000	510,000	60,400	720,000	725,000	98,500
330,000	333,000	34,000	510,000	514,000	61,000	725,000	730,000	99,500
333,000	336,000	34,400	514,000	518,000	61,600	730,000	735,000	100,500
336,000	339,000	34,900	518,000	522,000	62,200	735,000	740,000	101,500
339,000	342,000	35,300	522,000	526,000	62,800	740,000	745,000	102,500
342,000	345,000	35,800	526,000	530,000	63,400	745,000	750,000	103,500
345,000	348,000	36,200	530,000	534,000	64,000	750,000	755,000	104,500
348,000	351,000	36,700	534,000	538,000	64,600	755,000	760,000	105,500
351,000	354,000	37,100	538,000	542,000	65,200	760,000	765,000	106,500
354,000	357,000	37,600	542,000	546,000	65,800	765,000	770,000	107,500
357,000	360,000	38,000	546,000	550,000	66,400	770,000	775,000	108,500
360,000	363,000	38,500	550,000	554,000	67,000	775,000	780,000	109,500
363,000	366,000	38,900	554,000	558,000	67,600	780,000	785,000	110,500
366,000	369,000	39,400	558,000	562,000	68,200	785,000	790,000	111,500
369,000	372,000	39,800	562,000	566,000	68,800	790,000	795,000	112,500
372,000	375,000	40,300	566,000	570,000	69,400	795,000	800,000	113,500
375,000	378,000	40,700	570,000	574,000	70,000	800,000	805,000	114,500
378,000	381,000	41,200	574,000	578,000	70,600	805,000	810,000	115,500
381,000	384,000	41,600	578,000	582,000	71,200	810,000	815,000	116,500
384,000	387,000	42,100	582,000	586,000	71,800	815,000	820,000	117,500
387,000	390,000	42,600	586,000	590,000	72,400	820,000	825,000	118,500
390,000	394,000	43,000	590,000	594,000	73,000	825,000	830,000	119,500
394,000	398,000	43,600	594,000	598,000	73,600	830,000	835,000	120,500
398,000	402,000	44,200	598,000	602,000	74,200	835,000	840,000	121,500
402,000	406,000	44,800	602,000	606,000	74,900	840,000	845,000	122,500
406,000	410,000	45,400	606,000	610,000	75,700	845,000	850,000	123,500
410,000	414,000	46,000	610,000	614,000	76,500	850,000	855,000	124,500

(三)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
855,000	860,000	125,500	955,000	960,000	145,500	2,200,000	3,000,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から280,600円を控除した金額
860,000	865,000	126,500	960,000	965,000	146,500			
865,000	870,000	127,500	965,000	970,000	147,500			
870,000	875,000	128,500	970,000	975,000	148,500			
875,000	880,000	129,500	975,000	980,000	149,500			
880,000	885,000	130,500	980,000	985,000	150,500	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から430,500円を控除した金額
885,000	890,000	131,500	985,000	990,000	151,500			
890,000	895,000	132,500	990,000	995,000	152,500			
895,000	900,000	133,500	995,000	1,000,000	153,500			
900,000	905,000	134,500						
905,000	910,000	135,500	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から85,600円を控除した金額	4,000,000	4,560,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から630,500円を控除した金額
910,000	915,000	136,500						
915,000	920,000	137,500						
920,000	925,000	138,500						
925,000	930,000	139,500						
930,000	935,000	140,500	1,500,000	2,200,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から170,600円を控除した金額	4,560,000円	1,421,500円	
935,000	940,000	141,500						
940,000	945,000	142,500						
945,000	950,000	143,500						
950,000	955,000	144,500						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、第百九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(第七十六条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (ロ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 37,500円
- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(第七十七条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円)
 - (ロ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)
 - (ハ) その損害保険料の金額のうちに第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものがある場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに 80,000 円（その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、120,000 円）を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者 1 人につき 80,000 円（その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、120,000 円）を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。

(三) 次に、(一)及び(二)により求めた金額から、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、

(イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、第八十四条第一項（扶養控除）の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者が不在の場合において、

(イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、

(a) (b)に該当するときを除くほか、第八十四条第一項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、

(b) 当該申告書に第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載があるときは、同条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、

それぞれその残額を求める。

四 (三)により求めた残額に(四)、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

(五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が 1,000,000 円以上の居住者のその残額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第七の附表

(一)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
302,500	円未満	162,000円未満	390,000	392,000	232,000	480,000	482,000	304,000
302,500	304,000	162,000	392,000	394,000	233,600	482,000	484,000	305,600
304,000	306,000	163,200	394,000	396,000	235,200	484,000	486,000	307,200
306,000	308,000	164,800	396,000	398,000	236,800	486,000	488,000	308,800
308,000	310,000	166,400	398,000	400,000	238,400	488,000	490,000	310,400
310,000	312,000	168,000	400,000	402,000	240,000	490,000	492,000	312,000
312,000	314,000	169,600	402,000	404,000	241,600	492,000	494,000	313,600
314,000	316,000	171,200	404,000	406,000	243,200	494,000	496,000	315,200
316,000	318,000	172,800	406,000	408,000	244,800	496,000	498,000	316,800
318,000	320,000	174,400	408,000	410,000	246,400	498,000	500,000	318,400
320,000	322,000	176,000	410,000	412,000	248,000	500,000	502,000	320,000
322,000	324,000	177,600	412,000	414,000	249,600	502,000	504,000	321,600
324,000	326,000	179,200	414,000	416,000	251,200	504,000	506,000	323,200
326,000	328,000	180,800	416,000	418,000	252,800	506,000	508,000	324,800
328,000	330,000	182,400	418,000	420,000	254,400	508,000	510,000	326,400
330,000	332,000	184,000	420,000	422,000	256,000	510,000	512,000	328,000
332,000	334,000	185,600	422,000	424,000	257,600	512,000	514,000	329,600
334,000	336,000	187,200	424,000	426,000	259,200	514,000	516,000	331,200
336,000	338,000	188,800	426,000	428,000	260,800	516,000	518,000	332,800
338,000	340,000	190,400	428,000	430,000	262,400	518,000	520,000	334,400
340,000	342,000	192,000	430,000	432,000	264,000	520,000	522,000	336,000
342,000	344,000	193,600	432,000	434,000	265,600	522,000	524,000	337,600
344,000	346,000	195,200	434,000	436,000	267,200	524,000	526,000	339,200
346,000	348,000	196,800	436,000	438,000	268,800	526,000	528,000	340,800
348,000	350,000	198,400	438,000	440,000	270,400	528,000	530,000	342,400
350,000	352,000	200,000	440,000	442,000	272,000	530,000	532,000	344,000
352,000	354,000	201,600	442,000	444,000	273,600	532,000	534,000	345,600
354,000	356,000	203,200	444,000	446,000	275,200	534,000	536,000	347,200
356,000	358,000	204,800	446,000	448,000	276,800	536,000	538,000	348,800
358,000	360,000	206,400	448,000	450,000	278,400	538,000	540,000	350,400
360,000	362,000	208,000	450,000	452,000	280,000	540,000	542,000	352,000
362,000	364,000	209,600	452,000	454,000	281,600	542,000	544,000	353,600
364,000	366,000	211,200	454,000	456,000	283,200	544,000	546,000	355,200
366,000	368,000	212,800	456,000	458,000	284,800	546,000	548,000	356,800
368,000	370,000	214,400	458,000	460,000	286,400	548,000	550,000	358,400
370,000	372,000	216,000	460,000	462,000	288,000	550,000	552,000	360,000
372,000	374,000	217,600	462,000	464,000	289,600	552,000	554,000	361,600
374,000	376,000	219,200	464,000	466,000	291,200	554,000	556,000	363,200
376,000	378,000	220,800	466,000	468,000	292,800	556,000	558,000	364,800
378,000	380,000	222,400	468,000	470,000	294,400	558,000	560,000	366,400
380,000	382,000	224,000	470,000	472,000	296,000	560,000	562,000	368,000
382,000	384,000	225,600	472,000	474,000	297,600	562,000	564,000	369,600
384,000	386,000	227,200	474,000	476,000	299,200	564,000	566,000	371,200
386,000	388,000	228,800	476,000	478,000	300,800	566,000	568,000	372,800
388,000	390,000	230,400	478,000	480,000	302,400	568,000	570,000	374,400

昭和四十二年四月四日 衆議院會議録第二十号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
570,000	572,000	376,000	660,000	662,000	448,000	750,000	752,000	520,000
572,000	574,000	377,600	662,000	664,000	449,600	752,000	754,000	521,600
574,000	576,000	379,200	664,000	666,000	451,200	754,000	756,000	523,200
576,000	578,000	380,800	666,000	668,000	452,800	756,000	758,000	524,800
578,000	580,000	382,400	668,000	670,000	454,400	758,000	760,000	526,400
580,000	582,000	384,000	670,000	672,000	456,000	760,000	762,000	528,000
582,000	584,000	385,600	672,000	674,000	457,600	762,000	764,000	529,600
584,000	586,000	387,200	674,000	676,000	459,200	764,000	766,000	531,200
586,000	588,000	388,800	676,000	678,000	460,800	766,000	768,000	532,800
588,000	590,000	390,400	678,000	680,000	462,400	768,000	770,000	534,400
590,000	592,000	392,000	680,000	682,000	464,000	770,000	772,000	536,000
592,000	594,000	393,600	682,000	684,000	465,600	772,000	774,000	537,600
594,000	596,000	395,200	684,000	686,000	467,200	774,000	776,000	539,200
596,000	598,000	396,800	686,000	688,000	468,800	776,000	778,000	540,800
598,000	600,000	398,400	688,000	690,000	470,400	778,000	780,000	542,400
600,000	602,000	400,000	690,000	692,000	472,000	780,000	782,000	544,000
602,000	604,000	401,600	692,000	694,000	473,600	782,000	784,000	545,600
604,000	606,000	403,200	694,000	696,000	475,200	784,000	786,000	547,200
606,000	608,000	404,800	696,000	698,000	476,800	786,000	788,000	548,800
608,000	610,000	406,400	698,000	700,000	478,400	788,000	790,000	550,400
610,000	612,000	408,000	700,000	702,000	480,000	790,000	792,000	552,000
612,000	614,000	409,600	702,000	704,000	481,600	792,000	794,000	553,600
614,000	616,000	411,200	704,000	706,000	483,200	794,000	796,000	555,200
616,000	618,000	412,800	706,000	708,000	484,800	796,000	798,000	556,800
618,000	620,000	414,400	708,000	710,000	486,400	798,000	800,000	558,400
620,000	622,000	416,000	710,000	712,000	488,000	800,000	802,000	560,000
622,000	624,000	417,600	712,000	714,000	489,600	802,000	804,000	561,600
624,000	626,000	419,200	714,000	716,000	491,200	804,000	806,000	563,200
626,000	628,000	420,800	716,000	718,000	492,800	806,000	808,000	564,800
628,000	630,000	422,400	718,000	720,000	494,400	808,000	810,000	566,400
630,000	632,000	424,000	720,000	722,000	496,000	810,000	812,000	568,000
632,000	634,000	425,600	722,000	724,000	497,600	812,000	814,000	569,600
634,000	636,000	427,200	724,000	726,000	499,200	814,000	816,000	571,200
636,000	638,000	428,800	726,000	728,000	500,800	816,000	818,000	572,800
638,000	640,000	430,400	728,000	730,000	502,400	818,000	820,000	574,400
640,000	642,000	432,000	730,000	732,000	504,000	820,000	822,000	576,000
642,000	644,000	433,600	732,000	734,000	505,600	822,000	824,000	577,600
644,000	646,000	435,200	734,000	736,000	507,200	824,000	826,000	579,200
646,000	648,000	436,800	736,000	738,000	508,800	826,000	828,000	580,800
648,000	650,000	438,400	738,000	740,000	510,400	828,000	830,000	582,400
650,000	652,000	440,000	740,000	742,000	512,000	830,000	832,000	584,000
652,000	654,000	441,600	742,000	744,000	513,600	832,000	834,000	585,600
654,000	656,000	443,200	744,000	746,000	515,200	834,000	836,000	587,200
656,000	658,000	444,800	746,000	748,000	516,800	836,000	838,000	588,800
658,000	660,000	446,400	748,000	750,000	518,400	838,000	840,000	590,400

(三)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
840,000	842,000	592,000	930,000	932,000	667,000	1,020,000	1,022,000	748,000
842,000	844,000	593,600	932,000	934,000	668,800	1,022,000	1,024,000	749,800
844,000	846,000	595,200	934,000	936,000	670,600	1,024,000	1,026,000	751,600
846,000	848,000	596,800	936,000	938,000	672,400	1,026,000	1,028,000	753,400
848,000	850,000	598,400	938,000	940,000	674,200	1,028,000	1,030,000	755,200
850,000	852,000	600,000	940,000	942,000	676,000	1,030,000	1,032,000	757,000
852,000	854,000	601,600	942,000	944,000	677,800	1,032,000	1,034,000	758,800
854,000	856,000	603,200	944,000	946,000	679,600	1,034,000	1,036,000	760,600
856,000	858,000	604,800	946,000	948,000	681,400	1,036,000	1,038,000	762,400
858,000	860,000	606,400	948,000	950,000	683,200	1,038,000	1,040,000	764,200
860,000	862,000	608,000	950,000	952,000	685,000	1,040,000	1,042,000	766,000
862,000	864,000	609,600	952,000	954,000	686,800	1,042,000	1,044,000	767,800
864,000	866,000	611,200	954,000	956,000	688,600	1,044,000	1,046,000	769,600
866,000	868,000	612,800	956,000	958,000	690,400	1,046,000	1,048,000	771,400
868,000	870,000	614,400	958,000	960,000	692,200	1,048,000	1,050,000	773,200
870,000	872,000	616,000	960,000	962,000	694,000	1,050,000	1,052,000	775,000
872,000	874,000	617,600	962,000	964,000	695,800	1,052,000	1,054,000	776,800
874,000	876,000	619,200	964,000	966,000	697,600	1,054,000	1,056,000	778,600
876,000	878,000	620,800	966,000	968,000	699,400	1,056,000	1,058,000	780,400
878,000	880,000	622,400	968,000	970,000	701,200	1,058,000	1,060,000	782,200
880,000	882,000	624,000	970,000	972,000	703,000	1,060,000	1,062,000	784,000
882,000	884,000	625,600	972,000	974,000	704,800	1,062,000	1,064,000	785,800
884,000	886,000	627,200	974,000	976,000	706,600	1,064,000	1,066,000	787,600
886,000	888,000	628,800	976,000	978,000	708,400	1,066,000	1,068,000	789,400
888,000	890,000	630,400	978,000	980,000	710,200	1,068,000	1,070,000	791,200
890,000	892,000	632,000	980,000	982,000	712,000	1,070,000	1,072,000	793,000
892,000	894,000	633,600	982,000	984,000	713,800	1,072,000	1,074,000	794,800
894,000	896,000	635,200	984,000	986,000	715,600	1,074,000	1,076,000	796,600
896,000	898,000	636,800	986,000	988,000	717,400	1,076,000	1,078,000	798,400
898,000	900,000	638,400	988,000	990,000	719,200	1,078,000	1,080,000	800,200
900,000	902,000	640,000	990,000	992,000	721,000	1,080,000	1,082,000	802,000
902,000	904,000	641,800	992,000	994,000	722,800	1,082,000	1,084,000	803,800
904,000	906,000	643,600	994,000	996,000	724,600	1,084,000	1,086,000	805,600
906,000	908,000	645,400	996,000	998,000	726,400	1,086,000	1,088,000	807,400
908,000	910,000	647,200	998,000	1,000,000	728,200	1,088,000	1,090,000	809,200
910,000	912,000	649,000	1,000,000	1,002,000	730,000	1,090,000	1,092,000	811,000
912,000	914,000	650,800	1,002,000	1,004,000	731,800	1,092,000	1,094,000	812,800
914,000	916,000	652,600	1,004,000	1,006,000	733,600	1,094,000	1,096,000	814,600
916,000	918,000	654,400	1,006,000	1,008,000	735,400	1,096,000	1,098,000	816,400
918,000	920,000	656,200	1,008,000	1,010,000	737,200	1,098,000	1,100,000	818,200
920,000	922,000	658,000	1,010,000	1,012,000	739,000	1,100,000円以上		給与等の金額 から280,000 円を控除した 金額
922,000	924,000	659,800	1,012,000	1,014,000	740,800			
924,000	926,000	661,600	1,014,000	1,016,000	742,600			
926,000	928,000	663,400	1,016,000	1,018,000	744,400			
928,000	930,000	665,200	1,018,000	1,020,000	746,200			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

別表第八 退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
4,000	円未満	0	102,000	円	4,800	274,000	円	13,200
4,000	6,000	100	104,000	106,000	4,900	278,000	282,000	13,400
6,000	8,000	200	106,000	108,000	5,000	282,000	286,000	13,600
8,000	10,000	300	108,000	110,000	5,100	286,000	290,000	13,800
10,000	12,000	400	110,000	112,000	5,200	290,000	294,000	14,000
12,000	14,000	500	112,000	114,000	5,300	294,000	298,000	14,200
14,000	16,000	600	114,000	116,000	5,400	298,000	302,000	14,400
16,000	18,000	700	116,000	118,000	5,500	302,000	306,000	14,600
18,000	20,000	800	118,000	120,000	5,600	306,000	310,000	14,800
20,000	22,000	900	120,000	122,000	5,700	310,000	314,000	15,000
22,000	24,000	1,000	122,000	124,000	5,700	314,000	318,000	15,200
24,000	26,000	1,100	124,000	126,000	5,800	318,000	322,000	15,400
26,000	28,000	1,200	126,000	128,000	5,900	322,000	326,000	15,600
28,000	30,000	1,300	128,000	130,000	6,000	326,000	330,000	15,800
30,000	32,000	1,400	130,000	134,000	6,100	330,000	334,000	16,000
32,000	34,000	1,500	134,000	138,000	6,300	334,000	338,000	16,200
34,000	36,000	1,600	138,000	142,000	6,500	338,000	342,000	16,400
36,000	38,000	1,700	142,000	146,000	6,700	342,000	346,000	16,600
38,000	40,000	1,800	146,000	150,000	6,900	346,000	350,000	16,800
40,000	42,000	1,900	150,000	154,000	7,100	350,000	354,000	17,000
42,000	44,000	1,900	154,000	158,000	7,300	354,000	358,000	17,200
44,000	46,000	2,000	158,000	162,000	7,500	358,000	362,000	17,400
46,000	48,000	2,100	162,000	166,000	7,600	362,000	366,000	17,600
48,000	50,000	2,200	166,000	170,000	7,800	366,000	370,000	17,800
50,000	52,000	2,300	170,000	174,000	8,000	370,000	374,000	18,000
52,000	54,000	2,400	174,000	178,000	8,200	374,000	378,000	18,200
54,000	56,000	2,500	178,000	182,000	8,400	378,000	382,000	18,400
56,000	58,000	2,600	182,000	186,000	8,600	382,000	386,000	18,600
58,000	60,000	2,700	186,000	190,000	8,800	386,000	390,000	18,800
60,000	62,000	2,800	190,000	194,000	9,000	390,000	396,000	19,000
62,000	64,000	2,900	194,000	198,000	9,200	396,000	402,000	19,300
64,000	66,000	3,000	198,000	202,000	9,400	402,000	408,000	19,600
66,000	68,000	3,100	202,000	206,000	9,600	408,000	414,000	19,900
68,000	70,000	3,200	206,000	210,000	9,800	414,000	420,000	20,200
70,000	72,000	3,300	210,000	214,000	10,000	420,000	426,000	20,500
72,000	74,000	3,400	214,000	218,000	10,200	426,000	432,000	20,800
74,000	76,000	3,500	218,000	222,000	10,400	432,000	438,000	21,100
76,000	78,000	3,600	222,000	226,000	10,600	438,000	444,000	21,400
78,000	80,000	3,700	226,000	230,000	10,800	444,000	450,000	21,700
80,000	82,000	3,800	230,000	234,000	11,000	450,000	456,000	22,000
82,000	84,000	3,800	234,000	238,000	11,200	456,000	462,000	22,300
84,000	86,000	3,900	238,000	242,000	11,400	462,000	468,000	22,600
86,000	88,000	4,000	242,000	246,000	11,600	468,000	474,000	22,900
88,000	90,000	4,100	246,000	250,000	11,800	474,000	480,000	23,200
90,000	92,000	4,200	250,000	254,000	12,000	480,000	486,000	23,500
92,000	94,000	4,300	254,000	258,000	12,200	486,000	492,000	23,800
94,000	96,000	4,400	258,000	262,000	12,400	492,000	498,000	24,100
96,000	98,000	4,500	262,000	266,000	12,600	498,000	504,000	24,400
98,000	100,000	4,600	266,000	270,000	12,800	504,000	510,000	24,700
100,000	102,000	4,700	270,000	274,000	13,000	510,000	516,000	25,000

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	25,300	828,000	836,000	46,600	1,228,000	1,236,000	77,300
522,000	528,000	25,600	836,000	844,000	47,200	1,236,000	1,244,000	78,100
528,000	534,000	25,900	844,000	852,000	47,800	1,244,000	1,252,000	78,900
534,000	540,000	26,200	852,000	860,000	48,400	1,252,000	1,260,000	79,700
540,000	546,000	26,500	860,000	868,000	49,000	1,260,000	1,268,000	80,500
546,000	552,000	26,800	868,000	876,000	49,600	1,268,000	1,276,000	81,300
552,000	558,000	27,100	876,000	884,000	50,200	1,276,000	1,284,000	82,100
558,000	564,000	27,400	884,000	892,000	50,800	1,284,000	1,292,000	82,900
564,000	570,000	27,700	892,000	900,000	51,400	1,292,000	1,300,000	83,700
570,000	576,000	28,000	900,000	908,000	52,000	1,300,000	1,310,000	84,500
576,000	582,000	28,300	908,000	916,000	52,600	1,310,000	1,320,000	85,500
582,000	588,000	28,600	916,000	924,000	53,200	1,320,000	1,330,000	86,500
588,000	594,000	28,900	924,000	932,000	53,800	1,330,000	1,340,000	87,500
594,000	600,000	29,200	932,000	940,000	54,400	1,340,000	1,350,000	88,500
600,000	606,000	29,500	940,000	948,000	55,000	1,350,000	1,360,000	89,500
606,000	612,000	29,900	948,000	956,000	55,600	1,360,000	1,370,000	90,500
612,000	618,000	30,400	956,000	964,000	56,200	1,370,000	1,380,000	91,500
618,000	624,000	30,800	964,000	972,000	56,800	1,380,000	1,390,000	92,500
624,000	630,000	31,300	972,000	980,000	57,400	1,390,000	1,400,000	93,500
630,000	636,000	31,700	980,000	988,000	58,000	1,400,000	1,410,000	94,500
636,000	642,000	32,200	988,000	996,000	58,600	1,410,000	1,420,000	95,500
642,000	648,000	32,600	996,000	1,004,000	59,200	1,420,000	1,430,000	96,500
648,000	654,000	33,100	1,004,000	1,012,000	59,800	1,430,000	1,440,000	97,500
654,000	660,000	33,500	1,012,000	1,020,000	60,400	1,440,000	1,450,000	98,500
660,000	666,000	34,000	1,020,000	1,028,000	61,000	1,450,000	1,460,000	99,500
666,000	672,000	34,400	1,028,000	1,036,000	61,600	1,460,000	1,470,000	100,500
672,000	678,000	34,900	1,036,000	1,044,000	62,200	1,470,000	1,480,000	101,500
678,000	684,000	35,300	1,044,000	1,052,000	62,800	1,480,000	1,490,000	102,500
684,000	690,000	35,800	1,052,000	1,060,000	63,400	1,490,000	1,500,000	103,500
690,000	696,000	36,200	1,060,000	1,068,000	64,000	1,500,000	1,510,000	104,500
696,000	702,000	36,700	1,068,000	1,076,000	64,600	1,510,000	1,520,000	105,500
702,000	708,000	37,100	1,076,000	1,084,000	65,200	1,520,000	1,530,000	106,500
708,000	714,000	37,600	1,084,000	1,092,000	65,800	1,530,000	1,540,000	107,500
714,000	720,000	38,000	1,092,000	1,100,000	66,400	1,540,000	1,550,000	108,500
720,000	726,000	38,500	1,100,000	1,108,000	67,000	1,550,000	1,560,000	109,500
726,000	732,000	38,900	1,108,000	1,116,000	67,600	1,560,000	1,570,000	110,500
732,000	738,000	39,400	1,116,000	1,124,000	68,200	1,570,000	1,580,000	111,500
738,000	744,000	39,800	1,124,000	1,132,000	68,800	1,580,000	1,590,000	112,500
744,000	750,000	40,300	1,132,000	1,140,000	69,400	1,590,000	1,600,000	113,500
750,000	756,000	40,700	1,140,000	1,148,000	70,000	1,600,000	1,610,000	114,500
756,000	762,000	41,200	1,148,000	1,156,000	70,600	1,610,000	1,620,000	115,500
762,000	768,000	41,600	1,156,000	1,164,000	71,200	1,620,000	1,630,000	116,500
768,000	774,000	42,100	1,164,000	1,172,000	71,800	1,630,000	1,640,000	117,500
774,000	780,000	42,500	1,172,000	1,180,000	72,400	1,640,000	1,650,000	118,500
780,000	788,000	43,000	1,180,000	1,188,000	73,000	1,650,000	1,660,000	119,500
788,000	796,000	43,600	1,188,000	1,196,000	73,600	1,660,000	1,670,000	120,500
796,000	804,000	44,200	1,196,000	1,204,000	74,200	1,670,000	1,680,000	121,500
804,000	812,000	44,800	1,204,000	1,212,000	74,800	1,680,000	1,690,000	122,500
812,000	820,000	45,400	1,212,000	1,220,000	75,400	1,690,000	1,700,000	123,500
820,000	828,000	46,000	1,220,000	1,228,000	76,000	1,700,000	1,710,000	124,500

昭和四十二年四月四日 衆議院會議録第二十号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

四九四

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
1,710,000 1,720,000 1,730,000 1,740,000 1,750,000	1,720,000 1,730,000 1,740,000 1,750,000 1,760,000	125,500 126,500 127,500 128,500 129,500	2,000,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から96,500円を控除した金額	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,430,500円を控除した金額
1,760,000 1,770,000 1,780,000 1,790,000 1,800,000	1,770,000 1,780,000 1,790,000 1,800,000 1,810,000	130,500 131,500 132,500 133,500 134,500	3,000,000	4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に16%を乗じて算出した金額から170,500円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,430,500円を控除した金額
1,810,000 1,820,000 1,830,000 1,840,000 1,850,000	1,820,000 1,830,000 1,840,000 1,850,000 1,860,000	135,500 136,500 137,500 138,500 139,500	4,400,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から280,500円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,930,500円を控除した金額
1,860,000 1,870,000 1,880,000 1,890,000 1,900,000	1,870,000 1,880,000 1,890,000 1,900,000 1,910,000	140,500 141,500 142,500 143,500 144,500	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から430,500円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,180,500円を控除した金額
1,910,000 1,920,000 1,930,000 1,940,000 1,950,000	1,920,000 1,930,000 1,940,000 1,950,000 1,960,000	145,500 146,500 147,500 148,500 149,500	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から630,500円を控除した金額	120,000,000 円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から8,180,500円を控除した金額
1,960,000 1,970,000 1,980,000 1,990,000	1,970,000 1,980,000 1,990,000 2,000,000	150,500 151,500 152,500 153,500	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から930,500円を控除した金額			

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の附表により第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第八の附表

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額		勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
4 年以下	千円 200	千円 700	23 年	千円 2,100	千円 2,600
			24 年	2,300	2,800
			25 年	2,500	3,000
5 年	250	750	26 年	2,700	3,200
6 年	300	800	27 年	2,900	3,400
7 年	350	850	28 年	3,100	3,600
8 年	400	900	29 年	3,300	3,800
9 年	450	950	30 年	3,500	4,000
10 年	500	1,000	31 年	3,800	4,300
11 年	600	1,100	32 年	4,100	4,600
12 年	700	1,200	33 年	4,400	4,900
13 年	800	1,300	34 年	4,700	5,200
14 年	900	1,400	35 年	5,000	5,500
15 年	1,000	1,500	36 年	5,300	5,800
16 年	1,100	1,600	37 年	5,600	6,100
17 年	1,200	1,700	38 年	5,900	6,400
18 年	1,300	1,800	39 年	6,200	6,700
19 年	1,400	1,900	40 年	6,500	7,000
20 年	1,500	2,000	41年以上	6,500 千円に、勤続年数 が 40 年をこえる 1 年ご とに 500 千円を加算した 金額	7,000 千円に、勤続年数 が 40 年をこえる 1 年ご とに 300 千円を加算した 金額
21 年	1,700	2,200			
22 年	1,900	2,400			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「勤続年数」とは、第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。

(二) 「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第二号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。

(三) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考) 退職所得控除額を求めるには、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

(経過規定の原則)

第二条 この附則において別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十三年分以後の所得税について適用し、昭和四十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和四十三年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)

第三条 昭和四十三年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十八条第三項 (給与所得控除)	一 前項に規定する収入金額が九 十万円以下である場合 十万円 と当該収入金額から十万円を控 除した金額の十分の二に相当す る金額との合計額	一 前項に規定する収入金額が六十 九万五千円以下である場合 九万 五千円と当該収入金額から九万五 千円を控除した金額の十分の二に 相当する金額との合計額
二 前項に規定する収入金額が九 十万円をこえ百十万円未満であ る場合 二十六万円と当該収入 金額から九十万円を控除した金 額の十分の一に相当する金額と の合計額	二 前項に規定する収入金額が六十 九万五千円をこえ八十九万五千円 以下である場合 二十一万五千円 と当該収入金額から六十九万五千 円を控除した金額の十分の一・七 五に相当する金額との合計額	二 前項に規定する収入金額が六十 九万五千円をこえ八十九万五千円 以下である場合 二十一万五千円 と当該収入金額から六十九万五千 円を控除した金額の十分の一・七 五に相当する金額との合計額
三 前項に規定する収入金額が百 十万円以上である場合 二十八 万円	三 前項に規定する収入金額が八十 九万五千円をこえ百九万五千円未 満である場合 二十五万円と当該 収入金額から八十九万五千円を控 除した金額の十分の〇・七五に相 当する金額との合計額	三 前項に規定する収入金額が八十 九万五千円をこえ百九万五千円未 満である場合 二十五万円と当該 収入金額から八十九万五千円を控 除した金額の十分の〇・七五に相 当する金額との合計額
四 前項に規定する収入金額が百九	四 前項に規定する収入金額が百九	四 前項に規定する収入金額が百九

第七十九条第一項 及び第二項(障害 者控除)	八万円 十二万円	万五千円以上である場合 二十六 万五千円
第八十条第一項 (老年者控除)	八万円	七万七千五百円
第八十一条第一項 (寡婦控除)	八万円	七万七千五百円
第八十二条第一項 (勤労学生控除)	八万円	七万七千五百円
第八十三条第一項 (配偶者控除)	十六万円	十五万七千五百円
第八十四条第一項 (扶養控除)	八万円	七万七千五百円
第八十四条第二項	前項の場合において、居住者に配 偶者がいないときは、その扶養親族 のうち一人についての同項の控除 の額は、十万円とする。	前項の場合において、次の各号に掲 げる扶養親族についての同項の控除 の額は、当該各号に掲げる金額とす る。 一 配偶者を有しない居住者の扶養 親族のうち一人 九万五千円 二 配偶者を有する二以上の居住者 が生計を一にしている場合(これ らの居住者のうちに控除対象配偶 者を有する者がいない場合に限

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

四九八

第八十六条第一項 (基礎控除)	十六万円	十五万七千五百円	る。におけるこれらの居住者のうち政令で定めるものの扶養親族のうちの一 人 八万円
第九十条第二項 (変動所得及び臨時所得の平均課税)	百万円以下 別表第二	百万円未満 所得税法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号。以下「改正法」という。)附則別表第一	
第九十条第二号 (年末調整)	別表第七の附表 別表第七	改正法附則別表第五	
第九十四条第一項第六号(給付所得者の扶養控除等申告書)	第八十四条第二項	改正法附則第三号第一項(昭和四十三年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた第八十四条第二項	
第二百一条第一項 (退職所得に係る源泉徴収税額)	その旨 別表第八	同項第一号又は第二号の規定の適用を受ける旨 改正法附則別表第六	

2 昭和四十三年分の課税総所得金額、課税退職所得金額若しくは課税山林所得金額に係る所得税の額又は新法第九十条第一項第一号に掲げる税額は、次の各号に掲げる税額の区分に応じ当該各号に掲げる税額によるものとする。

一 課税総所得金額又は課税退職所得金額に係る所得税の額 当該課税総所得金額又は課税退職所得金額に

得金額に就き附則別表第一に定める税額

二 課税山林所得金額に係る所得税の額 当該課税山林所得金額に就き附則別表第二に定める税額
三 新法第九十条第一項第一号に掲げる税額 同号に規定する調整所得金額に就き附則別表第一に定める税額

(純損失の繰越控除及び繰戻しによる還付に関する経過規定)

第四号 新法第七十条第一項、第二項及び第四項(純損失の繰越控除)並びに第四百零五条第五項(純損失の繰戻しによる還付の請求)及び第四百四十一条第四項(相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求)これらの規定を新法第六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。の規定は、昭和四十三年以後の各年において生じた純損失の金額について適用し、昭和四十二年以前の各年において生じた純損失の金額については、なお従前の例による。

2 昭和四十三年において純損失の金額がある場合における新法第四百零五条第一項又は第四百四十一条第一項(これらの規定を新法第六十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、所得税法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第二十号)附則第三号第二項(昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算の特例)の規定(同条第一項の規定により読み替えられた同法による改正後の所得税法第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定を含む。)を適用して計算した所得税の額による。

3 昭和四十四年において純損失の金額がある場合における新法第四百零五条第一項又は第四百四十一条第一項の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、前条第二項の規定(同条第一項の規定により読み替えられた新法第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定を含む。)を適用して計算した所得税の額による。

(昭和四十三年分及び昭和四十四年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)

第五号 居住者の昭和四十三年分の所得税については、新法第四百零五条第一項(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額(以下「予定納税基準額」という。)は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和四十二年分の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第四百零五条第一項第一号(予定納税額の納付)の規定に基づき政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算したところにより、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条(所得税の軽減又は免除)の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。)から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額(一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。)を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額(昭和四十二年分の所得税について旧法第九十条第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の選択がされている場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額が

あつた場合には、旧法第百四十四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下次項までにおいて「課税総所得金額等」という。と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に依り附則別表第三により求めた率

2 昭和四十二年分の課税総所得金額等が二千万円以上である居住者の昭和四十三年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から一万三千円を控除した金額によるものとする。

3 昭和四十二年分の所得税につき旧法第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における昭和四十三年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和四十三年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

5 第一項から前項までの規定は、居住者又は非居住者の昭和四十三年分の所得税に係る予定納税基準額の計算について準用する。この場合において、第一項第一号中「昭和四十二年分」とあるのは「昭和四十三年分」と、「改正前の所得税法(以下「旧法」という。）」とあるのは「新法」と、同項第二号中「昭和四十二年分」とあるのは「昭和四十三年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、「附則別表第三」とあるのは「附則別表第四」と、第二項中「昭和四十二年分」とあるのは「昭和四十三年分」と、「二千万円」とあるのは「五百万円」と、「一万三千円」とあるのは「二千万円」と、第三項中「昭和四十二年分」とあるのは「昭和四十三年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、それぞれ読み替へるものとする。

第六条 新法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定及び新法別表第四から別表第六までは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後に支払うべき新法第百八十三条第一項(源泉徴収義務)に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。))について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 附則第三条第一項(昭和四十三年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替へられた新法第百九十条(年末調整)の規定並びに附則別表第五及び同表の附表は、昭和四十三年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日以前である場合については、なお従前の例による。

3 附則第三条第一項の規定により読み替へられた新法第百九十四条第一項及び第二項(給与所得者の扶養控除等申告書)の規定は、施行日以後に提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適用する。

4 次に掲げる居住者については、施行日以後に附則第三条第一項の規定により読み替へられた新法第百九十四条第一項の規定による給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合を除き、同項第二号、第三号又は第六号に掲げる事項につき同日において同条第二項に規定する異動が生じたものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「最初に」とあるのは、「その年最後」とする。

一 施行日前に控除対象配偶者に関する事項の記載がなく、かつ、扶養親族に関する事項の記載がある給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で附則第三条第一項の規定により読み替へられた新法第八十四条第二項第一号(扶養控除の特例)の規定の適用を受けることとなるもの

二 施行日前に自己が障害者に該当する旨又は控除対象配偶者若しくは扶養親族のうちに障害者がある旨の記載をした給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者でその障害者が特別障害者に該当するもの

5 附則第三条第一項の規定により読み替へられた新法第二百一条(退職所得に係る源泉徴収税額)の規定並びに附則別表第六及び新法別表第八の附表は、昭和四十三年中に支払うべき新法第百九十九条(退職所得に係る源泉徴収義務)に規定する退職手当等で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき当該退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第七条 施行日前に昭和四十三年分の所得税につき旧法第二百七条(年の中途中で出国する場合の確定申告)(旧法第百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。))の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条(決定)の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和四十三年六月三十日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をすることができ

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第百五十九条第二項(更正又は決定による源泉徴収税額の還付)(新法第百六十八條(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。))の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項(充当)の規定による充当をする日(同日前に当該充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)

第八条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二項第一項第三十五号」を「第二項第一項第三十六号」に改める。

(資産再評価法の一部改正)

第九条 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第五項中「第二項第一項第三十九号」を「第二項第一項第四十号」に改める。

(税理士法の一部改正)

第十条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第二項及び第三十四条中「第二項第一項第三十六号」を「第二項第一項第三十七号」に改める。

(所得税法の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 所得税法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第十条を次のように改める。

第十条 削除

附則第十一条の見出し中「及び昭和四十三年分」を削り、同条第二項を削る。

附則別表第四を次のように改める。

軍国通則法 第三

附則別表第一 昭和 43 年分の所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (円)		税額(円)	(円)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (円)		税額(円)	(円)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (円)		税額(円)	(円)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
2,000	円未満	0	0	51,000	52,000	4,700	9.3	137,000	139,000	13,000	9.3
2,000	3,000	100	9.3	52,000	53,000	4,800	9.3	139,000	141,000	13,200	9.3
3,000	4,000	200	9.3	53,000	54,000	4,900	9.3	141,000	143,000	13,400	9.3
4,000	5,000	300	9.3	54,000	55,000	5,000	9.3	143,000	145,000	13,600	9.3
5,000	6,000	400	9.3	55,000	56,000	5,100	9.3	145,000	147,000	13,800	9.3
6,000	7,000	500	9.3	56,000	57,000	5,200	9.3	147,000	149,000	14,000	9.3
7,000	8,000	600	9.3	57,000	58,000	5,300	9.3	149,000	151,000	14,200	9.3
8,000	9,000	700	9.3	58,000	59,000	5,300	9.3	151,000	153,000	14,400	9.3
9,000	10,000	800	9.3	59,000	60,000	5,400	9.3	153,000	155,000	14,600	9.3
10,000	11,000	900	9.3	60,000	61,000	5,500	9.3	155,000	157,000	14,800	9.3
11,000	12,000	1,000	9.3	61,000	62,000	5,600	9.3	157,000	159,000	15,000	9.3
12,000	13,000	1,100	9.3	62,000	63,000	5,700	9.3	159,000	161,000	15,200	9.3
13,000	14,000	1,200	9.3	63,000	64,000	5,800	9.3	161,000	163,000	15,400	9.3
14,000	15,000	1,300	9.3	64,000	65,000	5,900	9.3	163,000	165,000	15,600	9.3
15,000	16,000	1,300	9.3	65,000	67,000	6,000	9.3	165,000	167,000	15,800	9.3
16,000	17,000	1,400	9.3	67,000	69,000	6,200	9.3	167,000	169,000	16,000	9.3
17,000	18,000	1,500	9.3	69,000	71,000	6,400	9.3	169,000	171,000	16,200	9.3
18,000	19,000	1,600	9.3	71,000	73,000	6,600	9.3	171,000	173,000	16,400	9.3
19,000	20,000	1,700	9.3	73,000	75,000	6,700	9.3	173,000	175,000	16,600	9.3
20,000	21,000	1,800	9.3	75,000	77,000	6,900	9.3	175,000	177,000	16,800	9.3
21,000	22,000	1,900	9.3	77,000	79,000	7,100	9.3	177,000	179,000	17,000	9.3
22,000	23,000	2,000	9.3	79,000	81,000	7,300	9.3	179,000	181,000	17,200	9.3
23,000	24,000	2,100	9.3	81,000	83,000	7,500	9.3	181,000	183,000	17,400	9.3
24,000	25,000	2,200	9.3	83,000	85,000	7,700	9.3	183,000	185,000	17,600	9.3
25,000	26,000	2,300	9.3	85,000	87,000	7,900	9.3	185,000	187,000	17,800	9.3
26,000	27,000	2,400	9.3	87,000	89,000	8,000	9.3	187,000	189,000	18,000	9.3
27,000	28,000	2,500	9.3	89,000	91,000	8,200	9.3	189,000	191,000	18,200	9.3
28,000	29,000	2,600	9.3	91,000	93,000	8,400	9.3	191,000	193,000	18,400	9.3
29,000	30,000	2,600	9.3	93,000	95,000	8,600	9.3	193,000	195,000	18,600	9.3
30,000	31,000	2,700	9.3	95,000	97,000	8,800	9.3	195,000	198,000	18,800	9.3
31,000	32,000	2,800	9.3	97,000	99,000	9,000	9.3	198,000	201,000	19,100	9.3
32,000	33,000	2,900	9.3	99,000	101,000	9,200	9.3	201,000	204,000	19,400	9.3
33,000	34,000	3,000	9.3	101,000	103,000	9,400	9.3	204,000	207,000	19,700	9.3
34,000	35,000	3,100	9.3	103,000	105,000	9,600	9.3	207,000	210,000	20,000	9.3
35,000	36,000	3,200	9.3	105,000	107,000	9,800	9.3	210,000	213,000	20,300	9.3
36,000	37,000	3,300	9.3	107,000	109,000	10,000	9.3	213,000	216,000	20,600	9.3
37,000	38,000	3,400	9.3	109,000	111,000	10,200	9.3	216,000	219,000	20,900	9.3
38,000	39,000	3,500	9.3	111,000	113,000	10,400	9.3	219,000	222,000	21,200	9.3
39,000	40,000	3,600	9.3	113,000	115,000	10,600	9.3	222,000	225,000	21,500	9.3
40,000	41,000	3,700	9.3	115,000	117,000	10,800	9.3	225,000	228,000	21,800	9.3
41,000	42,000	3,800	9.3	117,000	119,000	11,000	9.3	228,000	231,000	22,100	9.3
42,000	43,000	3,900	9.3	119,000	121,000	11,200	9.3	231,000	234,000	22,400	9.3
43,000	44,000	3,900	9.3	121,000	123,000	11,400	9.3	234,000	237,000	22,700	9.3
44,000	45,000	4,000	9.3	123,000	125,000	11,600	9.3	237,000	240,000	23,000	9.3
45,000	46,000	4,100	9.3	125,000	127,000	11,800	9.3	240,000	243,000	23,300	9.3
46,000	47,000	4,200	9.3	127,000	129,000	12,000	9.3	243,000	246,000	23,600	9.3
47,000	48,000	4,300	9.3	129,000	131,000	12,200	9.3	246,000	249,000	23,900	9.3
48,000	49,000	4,400	9.3	131,000	133,000	12,400	9.3	249,000	252,000	24,200	9.3
49,000	50,000	4,500	9.3	133,000	135,000	12,600	9.3	252,000	255,000	24,500	9.3
50,000	51,000	4,600	9.3	135,000	137,000	12,800	9.3	255,000	258,000	24,800	9.3

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (円)		税額(円)	(円)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (円)		税額(円)	(円)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (円)		税額(円)	(円)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
258,000	261,000	25,100	9.3	414,000	418,000	46,400	11	614,000	618,000	77,100	12
261,000	264,000	25,400	9.3	418,000	422,000	47,000	11	618,000	622,000	77,900	12
264,000	267,000	25,700	9.3	422,000	426,000	47,600	11	622,000	626,000	78,700	12
267,000	270,000	26,000	9.3	426,000	430,000	48,200	11	626,000	630,000	79,500	12
270,000	273,000	26,300	9.3	430,000	434,000	48,800	11	630,000	634,000	80,300	12
273,000	276,000	26,600	9.3	434,000	438,000	49,400	11	634,000	638,000	81,100	12
276,000	279,000	26,900	9.3	438,000	442,000	50,000	11	638,000	642,000	81,900	12
279,000	282,000	27,200	9.3	442,000	446,000	50,600	11	642,000	646,000	82,700	12
282,000	285,000	27,500	9.3	446,000	450,000	51,200	11	646,000	650,000	83,500	12
285,000	288,000	27,800	9.3	450,000	454,000	51,800	11	650,000	655,000	84,300	12
288,000	291,000	28,100	9.3	454,000	458,000	52,400	11	655,000	660,000	85,300	13
291,000	294,000	28,400	9.3	458,000	462,000	53,000	11	660,000	665,000	86,300	13
294,000	297,000	28,700	9.3	462,000	466,000	53,600	11	665,000	670,000	87,300	13
297,000	300,000	29,000	9.3	466,000	470,000	54,200	11	670,000	675,000	88,300	13
300,000	303,000	29,300	9.3	470,000	474,000	54,800	11	675,000	680,000	89,300	13
303,000	306,000	29,700	9.3	474,000	478,000	55,400	11	680,000	685,000	90,300	13
306,000	309,000	30,200	9.3	478,000	482,000	56,000	11	685,000	690,000	91,300	13
309,000	312,000	30,600	9.3	482,000	486,000	56,600	11	690,000	695,000	92,300	13
312,000	315,000	31,100	9.3	486,000	490,000	57,200	11	695,000	700,000	93,300	13
315,000	318,000	31,500	10	490,000	494,000	57,800	11	700,000	705,000	94,300	13
318,000	321,000	32,000	10	494,000	498,000	58,400	11	705,000	710,000	95,300	13
321,000	324,000	32,400	10	498,000	502,000	59,000	11	710,000	715,000	96,300	13
324,000	327,000	32,900	10	502,000	506,000	59,600	11	715,000	720,000	97,300	13
327,000	330,000	33,300	10	506,000	510,000	60,200	11	720,000	725,000	98,300	13
330,000	333,000	33,800	10	510,000	514,000	60,800	11	725,000	730,000	99,300	13
333,000	336,000	34,200	10	514,000	518,000	61,400	11	730,000	735,000	100,300	13
336,000	339,000	34,700	10	518,000	522,000	62,000	11	735,000	740,000	101,300	13
339,000	342,000	35,100	10	522,000	526,000	62,600	11	740,000	745,000	102,300	13
342,000	345,000	35,600	10	526,000	530,000	63,200	12	745,000	750,000	103,300	13
345,000	348,000	36,000	10	530,000	534,000	63,800	12	750,000	755,000	104,300	13
348,000	351,000	36,500	10	534,000	538,000	64,400	12	755,000	760,000	105,300	13
351,000	354,000	36,900	10	538,000	542,000	65,000	12	760,000	765,000	106,300	13
354,000	357,000	37,400	10	542,000	546,000	65,600	12	765,000	770,000	107,300	14
357,000	360,000	37,800	10	546,000	550,000	66,200	12	770,000	775,000	108,300	14
360,000	363,000	38,300	10	550,000	554,000	66,800	12	775,000	780,000	109,300	14
363,000	366,000	38,700	10	554,000	558,000	67,400	12	780,000	785,000	110,300	14
366,000	369,000	39,200	10	558,000	562,000	68,000	12	785,000	790,000	111,300	14
369,000	372,000	39,600	10	562,000	566,000	68,600	12	790,000	795,000	112,300	14
372,000	375,000	40,100	10	566,000	570,000	69,200	12	795,000	800,000	113,300	14
375,000	378,000	40,500	10	570,000	574,000	69,800	12	800,000	805,000	114,300	14
378,000	381,000	41,000	10	574,000	578,000	70,400	12	805,000	810,000	115,300	14
381,000	384,000	41,400	10	578,000	582,000	71,000	12	810,000	815,000	116,300	14
384,000	387,000	41,900	10	582,000	586,000	71,600	12	815,000	820,000	117,300	14
387,000	390,000	42,300	10	586,000	590,000	72,200	12	820,000	825,000	118,300	14
390,000	394,000	42,800	10	590,000	594,000	72,800	12	825,000	830,000	119,300	14
394,000	398,000	43,400	11	594,000	598,000	73,400	12	830,000	835,000	120,300	14
398,000	402,000	44,000	11	598,000	602,000	74,000	12	835,000	840,000	121,300	14
402,000	406,000	44,600	11	602,000	606,000	74,700	12	840,000	845,000	122,300	14
406,000	410,000	45,200	11	606,000	610,000	75,500	12	845,000	850,000	123,300	14
410,000	414,000	45,800	11	610,000	614,000	76,300	12	850,000	855,000	124,300	14

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円		%	円	円		%
855,000	860,000	125,300	14	1,000,000	1,500,000	イの金額に25%を乗じて算出した金額から95,700円を控除した金額		10,000,000	20,000,000	イの金額に55%を乗じて算出した金額から1,430,700円を控除した金額	
860,000	865,000	126,300	14								
865,000	870,000	127,300	14								
870,000	875,000	128,300	14								
875,000	880,000	129,300	14								
880,000	885,000	130,300	14	1,500,000	2,200,000	イの金額に30%を乗じて算出した金額から170,700円を控除した金額		20,000,000	30,000,000	イの金額に60%を乗じて算出した金額から2,430,700円を控除した金額	
885,000	890,000	131,300	14								
890,000	895,000	132,300	14								
895,000	900,000	133,300	14								
900,000	905,000	134,300	14								
905,000	910,000	135,300	14	2,200,000	3,000,000	イの金額に35%を乗じて算出した金額から280,700円を控除した金額		30,000,000	45,000,000	イの金額に65%を乗じて算出した金額から3,930,700円を控除した金額	
910,000	915,000	136,300	14								
915,000	920,000	137,300	15								
920,000	925,000	138,300	15								
925,000	930,000	139,300	15								
930,000	935,000	140,300	15	3,000,000	4,000,000	イの金額に40%を乗じて算出した金額から430,700円を控除した金額		45,000,000	60,000,000	イの金額に70%を乗じて算出した金額から6,130,700円を控除した金額	
935,000	940,000	141,300	15								
940,000	945,000	142,300	15								
945,000	950,000	143,300	15								
950,000	955,000	144,300	15								
955,000	960,000	145,300	15	4,000,000	6,000,000	イの金額に45%を乗じて算出した金額から530,700円を控除した金額		60,000,000円以上		イの金額に75%を乗じて算出した金額から9,130,700円を控除した金額	
960,000	965,000	146,300	15								
965,000	970,000	147,300	15								
970,000	975,000	148,300	15								
975,000	980,000	149,300	15								
980,000	985,000	150,300	15	6,000,000	10,000,000	イの金額に50%を乗じて算出した金額から630,700円を控除した金額					
985,000	990,000	151,300	15								
990,000	995,000	152,300	15								
995,000	1,000,000	153,300	15								

(注) この表において「調整所得金額」とは、新法第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 附則第三条第一項(昭和四十三年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第九十条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

附則別表度二 昭和43年分の山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
2,000円	3,000円	0	51,000円	52,000円	4,700	137,000円	139,000円	12,700
2,000	3,000	100	52,000	53,000	4,800	139,000	141,000	12,900
3,000	4,000	200	53,000	54,000	4,900	141,000	143,000	13,100
4,000	5,000	300	54,000	55,000	5,000	143,000	145,000	13,200
5,000	6,000	400	55,000	56,000	5,100	145,000	147,000	13,400
6,000	7,000	500	56,000	57,000	5,200	147,000	149,000	13,600
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,300	149,000	151,000	13,800
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,300	151,000	153,000	14,000
9,000	10,000	800	59,000	60,000	5,400	153,000	155,000	14,200
10,000	11,000	900	60,000	61,000	5,500	155,000	157,000	14,400
11,000	12,000	1,000	61,000	62,000	5,600	157,000	159,000	14,600
12,000	13,000	1,100	62,000	63,000	5,700	159,000	161,000	14,700
13,000	14,000	1,200	63,000	64,000	5,800	161,000	163,000	14,900
14,000	15,000	1,300	64,000	65,000	5,900	163,000	165,000	15,100
15,000	16,000	1,300	65,000	67,000	6,000	165,000	167,000	15,300
16,000	17,000	1,400	67,000	69,000	6,200	167,000	169,000	15,500
17,000	18,000	1,500	69,000	71,000	6,400	169,000	171,000	15,700
18,000	19,000	1,600	71,000	73,000	6,600	171,000	173,000	15,900
19,000	20,000	1,700	73,000	75,000	6,700	173,000	175,000	16,000
20,000	21,000	1,800	75,000	77,000	6,900	175,000	177,000	16,200
21,000	22,000	1,900	77,000	79,000	7,100	177,000	179,000	16,400
22,000	23,000	2,000	79,000	81,000	7,300	179,000	181,000	16,600
23,000	24,000	2,100	81,000	83,000	7,500	181,000	183,000	16,800
24,000	25,000	2,200	83,000	85,000	7,700	183,000	185,000	17,000
25,000	26,000	2,300	85,000	87,000	7,900	185,000	187,000	17,200
26,000	27,000	2,400	87,000	89,000	8,000	187,000	189,000	17,300
27,000	28,000	2,500	89,000	91,000	8,200	189,000	191,000	17,500
28,000	29,000	2,600	91,000	93,000	8,400	191,000	193,000	17,700
29,000	30,000	2,600	93,000	95,000	8,600	193,000	195,000	17,900
30,000	31,000	2,700	95,000	97,000	8,800	195,000	198,000	18,100
31,000	32,000	2,800	97,000	99,000	9,000	198,000	201,000	18,400
32,000	33,000	2,900	99,000	101,000	9,200	201,000	204,000	18,600
33,000	34,000	3,000	101,000	103,000	9,300	204,000	207,000	18,900
34,000	35,000	3,100	103,000	105,000	9,500	207,000	210,000	19,200
35,000	36,000	3,200	105,000	107,000	9,700	210,000	213,000	19,500
36,000	37,000	3,300	107,000	109,000	9,900	213,000	216,000	19,800
37,000	38,000	3,400	109,000	111,000	10,100	216,000	219,000	20,000
38,000	39,000	3,500	111,000	113,000	10,300	219,000	222,000	20,300
39,000	40,000	3,600	113,000	115,000	10,500	222,000	225,000	20,600
40,000	41,000	3,700	115,000	117,000	10,600	225,000	228,000	20,900
41,000	42,000	3,800	117,000	119,000	10,800	228,000	231,000	21,200
42,000	43,000	3,900	119,000	121,000	11,000	231,000	234,000	21,400
43,000	44,000	3,900	121,000	123,000	11,200	234,000	237,000	21,700
44,000	45,000	4,000	123,000	125,000	11,400	237,000	240,000	22,000
45,000	46,000	4,100	125,000	127,000	11,600	240,000	243,000	22,300
46,000	47,000	4,200	127,000	129,000	11,800	243,000	246,000	22,500
47,000	48,000	4,300	129,000	131,000	11,900	246,000	249,000	22,800
48,000	49,000	4,400	131,000	133,000	12,100	249,000	252,000	23,100
49,000	50,000	4,500	133,000	135,000	12,300	252,000	255,000	23,400
50,000	51,000	4,600	135,000	137,000	12,500	255,000	258,000	23,700

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	23,900	414,000	418,000	38,500	614,000	618,000	57,900
261,000	264,000	24,200	418,000	422,000	38,800	618,000	622,000	58,300
264,000	267,000	24,500	422,000	426,000	39,200	622,000	626,000	58,700
267,000	270,000	24,800	426,000	430,000	39,600	626,000	630,000	59,100
270,000	273,000	25,100	430,000	434,000	39,900	630,000	634,000	59,500
273,000	276,000	25,300	434,000	438,000	40,300	634,000	638,000	59,900
276,000	279,000	25,600	438,000	442,000	40,700	638,000	642,000	60,300
279,000	282,000	25,900	442,000	446,000	41,100	642,000	646,000	60,700
282,000	285,000	26,200	446,000	450,000	41,400	646,000	650,000	61,100
285,000	288,000	26,500	450,000	454,000	41,800	650,000	655,000	61,500
288,000	291,000	26,700	454,000	458,000	42,200	655,000	660,000	62,000
291,000	294,000	27,000	458,000	462,000	42,500	660,000	665,000	62,500
294,000	297,000	27,300	462,000	466,000	42,900	665,000	670,000	63,000
297,000	300,000	27,600	466,000	470,000	43,300	670,000	675,000	63,500
300,000	303,000	27,900	470,000	474,000	43,700	675,000	680,000	64,000
303,000	306,000	28,100	474,000	478,000	44,000	680,000	685,000	64,500
306,000	309,000	28,400	478,000	482,000	44,400	685,000	690,000	65,000
309,000	312,000	28,700	482,000	486,000	44,800	690,000	695,000	65,500
312,000	315,000	29,000	486,000	490,000	45,100	695,000	700,000	66,000
315,000	318,000	29,200	490,000	494,000	45,500	700,000	705,000	66,500
318,000	321,000	29,500	494,000	498,000	45,900	705,000	710,000	67,000
321,000	324,000	29,800	498,000	502,000	46,300	710,000	715,000	67,500
324,000	327,000	30,100	502,000	506,000	46,700	715,000	720,000	68,000
327,000	330,000	30,400	506,000	510,000	47,100	720,000	725,000	68,500
330,000	333,000	30,600	510,000	514,000	47,500	725,000	730,000	69,000
333,000	336,000	30,900	514,000	518,000	47,900	730,000	735,000	69,500
336,000	339,000	31,200	518,000	522,000	48,300	735,000	740,000	70,000
339,000	342,000	31,500	522,000	526,000	48,700	740,000	745,000	70,500
342,000	345,000	31,800	526,000	530,000	49,100	745,000	750,000	71,000
345,000	348,000	32,000	530,000	534,000	49,500	750,000	755,000	71,500
348,000	351,000	32,300	534,000	538,000	49,900	755,000	760,000	72,000
351,000	354,000	32,600	538,000	542,000	50,300	760,000	765,000	72,500
354,000	357,000	32,900	542,000	546,000	50,700	765,000	770,000	73,000
357,000	360,000	33,200	546,000	550,000	51,100	770,000	775,000	73,500
360,000	363,000	33,400	550,000	554,000	51,500	775,000	780,000	74,000
363,000	366,000	33,700	554,000	558,000	51,900	780,000	785,000	74,500
366,000	369,000	34,000	558,000	562,000	52,300	785,000	790,000	75,000
369,000	372,000	34,300	562,000	566,000	52,700	790,000	795,000	75,500
372,000	375,000	34,500	566,000	570,000	53,100	795,000	800,000	76,000
375,000	378,000	34,800	570,000	574,000	53,500	800,000	805,000	76,500
378,000	381,000	35,100	574,000	578,000	53,900	805,000	810,000	77,000
381,000	384,000	35,400	578,000	582,000	54,300	810,000	815,000	77,500
384,000	387,000	35,700	582,000	586,000	54,700	815,000	820,000	78,000
387,000	390,000	35,900	586,000	590,000	55,100	820,000	825,000	78,500
390,000	394,000	36,200	590,000	594,000	55,500	825,000	830,000	79,000
394,000	398,000	36,600	594,000	598,000	55,900	830,000	835,000	79,500
398,000	402,000	37,000	598,000	602,000	56,300	835,000	840,000	80,000
402,000	406,000	37,300	602,000	606,000	56,700	840,000	845,000	80,500
406,000	410,000	37,700	606,000	610,000	57,100	845,000	850,000	81,000
410,000	414,000	38,100	610,000	614,000	57,500	850,000	855,000	81,500

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
855,000 860,000 865,000 870,000 875,000	860,000 865,000 870,000 875,000 880,000	82,000 82,500 83,000 83,500 84,000	1,500,000	3,000,000	課税山林所得金額に18%を乗じて算出した金額から78,500円を控除した金額	30,000,000	50,000,000	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から4,653,500円を控除した金額
880,000 885,000 890,000 895,000 900,000	885,000 890,000 895,000 900,000 905,000	84,500 85,000 85,500 86,000 86,500	3,000,000	5,000,000	課税山林所得金額に20%を乗じて算出した金額から223,500円を控除した金額	50,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から7,153,500円を控除した金額
905,000 910,000 915,000 920,000 925,000	910,000 915,000 920,000 925,000 930,000	87,000 87,500 88,000 88,500 89,000	5,000,000	7,500,000	課税山林所得金額に28%を乗じて算出した金額から478,500円を控除した金額	100,000,000	150,000,000	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から12,153,500円を控除した金額
930,000 935,000 940,000 945,000 950,000	935,000 940,000 945,000 950,000 955,000	89,500 90,000 90,500 91,000 91,500	7,500,000	11,000,000	課税山林所得金額に30%を乗じて算出した金額から853,500円を控除した金額	150,000,000	225,000,000	課税山林所得金額に65%を乗じて算出した金額から19,653,500円を控除した金額
955,000 960,000 965,000 970,000 975,000	960,000 965,000 970,000 975,000 980,000	92,000 92,500 93,000 93,500 94,000	11,000,000	15,000,000	課税山林所得金額に35%を乗じて算出した金額から1,403,500円を控除した金額	225,000,000	300,000,000	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から30,903,500円を控除した金額
980,000 985,000 990,000 995,000	985,000 990,000 995,000 1,000,000	94,500 95,000 95,500 96,000	15,000,000	20,000,000	課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から2,153,500円を控除した金額	300,000,000円以上		課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から45,903,500円を控除した金額
1,000,000	1,500,000	課税山林所得金額に10%を乗じて算出した金額から8,500円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から3,153,500円を控除した金額			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

族		等		の		数			
4人		5人		6人		7人		8人以上	
税 総 所 得 金 額 等									
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
210千円未満		220千円未満		230千円未満		240千円未満		250千円未満	
								250	270
				230	240	240	270	270	410
		220	250	240	390	270	430	410	470
210	360	250	410	390	460	430	510	470	560
360	440	410	510	460	700	510	770	560	840
440	740	510	840	700	1,090	770	1,190	840	1,290
740	1,590	840	1,790	1,090	1,990	1,190	2,430	1,290	2,630
1,590	7,020	1,790	8,020	1,990	9,020	2,430	10,770	2,630	11,770
7,020	20,000	8,020	20,000	9,020	20,000	10,770	20,000	11,770	20,000

の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

た控除対象配偶者及び旧法第八十四条(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

一項第一号に掲げる金額から1万3千円を控除した金額が昭和43年分の所得税に係る予定納税基準額である。

附則別表第三 昭和43年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和42年分の課税総 所得金額等に係る所 得税の額に乘すべき 率	扶 養 親							
	0 人		1 人		2 人		3 人	
	昭 和 4 2 年 分 の 課							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	千円 167千円未満	千円	千円 180千円未満	千円	千円 190千円未満	千円	千円 200千円未満	千円
60								
65								
70								
75								
80							200	370
85					190	400	370	500
90			180	640	400	840	500	1,200
95	167	1,190	640	3,210	840	4,550	1,200	5,550
99	1,190	20,000	3,210	20,000	4,550	20,000	5,550	20,000

(注)

(一) この表は、昭和42年分の課税総所得金額等が2,000万円未満である者について適用する表である。

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「昭和42年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号(昭和四十三年分及び昭和四十四年分

(2) 「扶養親族等の数」とは、昭和42年分の所得税につき旧法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受け

(三) 昭和42年分の課税総所得金額等が2,000万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第

族 等 の 数									
4 人		5 人		6 人		7 人		8 人 以 上	
税 総 所 得 金 額 等									
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
168千円未満		170千円未満		173千円未満		175千円未満		178千円未満	
								178	220
168	330	170	380	173	430	175	480	220	660
330	1,760	380	2,250	430	2,500	480	3,030	660	3,280
1,760	5,000	2,250	5,000	2,500	5,000	3,030	5,000	3,280	5,000

税に係る予定納税基準額の計算の特例)において準用する同条第一項第二号に規定する課税総所得金額等をいう。
控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた
用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

項において準用する同条第一項第一号に掲げる金額から2千円を控除した金額が昭和44年分の所得税に係る予定納税

附則別表第四 昭和44年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和43年分の課税総 所得金額等に係る所 得税の額に乘すべき 率	扶 養 親							
	0 人		1 人		2 人		3 人	
	昭 和 43 年 分 の 課							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	千円 158千円未満	千円	千円 160千円未満	千円	千円 163千円未満	千円	千円 165千円未満	千円
85								
90								
95			160	630	163	1,060	165	1,310
99	158	5,000	630	5,000	1,060	5,000	1,310	5,000

(注)

(一) この表は、昭和43年分の課税総所得金額等が500万円未満である者について適用する表である。

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「昭和43年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第五項(昭和四十三年分及び昭和四十四年分の所得

(2) 「扶養親族等の数」とは、昭和43年分の所得税につき附則第三条第一項(昭和四十三年分の所得税の所得控除対象配偶者及び附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条(扶養控除)の規定の適

(三) 昭和43年分の課税総所得金額等が500万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第五基準額である。

附則別表第五 昭和43年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 2,000	円未満	円 0	円 51,000	円 52,000	円 4,700	円 137,000	円 139,000	円 13,000
2,000	3,000	100	52,000	53,000	4,800	139,000	141,000	13,200
3,000	4,000	200	53,000	54,000	4,900	141,000	143,000	13,400
4,000	5,000	300	54,000	55,000	5,000	143,000	145,000	13,600
5,000	6,000	400	55,000	56,000	5,100	145,000	147,000	13,800
6,000	7,000	500	56,000	57,000	5,200	147,000	149,000	14,000
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,300	149,000	151,000	14,200
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,300	151,000	153,000	14,400
9,000	10,000	800	59,000	60,000	5,400	153,000	155,000	14,600
10,000	11,000	900	60,000	61,000	5,500	155,000	157,000	14,800
11,000	12,000	1,000	61,000	62,000	5,600	157,000	159,000	15,000
12,000	13,000	1,100	62,000	63,000	5,700	159,000	161,000	15,200
13,000	14,000	1,200	63,000	64,000	5,800	161,000	163,000	15,400
14,000	15,000	1,300	64,000	65,000	5,900	163,000	165,000	15,600
15,000	16,000	1,300	65,000	67,000	6,000	165,000	167,000	15,800
16,000	17,000	1,400	67,000	69,000	6,200	167,000	169,000	16,000
17,000	18,000	1,500	69,000	71,000	6,400	169,000	171,000	16,200
18,000	19,000	1,600	71,000	73,000	6,600	171,000	173,000	16,400
19,000	20,000	1,700	73,000	75,000	6,700	173,000	175,000	16,600
20,000	21,000	1,800	75,000	77,000	6,900	175,000	177,000	16,800
21,000	22,000	1,900	77,000	79,000	7,100	177,000	179,000	17,000
22,000	23,000	2,000	79,000	81,000	7,300	179,000	181,000	17,200
23,000	24,000	2,100	81,000	83,000	7,500	181,000	183,000	17,400
24,000	25,000	2,200	83,000	85,000	7,700	183,000	185,000	17,600
25,000	26,000	2,300	85,000	87,000	7,900	185,000	187,000	17,800
26,000	27,000	2,400	87,000	89,000	8,000	187,000	189,000	18,000
27,000	28,000	2,500	89,000	91,000	8,200	189,000	191,000	18,200
28,000	29,000	2,600	91,000	93,000	8,400	191,000	193,000	18,400
29,000	30,000	2,600	93,000	95,000	8,600	193,000	195,000	18,600
30,000	31,000	2,700	95,000	97,000	8,800	195,000	198,000	18,800
31,000	32,000	2,800	97,000	99,000	9,000	198,000	201,000	19,100
32,000	33,000	2,900	99,000	101,000	9,200	201,000	204,000	19,400
33,000	34,000	3,000	101,000	103,000	9,400	204,000	207,000	19,700
34,000	35,000	3,100	103,000	105,000	9,600	207,000	210,000	20,000
35,000	36,000	3,200	105,000	107,000	9,800	210,000	213,000	20,300
36,000	37,000	3,300	107,000	109,000	10,000	213,000	216,000	20,600
37,000	38,000	3,400	109,000	111,000	10,200	216,000	219,000	20,900
38,000	39,000	3,500	111,000	113,000	10,400	219,000	222,000	21,200
39,000	40,000	3,600	113,000	115,000	10,600	222,000	225,000	21,500
40,000	41,000	3,700	115,000	117,000	10,800	225,000	228,000	21,800
41,000	42,000	3,800	117,000	119,000	11,000	228,000	231,000	22,100
42,000	43,000	3,900	119,000	121,000	11,200	231,000	234,000	22,400
43,000	44,000	3,900	121,000	123,000	11,400	234,000	237,000	22,700
44,000	45,000	4,000	123,000	125,000	11,600	237,000	240,000	23,000
45,000	46,000	4,100	125,000	127,000	11,800	240,000	243,000	23,300
46,000	47,000	4,200	127,000	129,000	12,000	243,000	246,000	23,600
47,000	48,000	4,300	129,000	131,000	12,200	246,000	249,000	23,900
48,000	49,000	4,400	131,000	133,000	12,400	249,000	252,000	24,200
49,000	50,000	4,500	133,000	135,000	12,600	252,000	255,000	24,500
50,000	51,000	4,600	135,000	137,000	12,800	255,000	258,000	24,800

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

五二〇

(二)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	25,100	414,000	418,000	46,400	614,000	618,000	77,100
261,000	264,000	25,400	418,000	422,000	47,000	618,000	622,000	77,900
264,000	267,000	25,700	422,000	426,000	47,600	622,000	626,000	78,700
267,000	270,000	26,000	426,000	430,000	48,200	626,000	630,000	79,500
270,000	273,000	26,300	430,000	434,000	48,800	630,000	634,000	80,300
273,000	276,000	26,600	434,000	438,000	49,400	634,000	638,000	81,100
276,000	279,000	26,900	438,000	442,000	50,000	638,000	642,000	81,900
279,000	282,000	27,200	442,000	446,000	50,600	642,000	646,000	82,700
282,000	285,000	27,500	446,000	450,000	51,200	646,000	650,000	83,500
285,000	288,000	27,800	450,000	454,000	51,800	650,000	655,000	84,300
288,000	291,000	28,100	454,000	458,000	52,400	655,000	660,000	85,300
291,000	294,000	28,400	458,000	462,000	53,000	660,000	665,000	86,300
294,000	297,000	28,700	462,000	466,000	53,600	665,000	670,000	87,300
297,000	300,000	29,000	466,000	470,000	54,200	670,000	675,000	88,300
300,000	303,000	29,300	470,000	474,000	54,800	675,000	680,000	89,300
303,000	306,000	29,700	474,000	478,000	55,400	680,000	685,000	90,300
306,000	309,000	30,200	478,000	482,000	56,000	685,000	690,000	91,300
309,000	312,000	30,600	482,000	486,000	56,600	690,000	695,000	92,300
312,000	315,000	31,100	486,000	490,000	57,200	695,000	700,000	93,300
315,000	318,000	31,500	490,000	494,000	57,800	700,000	705,000	94,300
318,000	321,000	32,000	494,000	498,000	58,400	705,000	710,000	95,300
321,000	324,000	32,400	498,000	502,000	59,000	710,000	715,000	96,300
324,000	327,000	32,900	502,000	506,000	59,600	715,000	720,000	97,300
327,000	330,000	33,300	506,000	510,000	60,200	720,000	725,000	98,300
330,000	333,000	33,800	510,000	514,000	60,800	725,000	730,000	99,300
333,000	336,000	34,200	514,000	518,000	61,400	730,000	735,000	100,300
336,000	339,000	34,700	518,000	522,000	62,000	735,000	740,000	101,300
339,000	342,000	35,100	522,000	526,000	62,600	740,000	745,000	102,300
342,000	345,000	35,600	526,000	530,000	63,200	745,000	750,000	103,300
345,000	348,000	36,000	530,000	534,000	63,800	750,000	755,000	104,300
348,000	351,000	36,500	534,000	538,000	64,400	755,000	760,000	105,300
351,000	354,000	36,900	538,000	542,000	65,000	760,000	765,000	106,300
354,000	357,000	37,400	542,000	546,000	65,600	765,000	770,000	107,300
357,000	360,000	37,800	546,000	550,000	66,200	770,000	775,000	108,300
360,000	363,000	38,300	550,000	554,000	66,800	775,000	780,000	109,300
363,000	366,000	38,700	554,000	558,000	67,400	780,000	785,000	110,300
366,000	369,000	39,200	558,000	562,000	68,000	785,000	790,000	111,300
369,000	372,000	39,600	562,000	566,000	68,600	790,000	795,000	112,300
372,000	375,000	40,100	566,000	570,000	69,200	795,000	800,000	113,300
375,000	378,000	40,500	570,000	574,000	69,800	800,000	805,000	114,300
378,000	381,000	41,000	574,000	578,000	70,400	805,000	810,000	115,300
381,000	384,000	41,400	578,000	582,000	71,000	810,000	815,000	116,300
384,000	387,000	41,900	582,000	586,000	71,600	815,000	820,000	117,300
387,000	390,000	42,300	586,000	590,000	72,200	820,000	825,000	118,300
390,000	394,000	42,800	590,000	594,000	72,800	825,000	830,000	119,300
394,000	398,000	43,400	594,000	598,000	73,400	830,000	835,000	120,300
398,000	402,000	44,000	598,000	602,000	74,000	835,000	840,000	121,300
402,000	406,000	44,600	602,000	606,000	74,700	840,000	845,000	122,300
406,000	410,000	45,200	606,000	610,000	75,500	845,000	850,000	123,300
410,000	414,000	45,800	610,000	614,000	76,300	850,000	855,000	124,300

(三)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 855,000	円 860,000	円 125,300	円 955,000	円 960,000	円 145,300	円 2,200,000	円 3,000,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から280,700円を控除した金額
860,000	865,000	126,300	960,000	965,000	146,300			
865,000	870,000	127,300	965,000	970,000	147,300			
870,000	875,000	128,300	970,000	975,000	148,300			
875,000	880,000	129,300	975,000	980,000	149,300			
880,000	885,000	130,300	980,000	985,000	150,300	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から430,700円を控除した金額
885,000	890,000	131,300	985,000	990,000	151,300			
890,000	895,000	132,300	990,000	995,000	152,300			
895,000	900,000	133,300	995,000	1,000,000	153,300			
900,000	905,000	134,300						
905,000	910,000	135,300	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から95,700円を控除した金額	4,000,000	4,577,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から630,700円を控除した金額
910,000	915,000	136,300						
915,000	920,000	137,300						
920,000	925,000	138,300						
925,000	930,000	139,300						
930,000	935,000	140,300	1,500,000	2,200,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から170,700円を控除した金額	4,577,000円	1,428,900円	
935,000	940,000	141,300						
940,000	945,000	142,300						
945,000	950,000	143,300						
950,000	955,000	144,300						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、附則第三条第一項(昭和四十三年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(新法第七十六条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (ロ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 37,500円
- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(新法第七十七条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円)
 - (ロ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)
 - (ハ) その損害保険料の金額のうち新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものとがある場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が新法第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、新法第九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに 77,500 円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、107,500 円)を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者 1 人につき 77,500 円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、107,500 円)を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。

(三) 次に、(一)及び(二)により求めた金額から、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、

(i) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項(扶養控除)の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(ii) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がいない場合において、

(i) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、

(a) (b)に該当するときを除くほか、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、

(b) 当該申告書に附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載がないときは、同条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(ii) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、

それぞれその残額を求める。

(四) (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

(四) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が 1,000,000 円以上の居住者のその残額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則別表第五の附表

(一)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
294,375	円未満	159,500	円未満	382,000	円未満	229,600	円未満	301,600
294,375	296,000	159,500	384,000	384,000	231,200	472,000	474,000	303,200
296,000	298,000	160,800	386,000	386,000	232,800	474,000	476,000	304,800
298,000	300,000	162,400	388,000	388,000	234,400	476,000	478,000	306,400
300,000	302,000	164,000	390,000	390,000	236,000	478,000	480,000	308,000
						480,000	482,000	
302,000	304,000	165,600	392,000	392,000	237,600	482,000	484,000	309,600
304,000	306,000	167,200	394,000	394,000	239,200	484,000	486,000	311,200
306,000	308,000	168,800	396,000	396,000	240,800	486,000	488,000	312,800
308,000	310,000	170,400	398,000	398,000	242,400	488,000	490,000	314,400
310,000	312,000	172,000	400,000	400,000	244,000	490,000	492,000	316,000
312,000	314,000	173,600	402,000	402,000	245,600	492,000	494,000	317,600
314,000	316,000	175,200	404,000	404,000	247,200	494,000	496,000	319,200
316,000	318,000	176,800	406,000	406,000	248,800	496,000	498,000	320,800
318,000	320,000	178,400	408,000	408,000	250,400	498,000	500,000	322,400
320,000	322,000	180,000	410,000	410,000	252,000	500,000	502,000	324,000
322,000	324,000	181,600	412,000	412,000	253,600	502,000	504,000	325,600
324,000	326,000	183,200	414,000	414,000	255,200	504,000	506,000	327,200
326,000	328,000	184,800	416,000	416,000	256,800	506,000	508,000	328,800
328,000	330,000	186,400	418,000	418,000	258,400	508,000	510,000	330,400
330,000	332,000	188,000	420,000	420,000	260,000	510,000	512,000	332,000
332,000	334,000	189,600	422,000	422,000	261,600	512,000	514,000	333,600
334,000	336,000	191,200	424,000	424,000	263,200	514,000	516,000	335,200
336,000	338,000	192,800	426,000	426,000	264,800	516,000	518,000	336,800
338,000	340,000	194,400	428,000	428,000	266,400	518,000	520,000	338,400
340,000	342,000	196,000	430,000	430,000	268,000	520,000	522,000	340,000
342,000	344,000	197,600	432,000	432,000	269,600	522,000	524,000	341,600
344,000	346,000	199,200	434,000	434,000	271,200	524,000	526,000	343,200
346,000	348,000	200,800	436,000	436,000	272,800	526,000	528,000	344,800
348,000	350,000	202,400	438,000	438,000	274,400	528,000	530,000	346,400
350,000	352,000	204,000	440,000	440,000	276,000	530,000	532,000	348,000
352,000	354,000	205,600	442,000	442,000	277,600	532,000	534,000	349,600
354,000	356,000	207,200	444,000	444,000	279,200	534,000	536,000	351,200
356,000	358,000	208,800	446,000	446,000	280,800	536,000	538,000	352,800
358,000	360,000	210,400	448,000	448,000	282,400	538,000	540,000	354,400
360,000	362,000	212,000	450,000	450,000	284,000	540,000	542,000	356,000
362,000	364,000	213,600	452,000	452,000	285,600	542,000	544,000	357,600
364,000	366,000	215,200	454,000	454,000	287,200	544,000	546,000	359,200
366,000	368,000	216,800	456,000	456,000	288,800	546,000	548,000	360,800
368,000	370,000	218,400	458,000	458,000	290,400	548,000	550,000	362,400
370,000	372,000	220,000	460,000	460,000	292,000	550,000	552,000	364,000
372,000	374,000	221,600	462,000	462,000	293,600	552,000	554,000	365,600
374,000	376,000	223,200	464,000	464,000	295,200	554,000	556,000	367,200
376,000	378,000	224,800	466,000	466,000	296,800	556,000	558,000	368,800
378,000	380,000	226,400	468,000	468,000	298,400	558,000	560,000	370,400
380,000	382,000	228,000	470,000	470,000	300,000	560,000	562,000	372,000

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
562,000	564,000	373,600	652,000	654,000	445,600	742,000	744,000	518,750
564,000	566,000	375,200	654,000	656,000	447,200	744,000	746,000	520,400
566,000	568,000	376,800	656,000	658,000	448,800	746,000	748,000	522,050
568,000	570,000	378,400	658,000	660,000	450,400	748,000	750,000	523,700
570,000	572,000	380,000	660,000	662,000	452,000	750,000	752,000	525,350
572,000	574,000	381,600	662,000	664,000	453,600	752,000	754,000	527,000
574,000	576,000	383,200	664,000	666,000	455,200	754,000	756,000	528,650
576,000	578,000	384,800	666,000	668,000	456,800	756,000	758,000	530,300
578,000	580,000	386,400	668,000	670,000	458,400	758,000	760,000	531,950
580,000	582,000	388,000	670,000	672,000	460,000	760,000	762,000	533,600
582,000	584,000	389,600	672,000	674,000	461,600	762,000	764,000	535,250
584,000	586,000	391,200	674,000	676,000	463,200	764,000	766,000	536,900
586,000	588,000	392,800	676,000	678,000	464,800	766,000	768,000	538,550
588,000	590,000	394,400	678,000	680,000	466,400	768,000	770,000	540,200
590,000	592,000	396,000	680,000	682,000	468,000	770,000	772,000	541,850
592,000	594,000	397,600	682,000	684,000	469,600	772,000	774,000	543,500
594,000	596,000	399,200	684,000	686,000	471,200	774,000	776,000	545,150
596,000	598,000	400,800	686,000	688,000	472,800	776,000	778,000	546,800
598,000	600,000	402,400	688,000	690,000	474,400	778,000	780,000	548,450
600,000	602,000	404,000	690,000	692,000	476,000	780,000	782,000	550,100
602,000	604,000	405,600	692,000	694,000	477,600	782,000	784,000	551,750
604,000	606,000	407,200	694,000	696,000	479,200	784,000	786,000	553,400
606,000	608,000	408,800	696,000	698,000	480,800	786,000	788,000	555,050
608,000	610,000	410,400	698,000	700,000	482,450	788,000	790,000	556,700
610,000	612,000	412,000	700,000	702,000	484,100	790,000	792,000	558,350
612,000	614,000	413,600	702,000	704,000	485,750	792,000	794,000	560,000
614,000	616,000	415,200	704,000	706,000	487,400	794,000	796,000	561,650
616,000	618,000	416,800	706,000	708,000	489,050	796,000	798,000	563,300
618,000	620,000	418,400	708,000	710,000	490,700	798,000	800,000	564,950
620,000	622,000	420,000	710,000	712,000	492,350	800,000	802,000	566,600
622,000	624,000	421,600	712,000	714,000	494,000	802,000	804,000	568,250
624,000	626,000	423,200	714,000	716,000	495,650	804,000	806,000	569,900
626,000	628,000	424,800	716,000	718,000	497,300	806,000	808,000	571,550
628,000	630,000	426,400	718,000	720,000	498,950	808,000	810,000	573,200
630,000	632,000	428,000	720,000	722,000	500,600	810,000	812,000	574,850
632,000	634,000	429,600	722,000	724,000	502,250	812,000	814,000	576,500
634,000	636,000	431,200	724,000	726,000	503,900	814,000	816,000	578,150
636,000	638,000	432,800	726,000	728,000	505,550	816,000	818,000	579,800
638,000	640,000	434,400	728,000	730,000	507,200	818,000	820,000	581,450
640,000	642,000	436,000	730,000	732,000	508,850	820,000	822,000	583,100
642,000	644,000	437,600	732,000	734,000	510,500	822,000	824,000	584,750
644,000	646,000	439,200	734,000	736,000	512,150	824,000	826,000	586,400
646,000	648,000	440,800	736,000	738,000	513,800	826,000	828,000	588,050
648,000	650,000	442,400	738,000	740,000	515,450	828,000	830,000	589,700
650,000	652,000	444,000	740,000	742,000	517,100	830,000	832,000	591,350

(三)

給 与 等 の 金 額			給 与 等 の 金 額			給 与 等 の 金 額		
給与所得控除後の給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額		
以 上	未 満	等 の 金 額	以 上	未 満	等 の 金 額	以 上	未 満	等 の 金 額
832,000	834,000	593,000	922,000	924,000	669,950	1,012,000	1,014,000	753,200
834,000	836,000	594,650	924,000	926,000	671,800	1,014,000	1,016,000	755,050
836,000	838,000	596,300	926,000	928,000	673,650	1,016,000	1,018,000	756,900
838,000	840,000	597,950	928,000	930,000	675,500	1,018,000	1,020,000	758,750
840,000	842,000	599,600	930,000	932,000	677,350	1,020,000	1,022,000	760,600
842,000	844,000	601,250	932,000	934,000	679,200	1,022,000	1,024,000	762,450
844,000	846,000	602,900	934,000	936,000	681,050	1,024,000	1,026,000	764,300
846,000	848,000	604,550	936,000	938,000	682,900	1,026,000	1,028,000	766,150
848,000	850,000	606,200	938,000	940,000	684,750	1,028,000	1,030,000	768,000
850,000	852,000	607,850	940,000	942,000	686,600	1,030,000	1,032,000	769,850
852,000	854,000	609,500	942,000	944,000	688,450	1,032,000	1,034,000	771,700
854,000	856,000	611,150	944,000	946,000	690,300	1,034,000	1,036,000	773,550
856,000	858,000	612,800	946,000	948,000	692,150	1,036,000	1,038,000	775,400
858,000	860,000	614,450	948,000	950,000	694,000	1,038,000	1,040,000	777,250
860,000	862,000	616,100	950,000	952,000	695,850	1,040,000	1,042,000	779,100
862,000	864,000	617,750	952,000	954,000	697,700	1,042,000	1,044,000	780,950
864,000	866,000	619,400	954,000	956,000	699,550	1,044,000	1,046,000	782,800
866,000	868,000	621,050	956,000	958,000	701,400	1,046,000	1,048,000	784,650
868,000	870,000	622,700	958,000	960,000	703,250	1,048,000	1,050,000	786,500
870,000	872,000	624,350	960,000	962,000	705,100	1,050,000	1,052,000	788,350
872,000	874,000	626,000	962,000	964,000	706,950	1,052,000	1,054,000	790,200
874,000	876,000	627,650	964,000	966,000	708,800	1,054,000	1,056,000	792,050
876,000	878,000	629,300	966,000	968,000	710,650	1,056,000	1,058,000	793,900
878,000	880,000	630,950	968,000	970,000	712,500	1,058,000	1,060,000	795,750
880,000	882,000	632,600	970,000	972,000	714,350	1,060,000	1,062,000	797,600
882,000	884,000	634,250	972,000	974,000	716,200	1,062,000	1,064,000	799,450
884,000	886,000	635,900	974,000	976,000	718,050	1,064,000	1,066,000	801,300
886,000	888,000	637,550	976,000	978,000	719,900	1,066,000	1,068,000	803,150
888,000	890,000	639,200	978,000	980,000	721,750	1,068,000	1,070,000	805,000
890,000	892,000	640,850	980,000	982,000	723,600	1,070,000	1,072,000	806,850
892,000	894,000	642,500	982,000	984,000	725,450	1,072,000	1,074,000	808,700
894,000	896,000	644,150	984,000	986,000	727,300	1,074,000	1,076,000	810,550
896,000	898,000	645,900	986,000	988,000	729,150	1,076,000	1,078,000	812,400
898,000	900,000	647,750	988,000	990,000	731,000	1,078,000	1,080,000	814,250
900,000	902,000	649,600	990,000	992,000	732,850	1,080,000	1,082,000	816,100
902,000	904,000	651,450	992,000	994,000	734,700	1,082,000	1,084,000	817,950
904,000	906,000	653,300	994,000	996,000	736,550	1,084,000	1,086,000	819,800
906,000	908,000	655,150	996,000	998,000	738,400	1,086,000	1,088,000	821,650
908,000	910,000	657,000	998,000	1,000,000	740,250	1,088,000	1,090,000	823,500
910,000	912,000	658,850	1,000,000	1,002,000	742,100	1,090,000	1,092,000	825,350
912,000	914,000	660,700	1,002,000	1,004,000	743,950	1,092,000	1,094,000	827,200
914,000	916,000	662,550	1,004,000	1,006,000	745,800	1,094,000	1,095,000	829,050
916,000	918,000	664,400	1,006,000	1,008,000	747,650	1,095,000円以上		給与等の金額から265,000円を控除した金額
918,000	920,000	666,250	1,008,000	1,010,000	749,500			
920,000	922,000	668,100	1,010,000	1,012,000	751,350			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

附則別表第六 昭和43年分の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,000	円未満	0	102,000	104,000	4,700	274,000	278,000	13,000
4,000	6,000	100	104,000	106,000	4,800	278,000	282,000	13,200
6,000	8,000	200	106,000	108,000	4,900	282,000	286,000	13,400
8,000	10,000	300	108,000	110,000	5,000	286,000	290,000	13,600
10,000	12,000	400	110,000	112,000	5,100	290,000	294,000	13,800
12,000	14,000	500	112,000	114,000	5,200	294,000	298,000	14,000
14,000	16,000	600	114,000	116,000	5,300	298,000	302,000	14,200
16,000	18,000	700	116,000	118,000	5,300	302,000	306,000	14,400
18,000	20,000	800	118,000	120,000	5,400	306,000	310,000	14,600
20,000	22,000	900	120,000	122,000	5,500	310,000	314,000	14,800
22,000	24,000	1,000	122,000	124,000	5,600	314,000	318,000	15,000
24,000	26,000	1,100	124,000	126,000	5,700	318,000	322,000	15,200
26,000	28,000	1,200	126,000	128,000	5,800	322,000	326,000	15,400
28,000	30,000	1,300	128,000	130,000	5,900	326,000	330,000	15,600
30,000	32,000	1,300	130,000	134,000	6,000	330,000	334,000	15,800
32,000	34,000	1,400	134,000	138,000	6,200	334,000	338,000	16,000
34,000	36,000	1,500	138,000	142,000	6,400	338,000	342,000	16,200
36,000	38,000	1,600	142,000	146,000	6,600	342,000	346,000	16,400
38,000	40,000	1,700	146,000	150,000	6,700	346,000	350,000	16,600
40,000	42,000	1,800	150,000	154,000	6,900	350,000	354,000	16,800
42,000	44,000	1,900	154,000	158,000	7,100	354,000	358,000	17,000
44,000	46,000	2,000	158,000	162,000	7,300	358,000	362,000	17,200
46,000	48,000	2,100	162,000	166,000	7,500	362,000	366,000	17,400
48,000	50,000	2,200	166,000	170,000	7,700	366,000	370,000	17,600
50,000	52,000	2,300	170,000	174,000	7,900	370,000	374,000	17,800
52,000	54,000	2,400	174,000	178,000	8,000	374,000	378,000	18,000
54,000	56,000	2,500	178,000	182,000	8,200	378,000	382,000	18,200
56,000	58,000	2,600	182,000	186,000	8,400	382,000	386,000	18,400
58,000	60,000	2,600	186,000	190,000	8,600	386,000	390,000	18,600
60,000	62,000	2,700	190,000	194,000	8,800	390,000	396,000	18,800
62,000	64,000	2,800	194,000	198,000	9,000	396,000	402,000	19,100
64,000	66,000	2,900	198,000	202,000	9,200	402,000	408,000	19,400
66,000	68,000	3,000	202,000	206,000	9,400	408,000	414,000	19,700
68,000	70,000	3,100	206,000	210,000	9,600	414,000	420,000	20,000
70,000	72,000	3,200	210,000	214,000	9,800	420,000	426,000	20,300
72,000	74,000	3,300	214,000	218,000	10,000	426,000	432,000	20,600
74,000	76,000	3,400	218,000	222,000	10,200	432,000	438,000	20,900
76,000	78,000	3,500	222,000	226,000	10,400	438,000	444,000	21,200
78,000	80,000	3,600	226,000	230,000	10,600	444,000	450,000	21,500
80,000	82,000	3,700	230,000	234,000	10,800	450,000	456,000	21,800
82,000	84,000	3,800	234,000	238,000	11,000	456,000	462,000	22,100
84,000	86,000	3,900	238,000	242,000	11,200	462,000	468,000	22,400
86,000	88,000	3,900	242,000	246,000	11,400	468,000	474,000	22,700
88,000	90,000	4,000	246,000	250,000	11,600	474,000	480,000	23,000
90,000	92,000	4,100	250,000	254,000	11,800	480,000	486,000	23,300
92,000	94,000	4,200	254,000	258,000	12,000	486,000	492,000	23,600
94,000	96,000	4,300	258,000	262,000	12,200	492,000	498,000	23,900
96,000	98,000	4,400	262,000	266,000	12,400	498,000	504,000	24,200
98,000	100,000	4,500	266,000	270,000	12,600	504,000	510,000	24,500
100,000	102,000	4,600	270,000	274,000	12,800	510,000	516,000	24,800

(二)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
516,000	522,000	25,100	828,000	836,000	46,400	1,228,000	1,236,000	77,100
522,000	528,000	25,400	836,000	844,000	47,000	1,236,000	1,244,000	77,900
528,000	534,000	25,700	844,000	852,000	47,600	1,244,000	1,252,000	78,700
534,000	540,000	26,000	852,000	860,000	48,200	1,252,000	1,260,000	79,500
540,000	546,000	26,300	860,000	868,000	48,800	1,260,000	1,268,000	80,300
546,000	552,000	26,600	868,000	876,000	49,400	1,268,000	1,276,000	81,100
552,000	558,000	26,900	876,000	884,000	50,000	1,276,000	1,284,000	81,900
558,000	564,000	27,200	884,000	892,000	50,600	1,284,000	1,292,000	82,700
564,000	570,000	27,500	892,000	900,000	51,200	1,292,000	1,300,000	83,500
570,000	576,000	27,800	900,000	908,000	51,800	1,300,000	1,310,000	84,300
576,000	582,000	28,100	908,000	916,000	52,400	1,310,000	1,320,000	85,300
582,000	588,000	28,400	916,000	924,000	53,000	1,320,000	1,330,000	86,300
588,000	594,000	28,700	924,000	932,000	53,600	1,330,000	1,340,000	87,300
594,000	600,000	29,000	932,000	940,000	54,200	1,340,000	1,350,000	88,300
600,000	606,000	29,300	940,000	948,000	54,800	1,350,000	1,360,000	89,300
606,000	612,000	29,700	948,000	956,000	55,400	1,360,000	1,370,000	90,300
612,000	618,000	30,200	956,000	964,000	56,000	1,370,000	1,380,000	91,300
618,000	624,000	30,600	964,000	972,000	56,600	1,380,000	1,390,000	92,300
624,000	630,000	31,100	972,000	980,000	57,200	1,390,000	1,400,000	93,300
630,000	636,000	31,500	980,000	988,000	57,800	1,400,000	1,410,000	94,300
636,000	642,000	32,000	988,000	996,000	58,400	1,410,000	1,420,000	95,300
642,000	648,000	32,400	996,000	1,004,000	59,000	1,420,000	1,430,000	96,300
648,000	654,000	32,900	1,004,000	1,012,000	59,600	1,430,000	1,440,000	97,300
654,000	660,000	33,300	1,012,000	1,020,000	60,200	1,440,000	1,450,000	98,300
660,000	666,000	33,800	1,020,000	1,028,000	60,800	1,450,000	1,460,000	99,300
666,000	672,000	34,200	1,028,000	1,036,000	61,400	1,460,000	1,470,000	100,300
672,000	678,000	34,700	1,036,000	1,044,000	62,000	1,470,000	1,480,000	101,300
678,000	684,000	35,100	1,044,000	1,052,000	62,600	1,480,000	1,490,000	102,300
684,000	690,000	35,600	1,052,000	1,060,000	63,200	1,490,000	1,500,000	103,300
690,000	696,000	36,000	1,060,000	1,068,000	63,800	1,500,000	1,510,000	104,300
696,000	702,000	36,500	1,068,000	1,076,000	64,400	1,510,000	1,520,000	105,300
702,000	708,000	36,900	1,076,000	1,084,000	65,000	1,520,000	1,530,000	106,300
708,000	714,000	37,400	1,084,000	1,092,000	65,600	1,530,000	1,540,000	107,300
714,000	720,000	37,800	1,092,000	1,100,000	66,200	1,540,000	1,550,000	108,300
720,000	726,000	38,300	1,100,000	1,108,000	66,800	1,550,000	1,560,000	109,300
726,000	732,000	38,700	1,108,000	1,116,000	67,400	1,560,000	1,570,000	110,300
732,000	738,000	39,200	1,116,000	1,124,000	68,000	1,570,000	1,580,000	111,300
738,000	744,000	39,600	1,124,000	1,132,000	68,600	1,580,000	1,590,000	112,300
744,000	750,000	40,100	1,132,000	1,140,000	69,200	1,590,000	1,600,000	113,300
750,000	756,000	40,500	1,140,000	1,148,000	69,800	1,600,000	1,610,000	114,300
756,000	762,000	41,000	1,148,000	1,156,000	70,400	1,610,000	1,620,000	115,300
762,000	768,000	41,400	1,156,000	1,164,000	71,000	1,620,000	1,630,000	116,300
768,000	774,000	41,900	1,164,000	1,172,000	71,600	1,630,000	1,640,000	117,300
774,000	780,000	42,300	1,172,000	1,180,000	72,200	1,640,000	1,650,000	118,300
780,000	788,000	42,800	1,180,000	1,188,000	72,800	1,650,000	1,660,000	119,300
788,000	796,000	43,400	1,188,000	1,196,000	73,400	1,660,000	1,670,000	120,300
796,000	804,000	44,000	1,196,000	1,204,000	74,000	1,670,000	1,680,000	121,300
804,000	812,000	44,600	1,204,000	1,212,000	74,700	1,680,000	1,690,000	122,300
812,000	820,000	45,200	1,212,000	1,220,000	75,500	1,690,000	1,700,000	123,300
820,000	828,000	45,800	1,220,000	1,228,000	76,300	1,700,000	1,710,000	124,300

昭和四十二年四月四日 衆議院會議録第二十号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,710,000	1,720,000	125,300	2,000,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から96,700円を控除した金額	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,430,700円を控除した金額			
1,720,000	1,730,000	126,300									
1,730,000	1,740,000	127,300									
1,740,000	1,750,000	128,300									
1,750,000	1,760,000	129,300									
1,760,000	1,770,000	130,300	3,000,000	4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から170,700円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,430,700円を控除した金額			
1,770,000	1,780,000	131,300									
1,780,000	1,790,000	132,300									
1,790,000	1,800,000	133,300									
1,800,000	1,810,000	134,300									
1,810,000	1,820,000	135,300	4,400,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から280,700円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,980,700円を控除した金額			
1,820,000	1,830,000	136,300									
1,830,000	1,840,000	137,300									
1,840,000	1,850,000	138,300									
1,850,000	1,860,000	139,300									
1,860,000	1,870,000	140,300	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から430,700円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,180,700円を控除した金額			
1,870,000	1,880,000	141,300									
1,880,000	1,890,000	142,300									
1,890,000	1,900,000	143,300									
1,900,000	1,910,000	144,300									
1,910,000	1,920,000	145,300	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から630,700円を控除した金額	120,000,000 円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,180,700円を控除した金額			
1,920,000	1,930,000	146,300									
1,930,000	1,940,000	147,300									
1,940,000	1,950,000	148,300									
1,950,000	1,960,000	149,300									
1,960,000	1,970,000	150,300	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から930,700円を控除した金額						
1,970,000	1,980,000	151,300									
1,980,000	1,990,000	152,300									
1,990,000	2,000,000	153,300									

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から新法第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額から新法別表第八の附表により新法第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一) 法人税法の一部を改正する法律案

理 由

今次の税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況にかえりみ、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、給与所得控除額、障害者控除額の引上げ等によりその負担の軽減を図るとともに、適格退職年金の従業員掛金及び地方公共団体が心身障害者に関して実施する共済制度の掛金を生命保険料控除の対象とするほか、雑損控除等の所得控除及び純損失の繰越控除の適用要件を緩和する等所要の規定の整備合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法人税法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十三年二月六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

法人税法の一部を改正する法律

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「を取得するために要した金額」を「の帳簿価額」に改める。

第四十五条第一項中「若しくは軌道」を「軌道若しくは有線放送電話」に改め、同項に次の一号を加える。

六 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第五十二号)第二条第二項(定義)に規定する有線放送電話業務に係る事業

第五十二条第一項、第五十三条第一項及び第五十四条第一項中「青色申告書を提出する」を削る。

第五十五条第一項中「青色申告書を提出する」を削り、同条第二項中「青色申告書の提出の承認を取り消された場合」を「前項の退職給与規程が存在しないこととなつた場合」に改める。

第五十六条第一項中「青色申告書を提出する」を削り、同条第二項中「青色申告書の提出の承認を取り消された場合」を削る。

第五十七条の見出しを「(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)」に改め、同条第一項中「青色申告書である」を削り、「本文」を「当該欠損金額につき本文」に、「所得の金額をこえる場合」を「所得の金額(当該欠損金額の生じた事業年度前の事業年度において生じた欠損金額に相当する金額で本文又は次条第一項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものがある場合には、当該損金の額に算入される金額を繰越した金額)をこえる場合」に改める。

第七十二条第三項中「提出する法人の繰越欠損金の損金算入」を「提出した事業年度の欠損金の繰越し」に、「提出しない法人の災害による繰越損失金の損金算入」を「提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し」に改める。

第八十一条第四項中「(青色申告書を提出する法人の繰越欠損金の損金算入)又は第五十八条(青色申告書を提出しない法人の災害による繰越損失金の損金算入)」を「(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)」に改める。

第八十七条中「千分の十二」を「百分の一」に改める。

第二百二条第二項中「提出する法人の繰越欠損金の損金算入」を「提出した事業年度の欠損金の繰越し」に改める。

定により当該各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十一条(欠損金の繰戻しによる還付)の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く」を「前条第一項又は第八十一条(欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用があるものを除く」に、「本文及び前条第一項」を「当該欠損金額につき本文」に、「所得の金額をこえる場合」を「所得の金額(当該欠損金額の生じた事業年度前の事業年度において生じた欠損金額に相当する金額で本文又は前条第一項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものがある場合には、当該損金の額に算入される金額を繰越した金額)をこえる場合」に改める。

第七十二条第三項中「提出する法人の繰越欠損金の損金算入」を「提出した事業年度の欠損金の繰越し」に、「提出しない法人の災害による繰越損失金の損金算入」を「提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し」に改める。

第八十一条第四項中「(青色申告書を提出する法人の繰越欠損金の損金算入)又は第五十八条(青色申告書を提出しない法人の災害による繰越損失金の損金算入)」を「(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)」に改める。

第八十七条中「千分の十二」を「百分の一」に改める。

第二百二条第二項中「提出する法人の繰越欠損金の損金算入」を「提出した事業年度の欠損金の繰越し」に改める。

別表第二第一号の表中日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法
---------------	----------

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

(配当等の額とみなす金額に関する経過規定)
第二条 改正後の法人税法(以下「新法」という。)

しに、「提出しない法人の災害による繰越損失金の損金算入」を「提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し」に改める。

第四百四十五条第二項の表中「繰越損失金の損金算入」を「損失金の繰越し」に改める。

別表第二第一号の表中自転車競技会の項の次に次のように加える。

司法書士会	司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)
-------	----------------------

別表第二第一号の表中土地改良事業団体連合会の項の次に次のように加える。

土地家屋調査士会	土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)
----------	---------------------------

別表第二第一号の表中日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本司法書士会連合会	司法書士法
------------	-------

別表第二第一号の表中日本電信電話公社共済組合の項の次に次のように加える。

第二十四条第一項（減資等により交付される金銭等のうち配当等の額とみなす金額）の規定は、法人（新法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項各号に掲げる金銭その他の資産の交付を受ける場合について適用し、法人が同日前に当該金銭その他の資産の交付を受けた場合には、なお従前の例による。

（工事負担金に係る圧縮記帳及び引当金に関する経過規定）

第三条 新法第四十五条（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）及び第五十二条から第五十六条まで（引当金）の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過規定）

第四条 新法第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）及び第八十一条第四項（欠損金の繰戻しによる還付）（新法第四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

（退職年金積立金に対する法人税の税率に関する経過規定）

第五條 新法第八十七条（退職年金積立金に対する法人税の税率）の規定は、退職年金業務を行なう内国法人の施行日以後に開始する事業年度の退職年金積立金に対する法人税について適用し、退職年金業務を行なう内国法人の同日前に開始した事業年度の退職年金積立金に対する法人税については、なお従前の例による。

（会社更生法の一部改正）

第六條 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二百六十九條第三項中「青色申告書を提出する法人の繰越欠損金の損金算入」を「（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）」に、「（青色申告書を提出しない法人の災害による繰越損失金の損金算入）」を「（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）」に改める。

理 由

今次の税制改正の一環として、貸倒引当金その他の引当金の設定につき青色申告要件を廃止し、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除の適用要件を緩和する等課税所得の計算について簡素合理化を図るほか、退職年金積立金に対する法人税の税率を引き下げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

物品税法等の一部を改正する法律案

右

昭和四十三年二月六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

物品税法等の一部を改正する法律

（物品税法の一部改正）

第一条 物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第五項中「第一項第六号を」を「第一項第五号」に改め、同条第七項中「同項第六号」を「同項第五号」に改める。

第十八条第一項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第二十九條第二項第二号中「第二十五条」を削る。

第三十六條及び第四十一条中「第二十五条第一項若しくは」を削る。

別表第一〇号を次のように改める。

一〇 テレビジョン受像機及び音響機器並びにこれらの関連製品	
1 大型テレビジョン受像機（映像面の最大径が五二センチメートルをこえるブラウン管を使用したものをいう。）及びそのブラウン管	二〇%
2 小型テレビジョン受像機（映像面の最大径が五二センチメートル以下のブラウン管を使用したものをいう。）及びそのブラウン管	一五%
3 音響機（アンサンブル式レコード演奏装置を含む）、レコードプレーヤー、レコードプレイヤーユニット及びレコード選択機	一五%
4 ステレオ式のラジオ受信機（ラジオチューナーを除く。）及び拡声用増幅器（他の拡声用増幅器に接続してその入力を増幅するための増幅器を含む。9において同じ。）で、幅又は高さが九〇センチメートル以上の金属製ケースに収容されたものの以外のもの	一五%
5 複合型スピーカシステム	一五%
6 蓄音機用のレコード	一五%
7 ラジオ受信機（9に掲げるものを除く。）	一〇%
8 テープ式又は円盤式の磁気録音再生機	一〇%
9 マイクロホン、ラジオ受信機（マイクrohホンミキサーを有するもの及び幅又は高さが九〇センチメートル以上の金属製ケースに収容されたものでその出力が二五ワット以上のものに限る。）、拡声用増幅器及びスピーカシステム	五%

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一) 物品税法等の一部を改正する法律案

(物品税法の一部を改正する法律の一部改正)
 第二条 物品税法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「昭和四十三年九月三十日」の下に「(第二号に掲げる物品にあつては、昭和四十五年九月三十日)」を加え、同項第二号中「百分の十」の下に「(昭和四十三年十月一日から昭和四十五年九月三十日までの間に当該製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものにあつては、百分の十五)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 昭和四十三年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる前条第一号に掲げる物品に課されるべき物品税の税率は、新別表の定めにかかわらず、その価格の百分の五とする。

附則第六条の表の下欄中「第二号第一項」を「第二号」に改める。

附則第七条第一項中「及び第二十二号第三項」を「第二十二号第三項及び第二十六号第三項」に、「第八十八号の二第三項」を「第八十八号の二第三項(同法第八十八号の三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」に、「承認」を「届出又は承認」に改め、「日以後」の下に「(同欄に期間を掲げている場合には、当該期間内。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、同項の表中附則第四条第二項第二号に掲げる物品の項を次のように改める。

附則第四条第二項第二号に掲げる物品	昭和三十七年一〇月一日から昭和四三年九月三〇日まで	昭和四三年一〇月一日から昭和四五年九月三〇日まで	一五%
	昭和三十七年一〇月一日から昭和四五年九月三〇日まで	昭和四五年一〇月一日	二〇%
	昭和四三年四月一日から昭和四五年三月三十一日まで	昭和四五年四月一日	一五%

附則第七条に次の一項を加える。

3 前項の規定は、第一項の表の物品名欄に掲げる物品のうち、関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十一年法律第三十九号)による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和四十一年法律第三十九号)による改正後の輸入品の規定により物品税の免除を受けて同表の期間欄に掲げる期間の末日までに保税地域から引き取られるものについて、同表の期日欄に掲げる日以後に同法第三十一号第三項若しくは第十二条第三項又は第十三条第三項において準用する関税法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項若しくは第十七条第三項の規定に該当することとなつた場合について準用する。

附則第八条中「課税物品若しくは」を「課税物品」に、「課税物品について、同表」を「課税物品若しくは当該期間内に同法第八十八号の三第一項に規定する参加国若しくは出品者によつて同項に規定する方法により購入された課税物品について、同表」に、「の規定の適用がある場合又は」を若しくは「租税特別措置法第八十八号の三第五項本文の規定の適用がある場合又は当該期間内に」に改める。

附則第十条第二項及び第四項中「附則第三条各号」を「附則第三条第一号」に改め、同条第六項中「第四十六号第三号」を「第四十六号第二号」に、「同条第三号」を「同条第二号」に改める。

附則第十一条の表中

昭和四十三年四月一日	七〇個	一五%	昭和四十三年四月一日	一〇〇個	五%
昭和四十五年四月一日	一〇〇個	一〇%	昭和四十五年四月一日	一〇〇個	一〇%

に改め、附則第三条第二号に掲げる物品で新別表第二種第一〇号に該当するものの項、附則第三条第二号に掲げる物品で新別表第二種第一〇号に該当するものの項、附則第四条第一項第一号に掲げる物品の項及び附則第四条第一項第二号に掲げる物品の項を削り、

昭和四十三年一〇月一日	二〇個	五%	昭和四十三年一〇月一日	二〇個	一〇%
昭和四十五年一〇月一日	二〇個	五%	昭和四十五年一〇月一日	二〇個	一〇%

に改める。

附則

第一条 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

(一般的経過規定)

第二条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

(暫定的非課税)

第三条 次に掲げる物品のうち、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から昭和四十五年三月三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについては、物品税を課さない。

一 改正後の物品税法別表(以下「新別表」という。)第二種第一〇号1及び2に掲げる物品のうち高圧電源回路以外の回路に受信用真空管を使用しないテレビジョン受像機で、映像面の最大径が三十二センチメートルをこえるブラウン管を使用したもの及びカラー放送電波を受信し、その映像の各部に適した色彩を現出させ、かつ、変化させることにより放送電波による色彩映像を再現するもの

二 新別表第二種第一〇号5に掲げる物品のうち、その音源が電気発振方式の音源群のみからなるもの

(税率の暫定的軽減)

第四条 次の各号に掲げる物品のうち、施行日から昭和四十五年三月三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに課されるべき物品税の税率は、新別表の定めにかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一 新別表第二種第一〇号2に掲げる物品のうち高圧電源回路以外の回路に受信用真空管を使用しないテレビジョン受像機で、前条第一号に掲げるものの以外のもので、その価格の百分の五を増幅するための増幅器、その価格の百分の五
 二 新別表第二種第一〇号4に掲げる音声用増幅器のうち、他の音声用増幅器に接続してその入力
 三 新別表第二種第一〇号4及び5に掲げる物品のうち、改正前の物品税法別表(以下「旧別表」と

いう。第二種第一〇号に掲げる拡声用増幅器及び拡声器(次号に掲げるものを除く。)に該当するもの、その価格の百分の十

四 新別表第二種第一〇号に掲げる物品のうち、旧別表第二種第一〇号に掲げる拡声器に該当するもので、スピーカケースの幅又は高さが三十センチメートル未満のもの、その価格の百分の五

(課税標準の暫定的特例)

第五条 新別表第二種第一〇号1及び2に掲げる物品のうち、九十メガサイクルから百八メガサイクルまで、百七十メガサイクルから二百二十メガサイクルまで及び四百七十メガサイクルから七百七十メガサイクルまでの周波数のテレビジョン放送電波の全部を受信することができるテレビジョン受像機で、施行日から昭和四十五年三月三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに係る物品税の課税標準は、物品税法第十一条及び第十三条の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額から、周波数三百メガサイクルをこえるテレビジョン放送電波を受信することができる回路を附するため通常要する費用として政令で定める金額を控除した金額とする。

(軽減税率適用物品等の免税移出に係る経過規定)

第六条 次の表の物品名欄に掲げる物品のうち同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出されるもので、物品税法第十七条第三項(同法第十九条第三項、第二十二條第三項及び第二十六條第三項において準用する場合を含む。)又は租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第八十八條の二第三項(同法第八十八條の三第三項において準用する場合を含む。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限が同表の期日欄に掲げる日以後(同欄に期間を掲げている場合には、当該期間内。次項及び次条において同じ。)に到来するものに限り。)について、当該期限までにこれらの規定に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれ同表の税率欄に掲げる税率とする。

物 品 名	期 間	期 日	税 率
附則第四条第一号に掲げる物品	施行日から昭和四十五年三月三十一日まで	昭和四十五年四月一日	一五%
新別表第二種第一〇号4に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号7に掲げる物品に該当するもの	施行日前から昭和四三年三月三十一日まで	昭和四三年四月一日	一五%
附則第四条第三号に掲げる物品	施行日前から昭和四三年三月三十一日まで	昭和四三年三月三十一日	一〇%
	施行日前から昭和四五年三月三十一日まで	昭和四五年四月一日	一五%

2 前項の表の物品名欄に掲げる物品のうち、次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて同項の表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて、同表の期日欄に掲げる日以後に次の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれ同項の表の税率欄に掲げる税率とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
物品税法第十八条第一項	同法第十八条第八項
物品税法第二十三条第一項	同法第二十三条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第三項において準用する関税定率法第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)第九条第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)第九十一條第二項(これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第一条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第一条

(輸出免税を受けた軽減税率適用物品等の用途外使用に係る経過規定)

第七条 前条第一項の表の物品名欄に掲げる物品のうち、次の各号に掲げるもので同表の期間欄に掲げる期間内に購入され、又は引き取られたものについて、同表の期日欄に掲げる日以後に当該各号に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれ同表の税率欄に掲げる税率とする。

一 物品税法第二十条第六項に規定する輸出物品販売場において同条第一項に規定する非居住者によつて同項に規定する方法により購入された課税物品 同条第三項本文又は第五項本文

二 物品税法第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第二十四條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けて購入され、又は引き取られた課税物品 同法第二十二條第六項(同法第二十三條第四項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。)

三 租税特別措置法第八十八條の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入された課税物品 同条第五項において準用する物品税法第二十条第三項本文又は第五項本文

四 租税特別措置法第八十八條の三第一項に規定する参加国又は出品者によつて同項に規定する方法により購入された課税物品 同条第五項本文

(もと入れに係る経過規定)

第八条 施行日前にその製造に係る製造場から移出された旧別表第二種第一〇号の課税物品のうち、新別表第二種第一〇号の課税物品に該当しないもので、施行日から昭和四十三年六月三十日までの間に当該製造場にもと入れられたものについては、物品税法第二十八條の規定の適用上なお第二種の新課税物品とみなす。この場合において、同条第一項中「これらの規定」とあるのは「昭和四十三年四月一日から同年六月三十日までの間におけるこれらの規定」と、同条第二項中「申告書の提出があつたとき」とあるのは「申告書が昭和四十三年六月三十日までに提出されたとき」とする。

(営業開廃申告に係る経過規定)

第九条 施行日前から引き続いて附則第四条第一号、第二号若しくは第四号に掲げる物品又は新別表第二種第一〇号に掲げる拡声用増幅器のうち他の拡声用増幅器に接続してその入力を増幅するための増幅器で、課税物品に該当するものの製造をする者は、同日から一月以内に、その製造場の位置その他政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

2 昭和四十五年四月一日前から引き続いて附則第三条各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造をする者は、同日から一月以内に前項に規定する事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

3 施行日前から引き続いて物品税法第七条第一項の委託又は指示をすることにより、同項の規定により第一項に規定する物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、同日から一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他政令で定める事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

4 昭和四十五年四月一日前から引き続いて物品税法第七条第一項の委託又は指示をすることにより、同項の規定により附則第三条各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、同日から一月以内に、前項に規定する事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

5 第一項若しくは第三項の規定による申告をした者又は第二項若しくは前項の規定による申告をした者は、それぞれ、施行日又は昭和四十五年四月一日において物品税法第三十五条第二項前段又は第四項の規定による申告をした者とみなす。

6 第一項又は第三項及び物品税法第四十六条第二号の規定は、第一項又は第三項に規定する者で施行日から一月以内に第一項の製造を廃止し、又は第三項の行為をしないこととなるものについて、第二項又は第四項及び同条第二号の規定は、第二項又は第四項に規定する者で昭和四十五年四月一日から一月以内に第二項の製造を廃止し、又は第四項の行為をしないこととなるものについては、それぞれ、適用しない。

(手持品課税)

第十条 次の表の物品名欄に掲げる物品(課税物品に該当するものに限る。以下この条において同じ。)を、同表の期日欄に掲げる日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所であつたため所持する当該物品の製造者又は販売業者がある場合において、この数量(二以上の場所であつた場合は、その合計数量)がそれぞれ同表の数量欄に掲げる数量以上であるときは、当該物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製造した者とみなし、その日に当該物品をその製造に係る製造場から移出したものとみなして、同表の税率欄に掲げる税率により物品税を課する。

物 品 名	期 日	数 量	税 率
新別表第二種第一〇号2に掲げる物品のうち、カラーテレビジョン受像機（カラー放送電波を受信し、その映像の各部に適した色彩を現出させ、かつ、変化させることにより放送電波による色彩映像を再現する受像機をいい、附則第三条第一号に掲げるものを除く。）	昭和四三年四月一日	一〇〇個	二%
附則第四条第一号に掲げる物品	昭和四三年四月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号3に掲げるアンサンブル式レコード演奏装置	昭和四三年四月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号4に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号7に掲げる物品に該当するもの	昭和四三年四月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号4に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号9に掲げる物品に該当するもの	昭和四三年四月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号5に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号9に掲げる物品に該当するもの	昭和四三年四月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号5に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号9に掲げる物品に該当するもの	昭和四三年四月一日	一〇〇個	五%
附則第三条第一号に掲げる物品で、新別表第二種第一〇号1に掲げる物品に該当するもの	昭和四五年四月一日	二〇〇個	二〇%
附則第三条第一号に掲げる物品で、新別表第二種第一〇号2に掲げる物品に該当するもの	昭和四五年四月一日	二〇〇個	一五%
附則第三条第二号に掲げる物品	昭和四五年四月一日	二〇〇個	一五%

2 前項の規定による物品税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品（同一の日に同項の規定に該当することとなつたものに限る。）に係る物品税額の合計額が、同一人につき、十万円以下るときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月末日限り、十万円をこえるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該翌月の一日から当該各号に掲げる期間内の各月にその税額を等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

- 一 その税額が二十万円以下るとき。二月
- 二 その税額が二十万円をこえ四十万円以下るとき。三月
- 三 その税額が四十万円をこえ六十万円以下るとき。四月
- 四 その税額が六十万円をこえるとき。五月

3 第一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに当該物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書

昭和四十四年四月四日 衆議院会議録第二十号(一) 物品税法等の一部を改正する法律案 租税特別措置法の一部を改正する法律案

を、当該物品が同項の規定により製造場から移出されたものとみなされた日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 第一項の表の物品名欄に掲げる物品で同項の規定による物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場にもどし入れられた場合において、当該物品の製造者（同項の規定の適用がないものとし、場合における製造者をいう。）が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額は、物品税法第二十八条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額にあわせて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。

5 第一項に規定する者が同項の期日欄に掲げる日において所持する物品のうち、同一の日に、同項の規定に該当することとなつたものと物品税法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十四号）附則第十一條第一項の規定に該当することとなつたものとがある場合には、税務署長は、第二項又は同条第二項の規定にかかわらず、第一項及び同条第一項の規定により課されるべき物品税に相当する金額の合計額について第二項の規定に準じ、その物品税を徴収する。

（罰則に係る経過規定）

第十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

昭和四十三年中に物品税の暫定的軽減又は非課税の措置の期限が到来する物品のうち、トランジスタ・テレビジョン受像機ほか三品目について、その生産及び取引の実情にかえり、その税率の漸進的引上げ又は暫定的非課税措置の期限の延長を行なうとともに、アンサンブル式レコード演奏装置に係る暫定的軽減措置の期限の到来に伴いその関連物品の税負担率の調整を行ない、ラジオ受信機等のシャシ及び受信用真空管について非課税とする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右
昭和三十二年二月十五日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）
の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二條の四」を「第五十二條の五」に、「第九十五條」を「第九十四條」に改める。
第一條中、「通行税及び」、通行税法（昭和十五年法律第四十三号）を削る。
第二條第一項第十号中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同項第十号中「第三十九号」を「第四十号」に改め、同項第十四号中「第四十号」を「第四十一号」に改める。
第四條を次のように改める。
（少額国債の利子の非課税）
第四條 所得税法の施行地に住所を有する個人が、証券業者又は金融機関で政令で定めるもの

の営業所又は事務所（以下この条において「販売機関の営業所等」という。）において、昭和四十三年一月一日から昭和四十五年三月三十一日までとの間に発行される国債（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四條第一項ただし書の規定により発行されるものに限る。以下この条において同じ。）をその発行の日から一年を経過する日（その日が昭和四十五年三月三十一日後である場合には、同日）までに購入する場合において、政令で定めるところにより、その購入の際その国債につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「特別非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、その国債の発行の日から第四期の利子の支払期までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に属する利子の各計算期間ごとにその計算期間を通じて（その国債が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて）次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り、当該計算期間に対応す

る利子については、所得税を課さない。

一 その国債につき政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けていること。

二 その国債の額面金額と当該販売機関の営業所等において特別非課税貯蓄申込書を提出し購入した他の国債の額面金額との合計額が、その個人が当該販売機関の営業所等を経由して提出した次項において準用する所得税法第十條第三項の特別非課税貯蓄申告書に記載された同項第四号に掲げる最高限度額(同条第四項の申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額)をこえないこと。

2 所得税法第十條第二項から第七項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「非課税貯蓄申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄申告書」と、同条第三項及び第七項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第四條第一項」と、同条第六項中「百万円」とあるのは「五十万円」と読み替へるものとする。

3 第一項に規定する個人が、昭和四十三年四月一日において、同年一月一日から同年三月三十一日までの間に発行された国債で同日以前に購入したものを有する場合において、同年四月三十日まで当該国債に係る証券又はこれに代わるべきもので政令で定めるものを販売機関の営業所等に提示したときは、当該国債は、その提示の際当該販売機関の営業所等において購入したものとみなして、同項の規定を適用する。

4 第一項に規定する個人が、同項の規定の適用に係る国債でその適用期間の末日において同項に規定する要件を満たすものを有する場合において、同日から一月以内に当該国債に係る前項に規定する政令で定めるものを当該国債の購入先である販売機関の営業所等に提示したときは、当該国債は、その提示の際当該販売機関の

営業所等において購入した所得税法第十條第一項に規定する有価証券とみなして、同項の規定を適用する。

第七條の二の見出し中「外貨借入金等」を「外貨借入金」に改め、同条中「次の各号に掲げる利子に對する所得税法」を「居住者又は内国法人が非居住者又は外国法人である政令で定める金融機関から借り入れる外国通貨による借入金につき昭和三十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に支払う利子で所得税法の施行地に源泉があるものに對する同法」に改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第七條の二各号を削り、同条を第七條の三とし、第七條の次に次の一条を加える。

(民間外貨債の利子の非課税)

第七條の二 内国法人が昭和四十三年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行した外貨債(外国通貨で表示される債券及び本邦通貨で表示され、確定換算率により外国通貨で支払を行なうべき旨の特約がある債券をいう)でその発行日から最終償還日までの期間が三年以上であるものに非居住者又は外国法人に對して支払う利子については、所得税を課さない。ただし、当該利子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する外国法人に對して支払うものでこれらの者の所得税法の施行地において行なう事業に歸せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

第十條の見出し中「特定設備」を「特定産業構造改善計画に基づいて特定の設備」に改め、同条第一項中「企業合理化促進法昭和二十七年法律第五号」第七條に規定する特定産業に属する事業を「第四十二條の四第二項に規定する特定産業構造改善計画を定めている産業に属する事業として政令で定めるもの」に、「昭和四十一年四月一日から

昭和四十三年三月三十一日まで」を「昭和四十三年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に、「企業の合理化を促進するため」を「当該特定産業構造改善計画に基づいて」に、「特定設備」を「特定の設備」に改め、同条第三項及び第四項中「特定設備」を「特定産業構造改善計画に基づいて特定の設備」に改める。

第十條の二第一項中「最も多い額」の下に「(以下この項において「比較試験研究費額」という。))」を加え、「金額の百分の二十五を」金額に百分の二十五(当該こえる部分の金額が、比較試験研究費額の百分の十二に相当する金額に当該比較試験研究費額に係る年の翌年からその年までの年数を乗じて計算した金額(以下この項において「基準増加額」という。))をこえる場合におけるその基準増加額をこえる部分の金額については、百分の五十)を乗じて計算した金額に改める。

第十一條第一項の表中「企業合理化促進法」の下に「昭和二十七年法律第五号」を加える。

第十三條第二項中「第十三條」を「第十二條の二」に改め、同条を第十三條の二とする。

第十三條の二第一項中「その年の十二月三十一日」を「その年(第一号に掲げる場合にあつては、昭和四十七年以前年の限る。の十二月三十一日)に改め、前項の二」に改め、同条第一項を「昭和四十三年三月三十一日」に改め、「機械及び装置」の下に「これに類するものとして政令で定める構築物を含む。」を加え、同条第二項中「前項又は次条第一項」を「前項、次条第一項又は第十三條の三第一項」に改め、「減価償却資産につき前項の下に」又は「次条第一項」を加え、「次条第一項の規定の適用を受ける年」を「第十三條の三第一項の規定の適用を受ける年」に、「その合計償却限度額に相当する金額」を「その合計償却限度額又は次条第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に相当する金額」に改め、同条を第

十三條とし、同条の次に次の一条を加える。
(中小企業構造改善促進計画を実施する商工組合等の組合員の機械等の割増償却)

第十三條の二 青色申告書を提出する個人が、その年の十二月三十一日(当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合に、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この条において同じ。))において、中小企業近代化促進法第二條に規定する中小企業者に該当し、かつ、昭和四十三年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に政令で定めるところにより中小企業構造改善促進計画を実施することについて承認を受けた商工組合その他の特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの(以下この項において「商工組合等」という。))の組合員(当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の組合員)で、その年において中小企業近代化促進法第三條第一項に規定する指定業種に属する事業で当該中小企業構造改善促進計画に係るものを主として営むものとして政令で定めるものに該当する場合に、当該個人がその年(当該承認があつた日以後一年以内の日の属する年に限る。の十二月三十一日)において有する機械及び装置(これに類するものとして政令で定める構築物を含む。))並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備(その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し第十一條から第十二條の二まで、第十五條又は第十六條の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「機械設備等」という。))の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該機械設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその二分の一に相当する

金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける機械設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは「第十三条の二第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「次条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、「控除した金額」とあるのは「控除した金額とし、当該減価償却資産につき第十三条第二項の規定の適用を受ける年については、当該年に係る同項に規定する満たない金額に相当する金額を加算した金額とする。」と読み替えるものとする。

第十一条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する前条第二項の規定を適用する場合について準用する。

第十三条の三第一項中「第十三条まで、前条」を「第十二条の二まで、第十三条」に、「前条第一項第一号又は第二号」を「第十三条第一項第一号若しくは第二号又は前条第一項」に、「同項に規定する合計償却限度額」を「第十三条第一項に規定する合計償却限度額又は前条第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」に改め、「乗じて計算した金額」の下に「(当該個人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該金額に当該各号に掲げる率を乗じて計算した金額)」を加え、同項に次の各号を加える。

一 その年について当該個人が甲種輸出貢献企業その海外取引等による収入金額の合計額、当該合計額の総収入金額のうちに占める割合その他これらに準ずるものの状況に照らし輸出の伸長に特に貢献した企業として政令で定めるものをいう。）に該当するものである場合 百分の百六十

業（その海外取引等による収入金額の合計額に照らし輸出の増加に貢献した企業（前号の甲種輸出貢献企業に該当するものを除く。）として政令で定めるものをいう。）に該当するものである場合 百分の百三十

第十三条の第三項中「又は前条第一項若しくは第二項」を、「第十三条第一項若しくは第二項、前条第一項又は同条第二項において準用する第十三条第二項」に、「前条第一項の規定」を「第十三条第一項又は前条第一項の規定」に、「同条第一項に規定する合計償却限度額」を「第十三条第一項に規定する合計償却限度額又は前条第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」に、「前条第二項」を「第十三条第二項又は前条第二項において準用する第十三条第二項」に、「同項に規定する」を「これらの規定に規定する」に改め、同条第四項第四号中「又は測量」を、「農業若しくは漁業に關する技術指導に係る役務の提供又は測量」に改め、同項第九号中「次号」を、「以下の項」に改め、同項に次の一号を加える。

一 外国において採掘等がされた第九号の一次産品の対外支払手段を対価とする販売のうち外国相互間における貨物の移動を伴うもので、本邦の貿易の拡大に寄与するものとして政令で定めるもの

第十三条の三第八項第一号中「若しくは第三号から第九号まで」を、「第三号から第九号まで若しくは第十一号に」、「又は当該取引」を、「当該取引」に改め、「旅行あつせんであつたこと」の下に「又は当該取引が同項第十一号に掲げる販売であつたこと」を加え、同条第十一項中「第一項」の下に「又は第二項」を加える。

3 前二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、これらの規定に規定する貸家住宅の償却費の額の計算に関する明細書の添附がある場合に限る、適用する。

る。

第十四条に次の一項を加える。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添附がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

第十五条第一項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第三項中「第十三条の二」を「第十三条」に改める。

第十七条を次のように改める。
(登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の特例)

第十七條 個人の有する國際觀光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第八條（同法第二十八條において準用する場合を含む。）に規定する減価償却資産の耐用年数は、所得税法の規定に基づいて定められている耐用年数の三分の一を下らず、かつ、当該耐用年数に満たない範囲内で政令で定める年数による。

第十九条第一項中「後入先出法」の下に「若しくはこれに準ずる評価方法」を加え、「百分の九十四」を「百分の九十六」に、「百分の九十二」を「百分の九十四」に改める。

第二十條第一項中「合計額」の下に「（その年について当該個人が同条第一項第一号に規定する甲種輸出貢献企業に該当するものである場合には当該合計額の百分の百六十に相当する金額とし、その年について当該個人が同項第二号に規定する乙種輸出貢献企業に該当するものである場合には当該合計額の百分の百三十に相当する金額とする。）」を加える。

第二十條の二第二項中「その年の前年から繰り越された」を「その費用又は損失の生じた日におけ

る」に改める。

第二十一条第二項中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第五項中「第十三条の三第八項本文」を「第十三条の三第七項第六号及び第八項本文」に、「同条第六項第一号及び第六号から第八号まで」を「同条第七項第一号、第七号及び第八号」に改める。

第二十三条第一項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

人、鋳金を営むものが、昭和四十年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日の属する」を「前条第一項の探鉱準備金の金額（同条第五項の

規定の適用を受けるものを除く。を有する個人が、に、「前条第二項」を「同条第二項」に、「その指定期間内に」を「において」に、「その年」を「その

年に改め、一にその年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数に乗じてこれを当該事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を割り、「前条第四項」を「前条第三項又は第四項」に改め、同条第二項を割り、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十四条に次の一項を加える。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認

めるときは、当該記載をした書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第二十五条第二項中「第二項の下に」及び第三項を加える。

第二十五条の二第一項中「第三十四号」を「第三十五号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場

合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又

は記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の証する書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第三十条の二第三項ただし書を次のように改める。

ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合において、当該記載をした書類の提出があつたときは、この限りでない。

第三十条の三に次の一項を加える。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添附がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第三十一条第五項ただし書を次のように改める。

ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載若しくは添附がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合において、当該記載をした書類並びに当該明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつたときは、この限りでない。

第三十三条第三項中、「確定申告書又は修正申告書」を「確定申告書又は修正申告書と、当該申告書とあるのは、これらの申告書」に改める。

第三十三条の二第三項ただし書を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 税務署長は、確定申告書若しくは第一項の修正申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載

若しくは添附がない確定申告書若しくは第一項の修正申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び前項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第三十四条第二項中「第十三条」を「第十二条の二」に改める。

第三十五条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合において、当該記載をした書類の提出があつたときは、この限りでない。

第三十八条の三第三項ただし書を次のように改める。

ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載若しくは添附がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合において、当該記載をした書類及び大蔵省令で定める書類の提出があつたときは、この限りでない。

第三十八条の五第二項中「第十三条」を「第十二条の二」に改める。

第三十八条の六第一項及び第三項中「昭和四十三年十二月三十一日」を「昭和四十四年十二月三十一日」に改め、同条第四項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合において、当該記載をした書類の提出があつたときは、この限りでない。

第三十八条の九中「昭和四十三年十二月三十一日」を「昭和四十四年十二月三十一日」に改める。
第三十八条の十第三項後段中「第三十八条の三

第三項」を「第三十八条の六第四項」に改める。
第三十八条の十二第三項ただし書を次のように改める。

ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載若しくは添附がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合において、当該記載をした書類及び大蔵省令で定める証明書の提出があつたときは、この限りでない。

第三十八条の十三第二項中「規定は」の下に「同項に規定する残額に相当する金額が三百万円をこえる場合には」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添附がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第三十九条第三項中「第十三条」を「第十二条の二」に改める。

第四十条第一項から第三項までの規定中「大蔵大臣」を「国税庁長官」に改める。

第四十一条の四第二項中「第四十四号」を「第四十五号」に改める。

第四十一条の八第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合において、当該記載をした書類の提出があつたときは、この限りでない。

第四十一条の十二第四項中「第四十四号」を「第四十五号」に改める。
第四十一条の十三中「第二号」を削り、「五年」を「三年」に改める。

第四十二条の三第一項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第四十二条の四の見出し中「特定設備」を「特定産業構造改善計画に基づいて特定設備」に改め、同条第一項中「企業合理化促進法第七条に規定する特定産業に属する事業」を「特定産業構造改善計画を定めている産業に属する事業として政令で定めるもの」に、「昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで」を「昭和四十三年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に、「企業の合理化を促進するため」を「当該特定産業構造改善計画に基づいて」に、「特定設備」を「特定設備」に改め、同条第三項中「特定設備」を「特定産業構造改善計画に基づいて特定設備」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項に規定する特定産業構造改善計画とは、特定の産業における生産又は経営の規模の適正化、生産又は経営の内容の専門化、生産設備の集約化等を目標とする合併、事業の共同化、業務の提携又は事業の転換その他これらに準ずる行為に関する計画で当該産業に属する企業全般の体質の強化又は国際競争力の充実にために緊急に必要とされるものをいう。

第四十二条の五第一項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に、「法人税の額に、特定合併による資本増加割合を乗じて計算した金額の百分の二十に相当する金額を」を「法人税の額に特定合併税額控除割合を乗じて計算した金額（当該計算した金額が当該法人税の額の百分の五（当該特定合併が前条第一項に規定する特定産業構造改善計画の実現に資するものとして政令で定める特定合併に該当する場合には、百分の十）に相当する金額をこえる場合には、当該金額）に改め、同条第二項中「特定合併による資本増加割合」を「特定合併税額控除割合」に、「（当該

割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げるものとし、当該割合が百分の五十をこえるときは、百分の五十とする。』を「に百分の十(当該特定合併が同項に規定する政令で定める特定合併に該当する場合には、百分の二十)を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り上げた割合)に改め、同条第四項中「同項に規定する特定合併による資本増加割合」を「同項の規定により控除される金額」に改める。

第四十二条の六第一項中「最も多い額」の下に「(以下この項において「比較試験研究費額」という。)」を加え、「金額の百分の二十五」を「金額に百分の二十五(当該こえる部分の金額が比較試験研究費額の百分の一に相当する金額に当該比較試験研究費額に係る事業年度終了の日の翌日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額(以下この項において「基準増加額」という。))をこえる場合におけるその基準増加額をこえる部分の金額については、百分の五十)を乗じて計算した金額」に改める。

第四十三条第一項の表の第一号中「第九号」を「第十号」に改め、同表の第四号中「大型であり、かつ、」を削り、同表中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 電気事業 法(昭和三十 九年法律第 百七十号) 第二十一条 第一項に規 定するもの の施行に伴 つて取得し 、又は建設 する政令で 定めるもの の送電又は 配電の設備	大都市及びその周辺 地域における送電又 は配電の設備の整備 かつ計画的な整備を 促進するため必要 とするもの
--	---

第四十五条の次に次の一条を加える。

(中小企業構造改善促進計画を実施する商工組合等の組合員の機械等の割増償却)

第四十五条の二 青色申告書を提出する法人が、

各事業年度終了の日において、中小企業近代化促進法第二条に規定する中小企業者に該当し、かつ、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に政令で定めるところにより中小企業構造改善促進計画を実施することについて承認を受けた商工組合その他の特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの(以下この項において「商工組合等」という。))の組合員(当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の組合員)で、当該事業年度において中小企業近代化促進法第三条第一項に規定する指定業種に属する事業で当該中小企業構造改善促進計画に係るものを主として営むものとして政令で定めるものに該当する場合には、当該事業年度(当該承認のあつた日以後一年以内の日を含む各事業年度に限る)終了の日において当該法人の有する機械及び装置(これに類するものとして政令で定める構築物を含む)並びに工場用の建物その他の構築物を含む)及びその附属設備(当該事業年度に定める償却額の計算に第四十三条から前条まで、第四十八条から第四十九条まで、第五十一条若しくは第五十二条の二又はこれらの規定に係るものを除く)に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む)にかかわらず、これらの資産の普通償却限度額(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の二分の一に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合には、前項の規定を適用する。

用する場合について準用する。

第四十六条第一項中「各事業年度終了の日」を「各事業年度第一号に掲げる場合にあつては、昭和四十八年九月三十日以前に終了する各事業年度に限る。終了の日」に、「第四十八条、第四十九条若しくは第五十一条を、第四十八条から第四十九条まで、第五十一条若しくは第五十一条の二に、昭和四十三年三月三十一日」を、昭和四十五年三月三十一日」に改め、「機械及び装置」の下に「これに類するものとして政令で定める構築物を含む。」を加える。

第四十六条の二第二項中「第五十一条」を「第五十一条の二」に改め、「資産について」の下に「第四十五条の二若しくは、」を加え、「前条第一項第一号又は」を「当該法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは当該金額に当該各号に掲げる率を乗じて計算した金額とするものとし、第四十五条の二の規定の適用を受ける場合にはこれらの計算した金額に同条第一項に規定する二分の一に相当する金額を加算した金額とし、前条第一項第一号又はは、」に、「当該金額を、これらの計算した金額」に、「加算した金額」を「加算した金額とする。」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該事業年度において当該法人が甲種輸出貢献企業(その海外取引等による収入金額の合計額、当該合計額の総収入金額のうちを占める割合その他これらに準ずるものの状況に照らし輸出の伸長に特に貢献した企業として政令で定めるものをいう。)に該当するものである場合 百分の百六十

二 当該事業年度において当該法人が乙種輸出貢献企業(その海外取引等による収入金額の合計額に照らし輸出の増加に貢献した企業(前号の甲種輸出貢献企業に該当するものを除く。))として政令で定めるものをいう。)に該当するものである場合 百分の百三十

第四十六条の二第三項第四号中「又は測量」を「農業若しくは漁業に関する技術指導に係る役

務の提供又は測量」に改め、同項第九号中「次号」を「以下この項」に改め、同項に次の一号を加える。

十一 外国において採掘等がされた第九号の一次産品の対外支払手段を対価とする販売のうち外国相互間における貨物の移動を伴うもので、本邦の貿易の拡大に寄与するものとして政令で定めるもの

第四十六条の二第七項第一号中「若しくは第三号から第九号まで」を、第三号から第九号まで若しくは第十一号に、「又は当該取引を、当該取引」に改め、「旅行あつせんであつたこと」の下に「又は当該取引が同項第十一号に掲げる販売であつたこと」を加える。

第四十七条第三項を次のように改める。
3 前二項の規定は、確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添附がない場合には、適用しない。ただし、当該添附がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添附がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

第四十八条第一項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第四十八条の次に次の一条を加える。

(原油備蓄施設の割増償却)

第四十八条の二 石油業法(昭和三十七年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する石油精製業を営む法人又はもつぱら当該法人の委託を受けて石油の貯蔵の業務を行なう法人で、青色申告書を提出するものが、昭和四十三年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、石油貯蔵施設をその設置をすることが原油の備蓄を増強するために緊急に必要なものとして政令で定めるもの(以下この項において「原油備蓄施設」という。)のうち建設後使用されたことのないものを取得し、

五三〇

散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、電子計算機の特別買戻損失の補てんに充てるため、当該事業年度の特定電子計算機貸付会社に対する電子計算機の販売金額で第三項に規定する政令で定める特約に係るものの合計額の百分の十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により電子計算機買戻損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する特定電子計算機貸付会社とは、電子計算機の製造又は販売の事業を営む三以上の法人が共同出資により設立した会社で、もつぱらこれらの法人から購入した電子計算機の貸付けを業とするものをいう。

3 第一項に規定する特別買戻損失とは、電子計

算機の製造又は販売の事業を営む法人が同項に規定する特定電子計算機貸付会社に販売した電子計算機をその求めに応じ一定の期間経過後に買い戻す旨の特約その他の政令で定める特約に基づいて買戻した場合には、その買戻価額のうち当該電子計算機の製造原価又は売上原価に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額以外の金額で各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに對する損失をいう。

4 第一項の電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人の各事業年度において前項の買戻しに係る電子計算機(昭和四十三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の前日に販売したものを除く)については、第一項の特別買戻損失が生じた場合には、当該特別買戻損失の生じた日における電子計算機買戻損失準備金の金額(その日までにこの項若しくは第六項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ)のうち当該特別買戻損失の額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該電子計算機買戻損失準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

5 第一項の電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された電子計算機買戻損失準備金の金額のうち同日前五年以前に終了した事業年度において積み立てた金額(当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が同日前五年以前に終了した事業年度において積み立てた金額を含む)がある場合には、

は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第一項の電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

一 第三項に規定する政令で定める特約を有しないこととなつた場合、その有しないこととなつた日における電子計算機買戻損失準備金の金額

二 解散した場合、当該解散の日における電子計算機買戻損失準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く)

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において電子計算機買戻損失準備金の金額を取りくずした場合は、その取りくずした日における電子計算機買戻損失準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

7 第一項の電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における電子計算機買戻損失準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該電子計算機買戻損失準備金の金額については、前三項及び第九項の規定は、適用しない。

8 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9 第五十四条第八項、第九項及び第十項前段の規定は、第一項の電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第九項中「者でないとき」とあるのは「者又は第五十六条の七第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないとき」と、同条第十項前段中「第二項」とあるのは「第五十六条の七第五項」と読み替へるものとする。

第五十七条の二第二項中「(昭和三十九年法律第七十号)を削る」

第五十七条の七中「青色申告書を提出する」を削り、「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第五十八条第二項中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第五項中「第四十六条の二第七項本文」を「第四十六条の二第六項第六号及び第七項本文」に、「及び第六号から第八号まで」を「第七号及び第八号」に改める。

第五十八条の二第一項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。第五十八条の三第一項中「青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、昭和四十四年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの期間(以下この項において「指定期間」という)内の日を含む各事業年度清算中の各事業年度を除く」を「前条第一項の採算準備金の金額(同条第五項の規定の適用を受けるものを除く)を有する法人が、各事業年度に、(前条第一項)を「同条第一項」に、「指定期間内に」を「において」に、「相当する金額と」を「相当する金額」とに改め、「に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第五十九条第一項中「第九号」を「第十号」に改める。

第六十一条第三項中「期限後申告書を含む」の下に「次項において同じ」を加え、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 税務署長は、前項の記載又は添附がない法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び前項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十二条中「第四十六条第一項第一号」を「第四十五条の二及び第四十六条第一項第一号」に、「同号」を「これらの規定」に改める。

第六十四条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第五十一条」を「第五十一条の二」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 税務署長は、前項の記載又は添附がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十四条の二第四項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第五項中「第四項」の下に「及び第五項」を加え、同条第六項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

第六十五条第四項中「第四項」の下に「及び第五項」を加え、同条第六項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

第六十五条の二第三項中「第四項及び」の下に「第五項並びに」を加える。

第六十五条の三第一項中「この項の規定」を「この項又は第六項の規定」に改め、同条第八項中「第

四項まで及び第六項を「第五項まで及び第七項」に、「第五項を第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項及び第三項」を「第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「その年」を「当該取用換地等のあつた日の属する年」に、「補償金等に係る特別勘定残額につき、この項の規定により」を「補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、第一項又はこの項の規定により損金の額に算入した、又は」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 税務署長は、前項の記載又は添附がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十五条の四第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第五十一条」を「第五十一条の二」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 税務署長は、前項の記載又は添附がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十五条の五第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第四項」の下に「及び第五項」を加え、同条第七項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

第六十五条の六中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第六十五条の七第三項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 税務署長は、前項の記載又は添附がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十五条の八第五項中「前条第二項」及び「同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第六項中「第六項」を「第七項」に改める。

第六十五条の九第三項中「期限後申告書を含む」の下に「次項において同じ」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 税務署長は、前項の記載又は添附がない確定申告書等又は法人税法第百二条から第百四条までの規定による申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十六條第二項に次のただし書を加える。
ただし、当該記載がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該記載をした書類の提出があつたときは、この限りでない。
第六十六條第三項中「第五十一条」を「第五十一条の二」に改める。
第六十六條の三「第六十六條の二」を「前条」に改める。
第六十六條の十一第二項中「明細」を「申告」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 税務署長は、前項の記載がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十七條の三第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 税務署長は、前項の記載又は添附がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び証する書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十八條中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。
第六十八條の二「第二号」を削り、「五年」を「三年」に改める。
第七十條の二第一項中「認められるもの」の下に「若しくは赤字字に關する諸条約に基づく業務を行なうもの」を加える。

第七十條の四第一項及び第七十六條の二「昭和四十三年十二月三十一日」を「昭和四十八年十二月三十一日」に改める。
第七十七條の三「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。
第七十七條の六中「昭和二十二年法律第百三十二号」を削る。

第七十八條の三及び第八十一條の三第一項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。
第九十五條を削る。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。
(所得税の特例に關する経過規定の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十三年分以後の所得税について適用し、昭和四十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。
(民間外貨債の利子に關する経過規定)

第三条 内国法人が昭和四十三年三月三十一日までに発行した改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第七條の二第二号に規定する外貨債につき非居住者又は外国法人に対して支払う利子については、なお従前の例による。
(個人の税額控除に關する経過規定)

第四条 個人が、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、旧特定設備(旧法第十條第一項に規定する特定設備をいう。)次項において同じ。の同条第一項に規定する廃棄をした場合には、なお従前の例による。

2 個人が、旧特定設備で昭和四十二年八月三十一日以後に旧法第十條第一項の規定の適用を新たに受けることができることとなつたもののうち政令で定める設備につき、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に、同項に規定する廃棄をした場合には、同項中「昭和四十三年三月三十一日」とあるのは「昭和四十四年三月三十一日」とし、「政令で定める設備」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号)附則第四條第二項に規定する政令で定める設備」として、同条の規定の例によるものとする。

(個人の減価償却に關する経過規定)
第五条 個人が新法第十三條の三第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する総収入金額のうち同項に規定する海外取引等による収入金額で新法の規定により同条第四項第四号に掲げる取引に新たに該当することとなつたもの又は同項第十一号に掲げる取引によるものがあるときは、これらの取引による収入金額につ

いては、当該個人のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の当該取引による収入金額に限るものとする。

（個人の準備金に関する経過規定）

第六条 個人の昭和四十三年分の事業所得の金額を計算する場合において、昭和四十二年十二月三十一日における価格変動準備金の金額と昭和四十三年十二月三十一日において旧法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額とのうちいずれか少ない金額（昭和四十三年分の事業所得に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について当該事業所得を昭和四十二年分以前年の分の事業所得とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）附則第四条第二項の規定の適用がある個人については、同項の規定の例により計算した金額）が、同日において新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえる個人については、同項の規定にかかわらず、当該合計額にそのこえる金額を加算した金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。この場合において、旧法第十九条第一項第一号中「後入先出法」とあるのは、「後入先出法若しくはこれに準ずる評価方法」とする。

2 前項の規定の適用を受けた個人の旧法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額が前年十二月三十一日における価格変動準備金の金額をこえることとなる最初の年の前年までの各年においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 その年十二月三十一日において新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額

二 前年十二月三十一日における価格変動準備金の金額から同日において新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額と

前号に掲げる合計額とのいずれか多い金額を控除した金額

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定）

第七条 新法第二十一条の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十一条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過規定）

第八条 新法第四十条の規定は、個人が施行日以後にする財産の贈与又は遺贈に係る所得税について適用し、同日前にした財産の贈与又は遺贈に係る所得税については、なお従前の例による。

（個人の利付外貨債の発行差金の非課税に関する経過規定）

第九条 新法第四十一条の十三の規定は、施行日以後に発行された同条に規定する利付外貨債の発行差金について適用し、同日前に発行された当該利付外貨債の発行差金については、なお従前の例による。

（法人税の特例に関する経過規定の原則）

第十条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の税額控除に関する経過規定）

第十一条 法人が、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、旧特定設備（旧法第四十二条の四第一項に規定する特定設備をいう。次項において同じ。）の同条第一項に規定する廃棄をした場合については、なお従前の例による。

2 法人が、旧特定設備で昭和四十二年八月三十一日以後に旧法第四十二条の四第一項の規定の適用を新たに受けることができることとなつたもののうち政令で定める設備につき、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に、同項に規定する廃棄をした場合には、同項中「昭和四十三年三月三十一日」とあるのは「昭和四十四年三月三十一日」と、政令で定める設備とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第 号）」

附則第十一条第二項に規定する政令で定める設備として、同条の規定の例によるものとする。

3 新法第四十二条の五の規定は、法人が施行日以後に行なつた同条第一項に規定する特定合併について適用し、法人が同日前行なつた旧法第四十二条の五第一項に規定する特定合併については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧法第四十二条の五第一項に規定する特定合併を行なつた法人で、同日以後に新法第四十二条の五第一項に規定する特定合併を行なつたもののこれらの規定により法人税の額から控除される金額の計算については、前項の規定にかかわらず、政令で定める。

（法人の減価償却に関する経過規定）

第十二条 新法第四十三条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 法人が新法第四十六条の二第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する総収入金額のうち同項に規定する海外取引等による収入金額で新法の規定により同条第三項第四号に掲げる取引に該当することとなつたもの又は同項第十一号に掲げる取引によるものがあるときは、これらの取引による収入金額について

ては、当該法人の施行日以後の当該取引による収入金額に限るものとする。

3 法人が、施行日前に開始した事業年度において新法第四十五条の二第一項、第四十八条の二第一項又は第五十一条の二第一項に規定する減価償却資産についてこれらの規定の適用を受ける場合には、新法第四十六条第一項、第四十六条の二第一項、第五十二条の三及び第五十二条の四第一項の規定中新法第四十五条の二、第四十八条の二又は第五十一条の二に關する部分の規定は、当該事業年度から適用する。

（法人の準備金に関する経過規定）

第十三条 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「改正事業年度」という。）において、改正事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十五号）附則第十条第一項の規定の適用を受けるものを除く。次項において同じ。）と改正事業年度終了の日において旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額とのうちいずれか少ない金額（改正事業年度の所得の金額に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について改正事業年度を施行日前に開始した事業年度とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）附則第十二条第二項の規定の適用がある法人については、同項の規定の例により計算した金額）が、改正事業年度終了の日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえる法人については、同項の規定にかかわらず、当該合計額にそのこえる金額を加算した金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。この場合において、旧法第五十三条第一項第一号中「後入先出法」とあるのは、「後入先出法若しくはこれに準ずる評価方法」とする。

2 前項の規定の適用を受けた法人の新法第五十

三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額が当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額をこえることとなる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 当該事業年度終了の日において新法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額

二 当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額から同日において新法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額と前号に掲げる合計額とのいずれか多い金額を控除した金額

3 新法第五十六條の規定は、同条第一項に規定する内国法人が施行日以後に同項に規定する特定株式等取得する場合について適用し、同日前に当該特定株式等取得した場合については、なお従前の例による。

4 新法第五十六條の七第一項に規定する特定電子計算機貸付会社との間に同条第三項に規定する政令で定める特約を締結している法人の施行日以後に開始する事業年度については、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十五号)附則第十二條第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第五十八條の四の規定は、適用しない。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定)

第十四條 新法第五十八條の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第五十八條第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

(法人の新鉱床探鉱費の特別控除に関する経過規定)

第十五條 法人の施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度における旧法第五十八條の三の規定の適用については、同条第一項中「昭和四十三年三月三十一日まで」とあるのは、「昭和四十三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日まで」とする。

(法人の利付外貨債の発行差金の非課税に関する経過規定)

第十六條 新法第六十八條の二の規定は、施行日以後に発行された同条に規定する利付外貨債の発行差金について適用し、同日前に発行された当該利付外貨債の発行差金については、なお従前の例による。

(法人の申告要件の緩和等に関する経過規定)

第十七條 新法第四十七條、第六十一條、第六十四條から第六十五條の五まで、第六十五條の七から第六十六條まで、第六十六條の十一及び第六十七條の三の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(国際観光ホテル整備法の一部改正)

第十八條 国際観光ホテル整備法の一部を次のように改正する。

第八條を次のように改める。

(減価償却資産の耐用年数)

第八條 所得税又は法人税の課税標準に関する登録ホテル業の用に供する減価償却資産で政令で定めるものの耐用年数は、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところによる。

第二十八條中「固定資産」を「減価償却資産」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 削除

(国際観光ホテル整備法の一部改正に伴う経過規定)

第十九條 改正後の国際観光ホテル整備法第八條(同法第二十八條において準用する場合を含む。)の規定は、個人の昭和四十三年分以後の所得税及び法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(企業合理化促進法の一部改正)

第二十條 企業合理化促進法の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

(企業合理化促進法の一部改正に伴う経過規定)

第二十一條 個人又は法人の附則第四條第一項又は第四條第二項又は第十一條第二項の規定により

旧法第十條又は第四十二條の四の規定の例によることとなつた場合における当該旧特定設備の廃棄については、前条の規定による改正前の企業合理化促進法第七條の規定は、なおその効力を有する。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十二條 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第二項中「各年」の下に「昭和四十二年までの各年に限る。」を加える。

附則第十二條第二項中「各事業年度」の下に「昭和四十三年四月一日前に開始する事業年度に限る。」を加える。

理由

今次の税制改正の一環として、輸出の振興等に資するため、輸出割増償却制度、海外市場開拓準備金制度、技術等海外取引の特別控除制度等の拡充合理化及び民間外貨債利子に対する所得税の免除を行ない、技術開発の促進に資するため、試験研究費が増加した場合の税額控除制度の拡充等を行ない、中小企業の構造改善に資するため、構造改善促進計画に係る中小企業者の機械等の割増償却制度等を創設するとともに、国債について別わく少額貯蓄非課税制度を創設し、さらに原油備蓄施設の割増償却制度及び地中送配電設備の特別償却制度を創設するほか、既存の特別措置につき価格変動準備金の積立率の引下げ及び合併又は特定

設備の廃棄をした場合の税額控除制度の合理化並びに資本構成改善の場合の税額控除制度等の適用期限の延長を行なう等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十三年二月十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律
日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法(昭和三十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

わが国海運業が海運業の再建整備に関する臨時措置法に基づく整備計画を実施中であることにかんがみ、日本開発銀行の行なう外航船舶の建造のための融資について利子補給契約を結ぶことができる期間を昭和四十四年三月三十一日まで延長す

る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十三年二月十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

皇室経済法施行法の一部を改正する法律
皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「六千八百万円」を「八千四百万円」に改める。
第八条中「六百二十万円」を「七百二十万円」に改める。

附 則

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

理 由

最近の経済情勢にかんがみ、内廷費及び皇族費の定額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的
本案は、今次税制改正の一環として、おおむね次のような改正を行なうこととしている。

(一) 所得税の減税

(1) 所得控除の引上げ

所得控除を次のとおり引き上げることとしている。

イ 基礎控除 一六万円(現行 一五万円)

ロ 配偶者控除 一六万円(現行 一五万円)

ハ 扶養控除 八万円(現行 七万円)

ニ 給与所得控除

(イ) 定額控除 一〇万円 (現行 八万円)

(ロ) 二〇％控除 八〇万円まで(現行 六〇万円まで)

(ハ) 一〇％控除 一〇〇万円まで(現行 八〇万円まで)

(ニ) 最高限度額 二八万円 (現行 二三万円)

なお、以上の引上げと関連して、最低税率を九・五％(現行 九％)に引き上げることとしている。

(2) その他の所得控除の引上げ

イ 障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ八万円(現行 七万円)に引き上げ、特に重度障害者の障害控除については二万円(現行 七万円)に引き上げることとしている。

ロ 母子家庭など配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族にかかる扶養控除を一〇万円とすることとしている(現行 共かせぎ世帯など配偶者控除を受ける配偶者のいない世帯の一人目の扶養控除八万円)。

(二) 所得税制の整備合理化

(1) 寄付金控除の足切限度額を一〇万円(現行 二〇万円)に引き下げることとしている。

(2) 適格退職年金の従業員掛金及び地方公共団体が心身障害者に関して実施する共済制度に基づく掛金を生命保険料控除の対象とするともに、同制度に基づく給付を非課税所得に加えることとしている。

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一) 議案に関する報告書

五三六

(3) 雑損控除、医療費控除等の所得控除については、配偶者控除や扶養控除等の人的控除と同様に、確定申告書にその記載がない場合でも控除することができることとし、確定申告書の提出の要否についても、これらを控除したところでその判定を行なうこととしている。

(4) 白色申告者の専従者控除等については、確定申告書の提出がない場合でもやむを得ない事情があるときは、これを認めることとしている。

(5) 純損失(損益通算後の赤字の金額)の繰越控除については、純損失の生じた年分について青色申告書を提出している場合には、じ後の各年については提出している申告書が青色申告書であることを要しないこととしている。

(6) 雑所得の計算上生じた損失の金額については、他の所得との損益通算はできないこととしている。

(7) 年末調整の対象となる給与について毎月徴収される税額が一〇〇円に満たない場合は、その月分の源泉徴収は要しないことに改める等所要の規定の整備合理化を図ることとしている。

なお、以上の改正に伴う昭和四十三年度における減収見込額は、一、〇五一億円となっている。

二 議案の修正議決理由

本案は、今次税制改正の一環として、中小所得者の負担の軽減及び税制の簡素化をはかるための措置として妥当なるものと認めるが、なお、施行期日を公布の日に改める必要があるため、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年四月三日

大蔵委員長 田村 元

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日昭和四十三年四月一日から施行する。

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、今次税制改正の一環として、おおむね次のような改正を行なうこととしている。

(一) 引当金についての青色申告要件の廃止

現在法人税法で認められている五つの引当金制度(貸倒引当金、返品調整引当金、賞与引当金、退職給与引当金および特別修繕引当金)の適用については、青色申告を要件とせず、無申告でない限りこれを是認することとしている。

(二) 欠損金の繰越控除についての適用要件の緩和

欠損金の繰越控除については、欠損金の生じた事業年度について青色申告書を提出している場合には、じ後の各事業年度については、申告書が青色申告書であることを要しないこととしている。

(三) 退職年金積立金に対する法人税率の引下げ

退職年金積立金に対する法人税(一定の要件に該当する退職年金に関する信託または保険の業務を行なう法人は、その退職年金積立金について法人税を課される。)の税率を一・二%から一%に引き下げるものとしている。

(四) その他の規定の整備合理化

有線放送電話事業を営む法人(主として農協)が、その事業に必要な施設を設けるために受益者から負担金として金銭等の交付を受け、それによつてその施設の固定資産を取得した場合には、その固定資産について圧縮記帳の特例(課税の繰延措置)を適用することができることとする等所要の規定の整備合理化を図ることとしている。

二 議案の修正議決理由

本案は、今次税制改正の一環として、課税所得計算の簡素合理化等税制の整備合理化をはかるための措置として妥当なるものと認めるが、なお、施行期日を公布の日に改めるとともに、欠損金の繰越控除の改正規定等の適用開始期日を本年四月一日に改める必要があるため、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年四月三日

大蔵委員長 田村 元

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

附 則

(小字及び一は修正)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日昭和四十三年四月一日から施行する。

(配当等の額とみなす金額に関する経過規定)

第二条 改正後の法人税法(以下「新法」という。)第二十四条第一項(減資等により交付される金銭等のうち配当等の額とみなす金額)の規定は、法人(新法第二号第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)が昭和四十三年四月一日の法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項各号に掲げる金銭その他の資産の交付を受ける場合について適用し、法人が同日前に当該金銭その他の資産の交付を受けた場合については、なお従前の例による。

(工事負担金に係る圧縮記帳及び引当金に関する経過規定)

第三条 新法第四十五条(工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)及び第五十二条から第五十六条まで(引当金)の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過規定)

第四条 新法第五十七条(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)、第五十八条(青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し)及び第八十一条第四項(欠損金の繰戻しによる還付)(新法第四十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

(退職年金積立金に対する法人税の税率に関する経過規定)

第五条 新法第八十七条(退職年金積立金に対する法人税の税率)の規定は、退職年金業務を行なう内国法人の施行日以後に開始する事業年度の退職年金積立金に対する法人税について適用し、退職年金業務を行なう内国法人の同日前に開始した事業年度の退職年金積立金に対する法人税について

は、なお従前の例による。

物品税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における課税物品の生産及び取引の状況等にかえりみ、おおむね次のような改正を行なうこととしている。

(一) 暫定軽減措置等の改正

本年中に暫定的軽減又は非課税措置の期限が到来する物品のうち、次に掲げる物品については、次の経過措置を講ずることとしている。

(1) 三センチメートルをこえるブラウン管を使用したトランジスタテレビ受像機(暫定非課税、本則税率一五%または二〇%)並びに三センチメートル以下のブラウン管を使用したカラー・トランジスタテレビ受像機及び電子楽器(暫定非課税、本則税率一五%)については、なお二年間(四十五年三月末まで)暫定的に非課税措置を継続することとしている。

(2) 温蔵庫及び三センチメートル以下のブラウン管を使用したトランジスタテレビ受像機で(1)に記したものの以外のもの(暫定非課税、本則税率一五%)については、二年間(四十五年三月末まで)暫定的に五%の軽減税率を適用することとしている。

(3) パッケージ型ルームクーラー(暫定税率一〇%、本則税率二〇%)については、二年間(四十五年九月末まで)暫定的に一五%の軽減税率を適用することとしている。

(四) アンサンブル式レコード演奏装置の暫定軽減措置(本則税率一五%を一〇%に軽減している。)の打切りに伴い、ステレオ式のラジオ受信機等その装置の関連部分品について税率の調整を行なうとともに、受信用真空管、ラジオ受信機のシャシ等を非課税とすることとしている。

(五) UHF(極超短波)テレビ放送の免許に伴い、いわゆるオールチャンネル・テレビ受像機について、その放送を受信するため特に必要とされる回路を附する費用に相当する金額を二年間(四十五年三月末まで)暫定的に課税標準に算入しないこととする等所要の規定の整備を図ることとしている。

なお、以上の改正に伴い、昭和四十三年度において五〇億円の増収が見込まれている。

二 議案の修正議決理由

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一) 議案に関する報告書

本案は、課税物品の最近における生産及び取引の状況等にかえりみ、物品税負担の適正化等をはかるための措置として妥当なるものと認めるが、なお、施行期日を四月十日に改めるとともに、改正法が四月一日から施行されなかつたことにより税負担が上昇した物品のうち、改正法の施行により税負担が軽減もしくは免除される物品に関する改正規定の適用開始日を本年四月一日に遡及させる等の必要があるので、別紙のとおり、修正議決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和四十三年四月三日

衆議院議長 石井光次郎殿

大蔵委員長 田村 元

〔別紙〕

(物品税法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 物品税法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「昭和四十三年九月三十日」の下に「(第二号に掲げる物品にあつては、昭和四十五年九月三十日)」を加え、同項第二号中「百分の十」の下に「(昭和四十三年十月一日から昭和四十五年九月三十日までの間に当該製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものにあつては、百分の十五)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 昭和四十三年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は○保税地域から引き取られる前条第一号に掲げる物品に課されるべき物品税の税率は、新別表の定めにかかわらず、その価格の百分の五とする。

附則第六条の表の下欄中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

附則第七条第一項中「及び第二十二條第三項」を「第二十二條第三項及び第二十六條第三項」に、

「第八十八條の二第三項の」を「第八十八條の二第三項(同法第八十八條の三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の)に、「承認」を「届出又は承認」に改め、「日以後」の下に「(同欄に期間を掲げている場合には、当該期間内。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、同項の表中附則第四条第二項第二号に掲げる物品の項を次のように改める。

附則第四条第二項第二号に掲げる物品	昭和三十七年一〇月一日から昭和四三年九月三〇日まで	昭和四三年一〇月一日から昭和四五年九月三〇日まで	税率
	昭和三十七年一〇月一日から昭和四五年九月三〇日まで	昭和四五年一〇月一日	一五%
附則第四条第三項に規定する物品	昭和四十三年四月一日から昭和四五年三月三十一日まで	昭和四五年四月一日	税率
	昭和四十三年四月一日から昭和四五年三月三十一日まで	昭和四五年四月一日	一五%

附則第七条に次の一項を加える。

3 前項の規定は、第一項の表の物品名欄に掲げる物品のうち、関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十一年法律第三十九号)による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一條第一項、第十二條第一項又は第十三條第一項の規定により物品税の免除を受けて同表の期間欄に掲げる期間の末日までに保税地域から引き取られるものについて、同表の期日欄に掲げる日以後に同法第十一條第三項若しくは第十二條第三項又は第十三條第三項において準用する関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五條第二項、第十六條第二項若しくは第十七條第三項の規定に該当することとなつた場合について準用する。

附則第八条中「課税物品若しくは」を「課税物品、」に、「課税物品について、同表」を「課税物品若しくは当該期間内に同法第八十八條の三第一項に規定する参加国若しくは出品者によつて同項に規定する方法により購入された課税物品について、同表」に、「の規定の適用がある場合又は」を「若しくは租税特別措置法第八十八條の三第五項本文の規定の適用がある場合又は当該期間内に」に改める。

附則第十条第二項及び第四項中「附則第三條各号」を「附則第三條第一号」に改め、同条第六項中「第四十六條第三号」を「第四十六條第二号」に、「同条第三号」を「同条第二号」に改める。

附則第十一条第一項の表中

昭和四十三年四月一日	七〇個一五%	を	昭和四十三年一〇〇個五%	昭和四五年一〇〇個一〇%
四月一日	七〇個一五%		四月一日	四月一日

に改め、附則第三条第二号に掲げる物品で新別表第二種第一〇号に該当するものの項、附則第三条第二号に掲げる物品で新別表第二種第一〇号に該当するものの項、附則第四条第一項第一号に掲げる物品の項及び附則第四条第一項第二号に掲げる物品の項を削り、昭和四十三年一〇〇個一〇%とする。

昭和四三年	二〇個	五%
昭和四五年	二〇個	五%

を
に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

(一般的経過規定)

第二条 この附則及び改正後の物品税法の一部を改正する法律に別段の定めがあるものを除き、
〇この法律の施行前に課した、又は課すべきであった物品税については、なお従前の例によ
る。

(暫定的非課税)

第三条 次に掲げる物品のうち、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から昭和四十五年三月
三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は〇保税地域から引き取られるもの
については、物品税を課さない。
〇この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から昭和四十五年三月三十一日までの間に

一 改正後の物品税法別表(以下「新別表」という。)第二種第一〇号1及び2に掲げる物品のうち高
圧電源回路以外の回路に受信用真空管を使用しないテレビジョン受像機で、映像面の最大径が三
十二センチメートルをこえるブラウン管を使用したもの及びカラー放送電波を受信し、その映像
の各部に適した色彩を現出させ、かつ、変化させることにより放送電波による色彩映像を再現す
るもの

二 新別表第二種第一〇号5に掲げる物品のうち、その音源が電気発振方式の音源群のみからなる
もの

(税率の暫定的軽減)

第四条 次の各号に掲げる物品のうち、施行日〇から昭和四十五年三月三十一日までの間にその製造
に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに課されるべき物品税の税率は、
新別表の定めにかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。
〇第一号に掲げる物品でその製造に係る製造場から移出されるものに
ついては、適用日

一 新別表第二種第一〇号2に掲げる物品のうち高圧電源回路以外の回路に受信用真空管を使用し
ないテレビジョン受像機で、前条第一号に掲げるもの以外のもの その価格の百分の五

二 新別表第二種第一〇号4に掲げる拡声用増幅器のうち、他の拡声用増幅器に接続してその入力
を増幅するための増幅器 その価格の百分の五

昭和四十三年四月四日 衆議院会議録第二十号(一) 議案に関する報告書

三 新別表第二種第一〇号4及び5に掲げる物品のうち、改正前の物品税法別表(以下「旧別表」と
いう。)第二種第一〇号9に掲げる拡声用増幅器及び拡声器(次号に掲げるものを除く。)に該当す
るもの その価格の百分の十

四 新別表第二種第一〇号5に掲げる物品のうち、旧別表第二種第一〇号9に掲げる拡声器に該当
するもので、スピーカーケースの幅又は高さが三十センチメートル未満のもの その価格の百分
の五

(軽減税率適用物品等の免税移出に係る経過規定)

第六条 次の表の物品名欄に掲げる物品のうち同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場
から移出されるもので、物品税法第十七条第三項(同法第十九条第三項、第二十二条第三項及び第
二十六条第三項において準用する場合を含む。)又は租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)
第八十八条の二第三項(同法第八十八条の三第三項において準用する場合を含む。)の届出又は承認
に係るもの(当該届出又は承認に係る期限が同表の期日欄に掲げる日以後(同欄に期間を掲げている
場合には、当該期間内。次項及び次条において同じ。)に到来するものに限り、)について、当該期限
までにこれらの規定に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率
は、それぞれ同表の税率欄に掲げる税率とする。

物 品 名	期 間	期 日	税 率
附則第四条第一号に掲げる物品	適用日 施行日から昭和四五年三月三十一日まで	昭和四五年四月一日	一五%
新別表第二種第一〇号4に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号7に掲げる物品に該当するもの	施行日前から昭和四三年三月三十一日まで	昭和四三年四月一日	一五%
附則第四条第三号に掲げる物品	施行日前から昭和四三年三月三十一日まで	昭和四三年四月一日から昭和四五年三月三十一日まで	一〇%
	施行日前から昭和四五年三月三十一日まで	昭和四五年四月一日	一五%

2

前項の表の物品名欄に掲げる物品のうち、次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一) 議案に關する報告書

税の免除を受けて同項の表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて、同表の期日欄に掲げる日以後に次の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれ同項の表の税率欄に掲げる税率とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
物品税法第十八条第一項	同法第十八条第八項
物品税法第二十三条第一項	同法第二十三条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第三項において準用する関税定率法第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律第十一号)第九条第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十九年法律第四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律第九条第二項又は第十一条第二項(これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律第三条第二項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律第十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律第四条において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律第八條(日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律第四条において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十九年法律第十二号)第二條

(もどし入れに係る経過規定)

第八條 施行日前にその製造に係る製造場から移出された旧別表第二種第一〇号の課税物品のうち、新別表第二種第一〇号の課税物品に該当しないもので、施行日から昭和四十三年六月三十日までの間に当該製造場にもどし入れられたものについては、物品税法第二十八條の規定の適用上なお第二種種の課税物品とみなす。この場合において、同条第一項中「これらの規定」とあるのは「昭和四十三年四月一日から同年六月三十日までの間におけるこれらの規定」と、同条第二項中「申告書の提出があつたとき」とあるのは「申告書が昭和四十三年六月三十日までに提出されたとき」とする。

(營業開発申告に係る経過規定)

第九條 施行日(附則第四條第一号に掲げる物品で課税物品に該当するものについては、適用日。以下この条において同じ。)前日から引き続いて附則第四條第一号、第二号若しくは第四号に掲げる物品又は新別表第二種第一〇号に掲げる拡声用増幅器のうち他の拡声用増幅器に接続してその入力を増幅するための増幅器で、課税物品に該当するものの製造をする者は、同日(施行日)から一月以内に、その製造場の

位置その他政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

2 昭和四十五年四月一日前から引き続き附則第三条各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造をする者は、同日から一月以内に前項に規定する事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

3 施行日前から引き続き物品税法第七条第一項の委託又は指示をすることにより、同項の規定により第一項に規定する物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、施行日同日から一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他政令で定める事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

4 昭和四十五年四月一日前から引き続き物品税法第七条第一項の委託又は指示をすることにより、同項の規定により附則第三条各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、同日から一月以内に、前項に規定する事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

5 第一項若しくは第三項の規定による申告をした者又は第二項若しくは前項の規定による申告をした者は、それぞれ、施行日又は昭和四十五年四月一日において物品税法第三十五条第二項前段又は第四項の規定による申告をした者とみなす。

6 第一項又は第三項及び物品税法第四十六条第二号の規定は、第一項又は第三項に規定する者で施行日から一月以内に第一項の製造を廃止し、又は第三項の行為をしないこととなるものについて、第二項又は第四項及び同条第二号の規定は、第二項又は第四項に規定する者で昭和四十五年四月一日から一月以内に第二項の製造を廃止し、又は第四項の行為をしないこととなるものについては、それぞれ、適用しない。

(手持品課税)

第十条 次の表の物品名欄に掲げる物品(課税物品)に該当するものに限る。以下この条において同

じ。を、同表の期日欄に掲げる日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所で販売のため所持する当該物品の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所で所持する場合に、その合計数量)がそれぞれ同表の数量欄に掲げる数量以上であるときは、当該物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製造した者とみなし、その日に当該物品をその製造に係る製造場から移出したものとみなして、同表の税率欄に掲げる税率により物品税を課する。

物 品 名	期 日	数 量	税 率
新別表第二種第一〇号2に掲げる物品のうち、カラーテレビジョン受像機(カラー放送電波を受信し、その映像の各部に適した色彩を現出させ、かつ、変化させることにより放送電波による色彩映像を再現する受像機をいい、附則第三条第一号に掲げるものを除く。〇〇次条第二項第二号において同じ。	昭和四三年四月一日	一〇〇個	二%
附則第四条第一号に掲げる物品	昭和四三年四月一日	一〇〇個	五%
	昭和四五年四月一日	一〇〇個	一〇%
新別表第二種第一〇号3に掲げるアンサンブル式レコード演奏装置	昭和四三年四月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号4に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号7に掲げる物品に該当するもの	昭和四三年四月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号4に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号9に掲げる物品に該当するもの	昭和四三年四月一日	一〇〇個	五%
	昭和四五年四月一日	一〇〇個	五%

新別表第二種第一〇号に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号の課税物品に該当するもの	昭和四三年四月一日	二〇〇個	五%
附則第三条第一号に掲げる物品で、新別表第二種第一〇号1に掲げる物品に該当するもの	昭和四五年四月一日	二〇〇個	五%
附則第三条第一号に掲げる物品で、新別表第二種第一〇号2に掲げる物品に該当するもの	昭和四五年四月一日	二〇〇個	二〇%
附則第三条第二号に掲げる物品	昭和四五年四月一日	二〇個	一五%

2 前項の規定による物品税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品(同一の日に同項の規定に該当することとなつたものに限る。)に係る物品税額の合計額が、同一人につき、十万円以下のときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月末日限り、十万円をこえるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該翌月の一日から当該各号に掲げる期間内の各月にその税額を等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

- 一 その税額が二十万円以下のとき。 二月
- 二 その税額が二十万円をこえ四十万円以下のとき。 三月
- 三 その税額が四十万円をこえ六十万円以下のとき。 四月
- 四 その税額が六十万円をこえるとき。 五月

3 第一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに当該物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、当該物品が同項の規定により製造場から移出されたものとみなされた日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 第一項の表の物品名欄に掲げる物品で同項の規定による物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場にもどし入れられた場合において、当該物品の製造者(同項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう。)が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額は、物品税法第二十八条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額にあわせて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。

5 第一項に規定する者が同項の期日欄に掲げる日において所持する物品のうち、同一の日に、同項の規定に該当することとなつたものと物品税法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十四号)附則第十一条第一項の規定に該当することとなつたものがある場合においては、税務署長は、第二項又は同条第二項の規定にかかわらず、第一項及び同項第一項の規定により課されるべき物品税に相当する金額の合計額について第二項の規定に準じ、その物品税を徴収する。

6 第一項の場合において、施行日に同項の規定に該当することとなつた物品は、第二項、第三項及び前項の規定の適用については、適用日に第一項の規定に該当することとなつたものとみなす。

(旧法の適用についての経過規定)

第十一条 次の各号に掲げる物品で、適用日から昭和四十三年四月九日までの間にその製造に係る製造場から移出されたものについては、改正前の物品税法の規定の適用がなかつたものとみなす。

- 一 新別表第二種第九号に掲げる温蔵庫
- 二 附則第三条各号に掲げる物品
- 三 附則第四条第一号に掲げる物品
- 2 次の各号に掲げる物品で、適用日においてその製造に係る製造場及び保税地域以外の場所であつたものについては、改正前の物品税法の一部を改正する法律附則第十一条第一項の規定の適用がなかつたものとみなす。
- 一 前項第一号に掲げる物品
- 二 新別表第二種第一〇号2に掲げる物品のうち、カラーテレビジョン受像機
- 三 附則第三条第一号及び附則第四条第一号に掲げる物品
- 四 新別表第二種第一〇号3に掲げるアンサンブル式レコード演奏装置

(罰則に係る経過規定)

第十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

(一) 輸出の振興等

(1) 輸出割増償却制度を拡充し、甲種輸出貢献企業については割増償却の限度額を通常の場合の一・六倍、乙種輸出貢献企業については一・三倍とすることとしている。

なお、甲種輸出貢献企業とは、輸出金額、輸出比率等にてらして輸出の伸長にともに貢献した企業として主務大臣の認定をうけたものをいい、乙種輸出貢献企業とは、輸出金額にてらして輸出の増加に貢献した企業として主務大臣の認定をうけたものをいう。

(2) 海外市場開拓準備金制度(海外市場の開拓費にあてるため輸出取引額の一定割合まで準備金を積み立てることができる制度)を拡充し、右に述べた甲種輸出貢献企業については準備金の積立限度額を通常の場合の一・六倍、乙種輸出貢献企業については一・三倍とすることとしている。

(3) 技術等海外取引の特別控除制度(外貨を対価として工業所有権、著作権等を譲渡した場合に一定金額の損金算入を認める制度)の適用対象に、次の取引を加えることとしている。

(イ) 外貨を対価とする農業及び漁業に関する技術指導

(ロ) 特定の開発途上国の一次産品の仲介貿易でわが国の貿易の拡大に寄与するもの

(4) 海外投資損失準備金(開発途上国に対する投資を促進するため、内国法人が現地法人の株式等を取得した場合に、その取得価額の二分の一以下の金額まで準備金を積み立てることができる)

る制度)の対象となる新開発地域法人の範囲を拡大し、特定の地域において石油資源を開発する事業を行なう法人を加えることとしている。

(5) 本年四月一日から二年以内に発行される民間外貨債(償還期限が三年以上のものに限る。)の利子について所得税を免除することとしている。

(6) 国際観光ホテル整備法による登録ホテル業等の用に供する建物、構築物等の減価償却資産の耐用年数を短縮することとしている。

(二) 技術開発の促進

(1) 試験研究費の額が増加した場合の税額控除制度を拡充し、当期の試験研究費の支出額が基準年度後の最大支出額に対し年率一二%をこえて増加した場合には、そのこえる部分の金額についての税額控除率を五〇%(現行二五%)に引き上げることとしている。

(2) 電子計算機買戻準備金制度を創設し、本年四月一日から三年以内に電子計算機の製造又は販売会社が電子計算機の貸付会社へ電子計算機を売り渡した場合に、その販売価格の一〇%相当額を限度とする準備金の積立てを認めることとしている。

(三) 中小企業の構造改善

(1) 本年四月一日から一年以内に一定の条件をみたす中小企業構造改善促進計画を実施することについて承認をうけた商工組合等の組合員である中小企業者の工場用建物、機械設備等について、五割増しの割増償却を認める制度を創設することとしている。

(2) 本年四月一日から二年以内に、事業協同組合等が組合員等の職業訓練のための共同教育施設を設置した場合には、その教育施設について五年間一〇割増しの割増償却をすることができ、制度を創設することとしている。

(3) 中小企業近代化促進法の指定業種に属する中小企業者の機械等の割増償却制度について、業種指定の期限を二年間(四十五年三月末日まで)延長することとしている。

(4) 中小企業構造改善準備金制度(事業の共同化、工場店舗の集団化等の費用に充てるための準備

金を設定した場合に、その損金算入を認めるもの、中小企業の貸倒引当金の特例(資本金一億円以下の法人について、普通限度額の二割増しの繰入れを認めているもの)等中小企業に関する課税の特例の適用期限をそれぞれ二年間(四十五年三月末日まで)延長することとしている。

(四) 既存の特別措置の整備合理化等

(1) 価格変動準備金の積立率を、価格変動の著しい物品及び上場株式については六%(現行八%)、その他のたな卸資産については四%(現行六%)、その他の有価証券については二%(現行三%)に引き下げることとしている。ただし、既往の積立額を下回ることにならないよう所要の経過措置を講ずることとしている。

(2) 特定設備をスクラップ化した場合の特別税額控除制度(老朽設備をスクラップ化した場合に、その取得価額の一定割合相当額を税額控除する制度)を全面的に改正し、特定の産業に属する企業全般の体質の強化又は国際競争力の充実のために緊急に必要とされる特定産業構造改善計画を実施する業種として指定されたものに属する企業が、当該計画に基づいて特定の設備を本年四月一日から二年以内にスクラップ化した場合に限って税額控除する制度とすることとしている。

(3) 合併をした場合の税額控除制度(合併後三年間、その所得の一定割合に相当する額の税額控除を行なう制度)について、税額控除率を一〇%(現行二〇%)に縮減して、その適用期限を二年間(四十五年三月末日まで)延長することとしている。

ただし、前述のスクラップ税額控除制度の指定業種については控除率を現行どおりとすることとしている。

(五) その他

(1) 本年一月一日から四十五年三月末日までの間に発行される国債を個人がその発行の日から一年を経過する日(その日が四十五年三月末日後であるときは、同日)までに取得した場合には、

現行の少額貯蓄非課税制度に準ずる手続きにより、同制度の別わくとして、額面金額の合計額五〇万円を限度として、その発行後四回目までの支払利子(半年ごとの利払いを二年分)を非課税とすることとしている。

(2) 本年四月一日から三年以内に石油精製業者等が原油備蓄の増強のために緊急に必要とされる貯蔵施設を取得して備蓄の用に供した場合につき、五年間一〇割増しの割増償却制度を創設することとしている。

(3) 大都市及びその周辺地域における電気事業の地中化送配電設備について、初年度四分の一の特別償却制度を創設することとしている。

(4) 事業用資産の買換えの特別措置(事業の用に供している土地、建物等を譲渡して、その対価で一定の期日までにこれらの資産を取得して事業の用に供する場合には、課税の繰延べを認める措置)の適用期限を一年間(個人は四十四年十二月末日まで、法人は四十五年三月末日まで)延長することとしている。

(5) 中小企業投資育成株式会社が優先株式(四十四年三月末日までの間に中小企業金融公庫が引き受けたものに限る)に対する配当をしたときは、その配当の金額を損金に算入することができることとしている。

(6) 期限の到来する特別措置のうち、次に掲げるものについては、現行のままその適用期限を二年間(四十五年三月末日まで)延長することとしている。

- (イ) 資本構成を改善した場合の税額控除制度
- (ロ) 耐火建築物等の割増償却制度
- (ハ) 探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除制度
- (ニ) 中小企業者の取得する土地に係る登録免許税の軽減
- (ホ) 法人の合併登記の登録免許税の軽減

(7) 期限の到来する特別措置のうち、次に掲げるものについては、現行のままその適用期限を五年

間(イ)は四十八年三月末日まで、他は同年十二月末日まで)延長することとしている。

(イ) 農地等を生前一括贈与した場合の贈与税の納期限の延長の特例

(ロ) 右の生前一括贈与に係る農地等の登録免許税の軽減

(ハ) 現物出資による農地等の登録免許税の軽減

(8) その他取用等に伴い代替資産を取得した場合の圧縮記帳の特例等に関する申告要件について、ゆうじよ規定を設ける等所要の規定の整備合理化を行なうこととしている。

なお、以上の改正に伴う昭和四十三年度における減収見込額および増収見込額は、それぞれ四一億円となつてゐる。

二 議案の修正議決理由

今次税制改正の一環として、輸出の振興、技術開発の促進及び中小企業の構造改善等当面の政策上の要請に応じて所要の措置を講ずるとともに、既存の特別措置の整備合理化または期限の到来する特別措置について所要の措置を講ずることは、時宜に適合するものと認めるが、なお、施行期日を公布の日に改めるとともに、減価償却の特例等改正法の規定の適用開始期日を原則として本年四月一日に改める等の必要があるので、別紙のとおり、修正議決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十三年四月三日

大蔵委員長 田村 元

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第四条を次のように改める。

(少額国債の利子の非課税)

第四条 所得税法の施行地に住所を有する個人が、証券業者又は金融機関で政令で定めるものの営業

所又は事務所(以下この条において「販売機関の営業所等」という。)において、昭和四十三年一月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行される国債(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行されるものに限る。以下この条において同じ。)をその

発行の日から一年を経過する日(その日が昭和四十五年三月三十一日後である場合には、同日)までに購入する場合において、政令で定めるところにより、その購入の際その国債につきこの項の規定

の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「特別非課税貯蓄申込書」という。)を提出したときは、その国債の発行の日から第四期の利子の支払期までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に属する利子の各計算期間ごとにその計算期間を通じて(そ

の国債が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて)次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り、当該計算期間に対応する利子については、所得税を課さない。

一 その国債につき政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けていること。

二 その国債の額面金額と当該販売機関の営業所等において特別非課税貯蓄申込書を提出して購入した他の国債の額面金額との合計額が、その個人が当該販売機関の営業所等を経由して提出した

次項において準用する所得税法第十条第三項の特別非課税貯蓄申告書に記載された同項第四号に掲げる最高限度額(同条第四項の申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後において

は、変更後の最高限度額)をこえないこと。

2 所得税法第十条第二項から第七項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

この場合において、これらの規定中「非課税貯蓄申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄申告書」と、同条第三項及び第七項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第四条第一項」と、同条第六項中「百万円」とあるのは「五十万円」と読み替えるものとする。

(旧法第四十二条の四第一項に規定する特定設備をいう。次項において同じ。)の同条第一項に規定する廃棄をした場合については、なお従前の例による。

2 法人が、旧特定設備で昭和四十二年八月三十一日以後に旧法第四十二条の四第一項の規定の適用を新たに受けることができることとなつたものうち政令で定める設備につき、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に、同項に規定する廃棄をした場合には、同項中「昭和四十三年三月三十一日」とあるのは「昭和四十四年三月三十一日」と、「政令で定める設備」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号)附則第十一条第二項に規定する政令で定める設備」として、同条の規定の例によるものとする。

3 新法第四十二条の五の規定は、法人が^{昭和四十三年四月一日}施行日以後に行なつた同条第一項に規定する特定合併について適用し、法人が同日以前に行なつた旧法第四十二条の五第一項に規定する特定合併については、なお従前の例による。

4 ^{昭和四十三年四月一日}施行日前に旧法第四十二条の五第一項に規定する特定合併を行なつた法人で、同日以後に新法第四十二条の五第一項に規定する特定合併を行なつたもののこれらの規定により法人税の額から控除される金額の計算については、前項の規定にかかわらず、政令で定める。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第十二条 ^{昭和四十三年四月一日}新法第四十三条の規定は、法人が^{昭和四十三年四月一日}施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 法人が新法第四十六条の二第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する総収入金額のうち同項に規定する海外取引等による収入金額で新法の規定により同条第三項第四号に掲げる取

引に新たに該当することとなつたもの又は同項第十一号に掲げる取引によるものがあるときは、これらの取引による収入金額については、当該法人の^{昭和四十三年四月一日}施行日以後の当該取引による収入金額に限るものとする。

3 法人が、^{昭和四十三年四月一日}施行日前に開始した事業年度において新法第四十五条の二第一項、第四十八条の二第一項又は第五十一条の二第一項に規定する減価償却資産についてこれらの規定の適用を受ける場合には、新法第四十六条第一項、第四十六条の二第一項、第五十二条の三及び第五十二条の四第一項の規定中新法第四十五条の二、第四十八条の二又は第五十一条の二に関する部分の規定は、当該事業年度から適用する。

(法人の準備金に関する経過規定)

第十三条 ^{昭和四十三年四月一日}施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「改正事業年度」という。)において、改正事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十五号)附則第十条第一項の規定の適用を受けるものを除く。次項において同じ。)と改正事業年度終了の日において旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額とのうちいずれか少ない金額(改正事業年度の所得の金額に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について改正事業年度を^{昭和四十三年四月一日}施行日前に開始した事業年度とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)附則第十二条第二項の規定の適用がある法人については、同項の規定の例により計算した金額)が、改正事業年度終了の日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえる法人については、同項の規定にかかわらず、当該合計額にそのこえる金額を加算した金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。この場合において、旧法第五十三条第一項第一号中「後入先出法」とあるのは、「後入先出法若しくはこれに準ずる評価方法」とする。

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一) 議案に関する報告書

五四八

2 前項の規定の適用を受けた法人の新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額が当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額をこえることとなる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 当該事業年度終了の日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額
二 当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額から同日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額と前号に掲げる合計額とのいずれが多い金額を控除した金額

3 新法第五十六条の規定は、同条第一項に規定する内国法人が施行日以後に同項に規定する特定株式等取得する場合について適用し、同日前に当該特定株式等取得した場合については、なお従前の例による。

4 新法第五十六条の七第一項に規定する特定電子計算機貸付会社との間に同条第三項に規定する政令で定める特約を締結している法人の施行日以後に開始する事業年度については、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十五号)附則第十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第五十八条の四の規定は、適用しない。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定)

第十四条 新法第五十八条の規定は、昭和四十三年四月一日施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について

て適用し、同日前の旧法第五十八条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

(法人の新鉱床探鉱費の特別控除に関する経過規定)

第十五条 法人の施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度における旧法第五十八条の三の規定の適用については、同条第一項中「昭和四十三年三月三十一日まで」とあるのは、「昭和四十三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日まで」とする。

(法人の利付外貨債の発行差金の非課税に関する経過規定)

第十六条 新法第六十八条の二の規定は、昭和四十三年四月一日施行日以後に発行された同条に規定する利付外貨債の発行差金について適用し、同日前に発行された当該利付外貨債の発行差金については、なお従前の例による。

(法人の申告要件の緩和等に関する経過規定)

第十七条 新法第四十七条、第六十一条、第六十四条から第六十五条の五まで、第六十五条の七から第六十六条まで、第六十六条の十一及び第六十七条の三の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(登録免許税に関する経過措置)

第十八条 次に掲げる登記で昭和四十三年三月三十一日までに受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。

一 旧法第七十七条の三に規定する農業生産法人が、昭和三十八年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、その出資者から出資を受けた同条に規定する土地又は土地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記

二 旧法第七十八条の三に規定する事業協同組合等の組合員又は所屬員たる中小企業者が、昭和四十三年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、当該事業協同組合等から取得した同条に規定する土地の所有権の移転の登記

三 昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に合併をした法人がその合併により取得した旧法第八十一条の三第二項に規定する不動産の権利又は船舶の所有権の移転の登記

(国際観光ホテル整備法の一部改正)

第十八条 国際観光ホテル整備法の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

(減価償却資産の耐用年数)

第八条 所得税又は法人税の課税標準に関する登録ホテル業の用に供する減価償却資産で政令で定めるものの耐用年数は、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところによる。

第二十八条中「固定資産」を「減価償却資産」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 削除

(国際観光ホテル整備法の一部改正に伴う経過規定)

第十九条 改正後の国際観光ホテル整備法第八条(同法第二十八条において準用する場合を含む。)の

規定は、個人の昭和四十三年分以後の所得税及び法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税

について適用し、個人の昭和四十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法

人税については、なお従前の例による。

(企業合理化促進法の一部改正)

第二十条 企業合理化促進法の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

(企業合理化促進法の一部改正に伴う経過規定)

第二十一条 個人又は法人の附則第四条第一項又は第十一条第一項に規定する旧特定設備が附則第四条第二項又は第十一条第二項の規定により旧法第十条又は第四十二条の四の規定の例によることとなつた場合における当該旧特定設備の廃棄については、前条の規定による改正前の企業合理化促進法第七条の規定は、なおその効力を有する。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「各年」の下に「(昭和四十二年までの各年に限る。)」を加える。

附則第十二条第二項中「各事業年度」の下に「(昭和四十三年四月一日前に開始する事業年度に限る。)」を加える。

日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、わが国海運業が、企業の再建整備と国際競争力の強化を図るため、海運業の再建整備に関する臨時措置法に基づく整備計画を実施中であることにかんがみ、政府が、外航船舶の建造のための融資について利子補給金を支給する旨の契約を日本開発銀行と結ぶことができる期間を、昭和

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(二) 議案に関する報告書

五五〇

四十四年三月三十一日まで延長しようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、わが国海運業の現状にかんがみ、企業の新建整備と国際競争力の強化を図るため必要かつ適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十三年度一般会計予算運輸省所管海運助成費外航船舶建造融資利子補給に必要な経費のうち、二億六千二十七万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十三年四月三日

運輸委員長 大野 市郎

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議

現行海運業の新建整備に関する臨時措置法のもとにわが国海運業は敗戦の痛手を克服し新建整備は順調に進捗しつつあるが、政府は海国日本としての今後のわが国経済に占める海運政策の重要性を一そう認識し、速やかに国際海運業における指導国としての水準を確保させるため業界の自主自立を前提として新たな観点に立つた海運発展振興策を樹立すべく業界の体制整備、体質の向上、国際競争

力の強化等、財政、税制、金融全般にわたり検討を行ない、昭和四十四年度より新政策の出発を期するべきである。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十九年四月の内廷費の定額改定及び昭和四十年四月の皇族費の定額改定以後の物価の上昇及び国家公務員給与の引き上げ等の情勢にかんがみ、内廷費及び皇族費について、人件費及び物件費の増加を考慮して、内廷費の定額を千六百万円増額して八千四百万円に、皇族費算出の基礎となる定額を百万円増額して七百二十万円にそれぞれ改定しようとするものである。

なお、施行期日は、昭和四十三年四月一日としている。

二 議案の修正議決理由

本案は、最近の経済情勢にかんがみ、妥当な措置と認めるが、「四月一日」としている施行期日については、すでにその日も経過しているので、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約二千三百三十三万円が昭和四十三年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十三年四月三日

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

内閣委員長 三池 信

(小字及び―は修正)

附 則

この法律は、公布の日昭和四十三年四月一日から施行する。し、昭和四十三年四月一日から適用する。

昭和四十三年四月四日 衆議院會議録第二十号(一)

五五二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
ただし厚紙紙は三十円
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)